

第六次 串間市 長期総合計画

— 総合戦略・後期基本計画 —

豊かな自然と共存し
みんなで創り育てる
多様性と持続性のまち くしま



令和8年3月
宮崎県 串間市

ごあいさつ

近年、全国的に少子高齢化と人口減少が加速し、地方を取り巻く社会経済環境は大きな転換期を迎えています。エネルギーや食料をめぐる国際情勢の変化、物価高騰、自然災害の激甚化など、本市においても将来の暮らしや地域経済の持続性が大きく問われる時代となっております。こうした中、市政を預かる者として、責任と使命の重さを胸に刻み、「新しい仲間へ。」の思いを込めて市政運営に取り組んでおります。



本市では、このような状況に対応するため、今後5年間のまちづくりの道筋を示す「第六次 中間市長期総合計画後期基本計画」を策定いたしました。基本構想で掲げた「豊かな自然と共存し、みんなで創り育てる多様性と持続性のまち くしま」という理念を継承しつつ、市民誰もが安心して暮らし、次の世代が未来に希望を持てるまちを実現するための施策を方向づけたものであります。

特に後期基本計画では、所信表明でもお示した五つの柱―「いのちを守る」「持続可能な行政運営」「人口減少対策」「産業振興」「くしまの未来を担う人づくり」―を、今後の行政運営の中核に据えています。まずは、事業の徹底した見直し等によって財政健全化を図りつつ、市民の命と暮らしを守るための最優先課題である、市民病院の再建や医師確保に向けた取組、災害に強いまちづくりの推進、さらには、ふるさと納税の拡充、市内経済の活性化にも積極的に取り組んでまいります。

また、急速に進む人口減少に対しては、移住・定住の促進や若い世代のUターン支援、地域企業の成長支援など、地域の活力を維持するための対策を強化します。基幹産業である農林水産業の振興、商工業の担い手確保にも力を注ぎ、地域全体の所得向上と産業基盤の安定化を図ります。加えて、小中高一貫教育や「くしま学」を通じた郷土愛の醸成、福島高校の魅力化など、未来を担う人づくりにも全力で取り組んでまいります。

これら一つひとつの取組は、どれも容易な道ではありません。しかし、市民の皆様、地域団体、事業者、関係機関の皆様と力を合わせ、「誠実に、粘り強く、一歩ずつ」進めていくことで、必ずや持続可能なふるさと仲間を次世代へ引き継ぐことができると確信しております。

結びに、本計画の策定にあたり、多くのご意見やご示唆を賜りました総合計画審議会委員の皆様、市議会議員の皆様、そして日頃より温かいご理解とご協力をいただいている市民の皆様に、心より感謝申し上げます。

本計画が、未来の「くしま」を共に作り育てるための確かな羅針盤となるよう、引き続き市政運営に全力で取り組んでまいります。

令和8年3月

中間市長 武田 浩一

目次

序論

1 計画策定の趣旨	3
2 計画の位置づけと期間	4
3 時代の潮流と国の動向	5
4 第六次串間市長期総合計画の基本構想（概要）	7
5 本計画の重点戦略	9
6 目標人口の設定	11

後期基本計画

後期基本計画の見方について	14
基本目標1 多様なひと考え方が尊重され想いをかたちにするくしま	16
1-1 市民主体のまちづくりの推進	16
1-2 男女共同参画・人権尊重社会の形成	18
1-3 自治体経営の推進	20
基本目標2 ともに寄り添い支え合い自分らしく活躍するくしま	22
2-1 保健・医療の充実	22
2-2 地域福祉の充実	24
2-3 高齢者福祉の充実	26
2-4 障がい者福祉の充実	28
2-5 子育て支援の充実	30
2-6 社会保障の充実	32
基本目標3 まなび育み夢叶え未来へ翔びたつくしま	34
3-1 学校教育の充実	34
3-2 生涯学習・生涯スポーツ社会の確立	36
3-3 青少年の健全育成	38
3-4 地域文化の継承・創造	40
基本目標4 つくりそだてる交流と魅力あふれるまちくしま	42
4-1 農林水産業の振興	42
4-2 商工業・地場産業等の振興	46
4-3 観光・交流活動の振興	48
4-4 雇用・勤労者対策の充実	50
基本目標5 みんながつながり安心と安全スマートなまちくしま	52
5-1 道路・交通ネットワークの整備	52
5-2 スマートシティの推進	54
5-3 住宅・市街地の整備	56
5-4 交通安全・防犯体制の充実	58
5-5 消防・防災・救急体制の充実	60
5-6 消費者対策の充実	62

基本目標6 豊かな自然の恵みと共存し持続するまちくしま	64
6-1 エネルギー施策の総合的推進	64
6-2 生活環境の整備	66
6-3 上下水道の整備	68
6-4 公園・緑地の整備及び水辺の保全	70
6-5 景観の保全・形成及び土地利用	72

資料編

1 データから見る本市の概況	77
2 串間市まちづくり市民アンケート調査結果（概要）	93
3 用語の解説	103
4 串間市総合計画策定条例	107
5 串間市総合計画審議会委員名簿	109
6 第六次串間市長期総合計画後期基本計画策定経過	110

本文中に（※）のある用語については、資料編の「用語の解説」に内容の説明を掲載しています。

串間市人口ビジョン

第1章 計画策定の背景と趣旨	113
1. 国の動向	113
2. 計画策定の趣旨	113
3. 本計画の対象期間	113
第2章 串間市の現状	114
1. 人口の動向	114
2. 産業について	124
3. 現状分析のまとめ	125
第3章 人口の将来展望	126
1. 国立社会保障・人口問題研究所（社人研）による人口推計	126
2. 本計画における将来人口シミュレーション	129
3. 人口の将来展望	131

序論





1 計画策定の趣旨

本市では、これから進むべき方向とあるべき姿についての基本的な指針として、市の将来像を示し、総合的かつ計画的な市政の運営を図る最上位計画である「総合計画」を策定し、国や県の動向も注視しながら、それぞれの時代や社会の潮流に合った形で施策・事業を推進しています。また、国においては、地方創生を促すため、平成26年に「まち・ひと・しごと創生法」を制定し、人口の現状と将来の展望を提示する「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」及び「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を平成26年12月に策定しました。これ以降、国の動向を踏まえ、全国の自治体においても地方版の「人口ビジョン」及び「まち・ひと・しごと創生総合戦略」が策定されています。

このため、本市においては令和3年3月に「第2期中間市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン」を策定するとともに「第六次中間市長期総合計画（総合戦略・前期基本計画）」（以下「前期計画」という。）を策定して様々な施策・事業に取り組んできました。

前期計画の策定以降、世界は様々な面で一層グローバル化^(※)が進むとともに、情報通信技術についてはスマートフォンやAI^(※)の普及等、社会全体の高度化やデジタル化、ライフスタイルの多様化が進みました。現在、我が国ではポストコロナ^(※)や世界の不安定な情勢を踏まえつつ、インバウンドを含む全国的な観光誘客活動や、テレワーク^(※)、二地域居住^(※)等の多様な勤務・居住形態の推奨、あらゆる業種における人材の育成・確保等、経済活動を持続できるよう様々な取組が進められています。

令和6年から令和7年にかけて、国は「地方創生2.0」を掲げ、人口減少を正面から受け止めつつ、地方創生を目指す新たな方向性を示しました。具体的には、若者や女性にも選ばれる地域づくり、異なる要素の連携と「新結合」、AI・デジタル等の新技術の社会実装、都市と地方の共生関係の強化と人材循環の促進、好事例の普遍化等を基本姿勢として、政策の5本柱（生活環境の創生、稼ぐ力の向上、人・企業の地方分散、新時代インフラ^(※)とデジタル活用、広域リージョン連携^(※)）を総合的に推進することが示されています。そして、国は地方創生2.0の基本姿勢を踏襲し、「地方創生に関する総合戦略」を令和7年12月23日に閣議決定しました。これにより、これまでの地方創生の取組をフォローアップするとともに、地方創生施策の推進戦略を取りまとめ、「強い経済」「豊かな生活環境」「選ばれる地方」の実現を目指す今後の方向性を示しました。

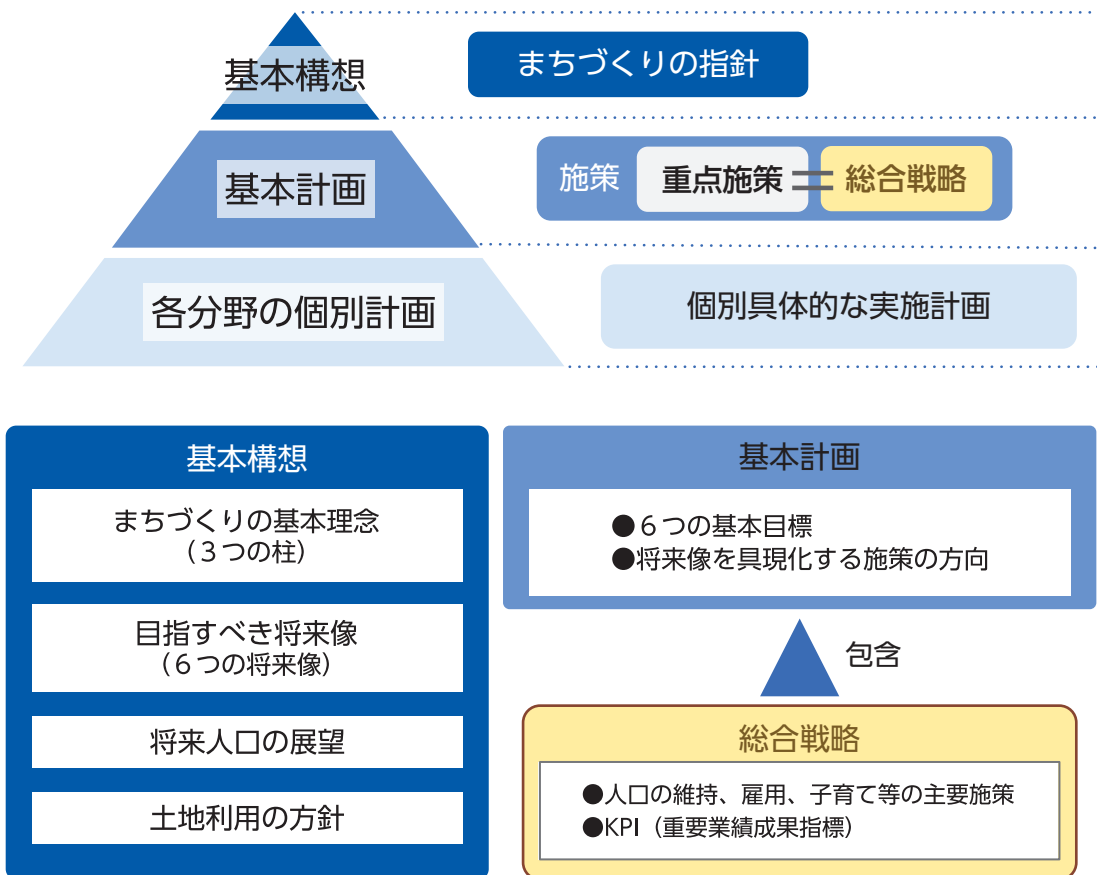
このような流れを踏まえて、本市では、前期計画の取組状況等を精査したうえで、時代や社会の潮流を踏まえつつ、持続可能なまちを住民と共に築くことができるよう、令和8年度を始期とする「第六次中間市長期総合計画（総合戦略・後期基本計画）」（以下「本計画」という。）を策定しました。



2 計画の位置づけと期間

本計画は、本市の全ての計画の指針となる最上位計画であり、総合戦略を包含して本市のまちづくりの方向性を示します。

◆計画の位置づけ◆



◆計画の期間◆

和暦(年度)	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8	令和9	令和10	令和11	令和12
西暦(年度)	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030
長期総合計画	基本構想(10年間)									
	前期基本計画(5年間)					後期基本計画(5年間)				
総合戦略	第二期総合戦略(5年間)					第三期総合戦略(5年間)				



3 時代の潮流と国の動向

我が国の社会・経済・生活等を取り巻く環境は年々変化しているため、次のような時代の潮流や国の動向を踏まえた対応が求められます。

1 人口減少社会への対応と地方創生の取組

今後、国全体で少子高齢化が一層進むとともに、生産年齢人口の減少、社会保障費の増大、福祉サービスの需要増加と供給不足等、様々な課題が懸念されています。

このような状況を踏まえ、地方の人口減少を食い止め、全国の自治体で住みよい魅力あふれる環境を築くことにより、将来にわたり活力ある地域社会を維持する施策（総合戦略）が展開されています。また、令和6年10月には地方創生施策をさらに推進する方向性（地方創生2.0）が打ち出され、令和7年12月には「地方創生に関する総合戦略」が閣議決定されました。

引き続き、国が主導する中で、地方創生のためにデジタル技術を活用した農林水産業や観光産業等の高付加価値化、地方移住や日常生活に不可欠なサービスの維持向上等が一層推進され、新たな価値やサービスが生み出される社会の実現に向けた動きが進められます。

2 自然災害への備え

南海トラフ巨大地震をはじめとする地震対策や、風水害等の自然災害に対応するため、防災・減災対策の充実が求められています。このため、各自治体においては、過去の災害を教訓としたインフラの強化、住民の防災意識の向上、要支援者への避難支援体制の構築等が全国的な課題となっています。

3 環境問題への対応

温室効果ガスを排出しない再生可能エネルギーについては、太陽光・風力・地熱・中小水力・バイオマス等の取組が広がっています。個人レベルにおいても、太陽光パネルの設置、電動車の購入、ごみ減量やリサイクルへの取組等により、環境に優しいライフスタイルを実践する人々の割合が増えてきています。このため、各自治体においては、再生可能エネルギーの推進や循環型社会の構築等、地域特性を生かした環境政策の展開が求められます。

4 公共施設等の維持管理

高度経済成長期に整備されたインフラをはじめとする公共施設等の老朽化が進み、維持管理・更新費用の増大が課題となっています。このため、全国の自治体においては、人々が安心して暮らし続けるための生活基盤となる施設や、日常に潤いを与える文化的な公共施設を維持していくため、人口減少を見据えた公共施設の最適配置や長寿命化、複合化等、効率的に管理運営していくよう、公共ファシリティマネジメント^(※)に取り組むことが求められています。



5 地域共生社会に向けた取組

社会情勢や生活環境の変化によりライフスタイルや価値観が多様化する中で、各世帯や一人ひとりが抱える課題も複雑化・複合化してきています。これらの課題に対応するには、個人の努力や行政による福祉サービスに加えて、地域住民や地域活動団体等と協働して地域全体で課題の解決に向けた取組を進めることが求められています。このため、全国の自治体においては、地域住民同士の助け合い・支え合いによる生活の質の向上と、全ての人が安全・安心に住み続けられる地域づくりが進められています。

6 ウェルビーイングに関する取組

「ウェルビーイング (Well-being)」とは、身体的、精神的、社会的に、良好な状態になること（幸福感）を意味する概念です。昭和23年のWHO（世界保健機関）の憲章前文に「健康とは、病気ではないとか、弱っていないということではなく、肉体的にも、精神的にも、そして社会的にも、全てが満たされた状態にあることをいいます」と既に記載されており、このことが現代において再注目されています。

我が国の人口減少社会において、一人ひとりが多様な幸せを実現する社会を目指すことが重要という観点もあるため、大手民間企業や全国の自治体等においてウェルビーイングに関する周知・普及が進められています。

7 SDGs に関する取組

SDGs (Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標)とは、平成27年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された令和12年までの国際目標です。持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さないことを誓っています。

SDGsに関する取組は、全ての人々にとって住みやすく持続可能な未来を築くための青写真とも言えます。我が国においてもSDGsに関する取組は既に様々な場面で浸透してきています。このため、全国の自治体においても誰一人取り残さない社会の実現のために、持続可能な取組を推進していくことが求められています。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS





4 第六次串間市長期総合計画の基本構想（概要）

まちづくりの基本理念を以下のとおり定め、まちづくりの全ての分野における基本的な考え方としています。

基本理念

豊かな自然と共存し
みんなで創り育てる
多様性と持続性のまち くしま

基本理念の柱 1

市民がともに考え 選び 創る協働と共生のまちの創造

基本理念の柱 2

人を呼び 魅了し 自慢したくなるまちの創造

基本理念の柱 3

豊かな自然と共存し 持続する環境未来都市の創造

人口減少による負のスパイラルに陥らないよう、発展課題に対応した「挑戦」「多様性」「連携」「地域共生」「持続性」「創造性」をキーワードとした目指すべき将来像から基本理念を定め、くしまスタイルのまちをつくりだします。



前期計画の施策体系については、次のとおり基本目標と施策項目を設定しており、これに基づき、本計画においても本市の施策・事業を展開していきます。

基本目標		施策項目
基本目標 1	多様なひと考え方が尊重され 想いをかたちにするくしま ～市民活動・行財政分野	1-1 市民主体のまちづくりの推進
		1-2 男女共同参画・人権尊重社会の形成
		1-3 自治体経営の推進
基本目標 2	ともに寄り添い支え合い 自分らしく活躍するくしま ～保健・医療・福祉分野	2-1 保健・医療の充実
		2-2 地域福祉の充実
		2-3 高齢者福祉の充実
		2-4 障がい者福祉の充実
		2-5 子育て支援の充実
		2-6 社会保障の充実
基本目標 3	まなび育み夢叶え 未来へ翔びたつくしま ～教育・文化分野	3-1 学校教育の充実
		3-2 生涯学習・生涯スポーツ社会の確立
		3-3 青少年の健全育成
		3-4 地域文化の継承・創造
基本目標 4	つくりそだてる 交流と魅力あふれるまちくしま ～産業振興分野	4-1 農林水産業の振興
		4-2 商工業・地場産業等の振興
		4-3 観光・交流活動の振興
		4-4 雇用・勤労者対策の充実
基本目標 5	みんながつながり安心と安全 スマートなまちくしま ～生活基盤分野	5-1 道路・交通ネットワークの整備
		5-2 スマートシティの推進
		5-3 住宅・市街地の整備
		5-4 交通安全・防犯体制の充実
		5-5 消防・防災・救急体制の充実
		5-6 消費者対策の充実
基本目標 6	豊かな自然の恵みと共存し 持続するまちくしま ～環境保全分野	6-1 エネルギー施策の総合的推進
		6-2 生活環境の整備
		6-3 上下水道の整備
		6-4 公園・緑地の整備及び水辺の保全
		6-5 景観の保全・形成及び土地利用



5 本計画の重点戦略

前期計画において、総合戦略を「重点戦略」として位置づけ、本市が将来にわたって活力ある地域社会の実現を目指すため、4つの戦略目標を掲げて取組を進めてきました。

本計画においては、国の「地方創生に関する総合戦略」の趣旨を踏まえ、引き続き戦略目標を掲げるとともに、後期基本計画を総合戦略として位置づけ、全庁体制で地方創生に資する取組を進めることとします。

【長期総合計画と総合戦略の関係】



1 戦略目標地域特性を生かした「強い経済」の創出

本市の特色・強みを生かした産業の振興や企業の競争力強化を図り、効果的に市域外から稼ぎ、効率的に市域内で富を循環させる地域経済構造を構築するため、農林水産業、観光産業等の強みを有する産業を見定め、産業構造の多角化により、多様な働き場の確保を図って、様々な人々が本市に職場を求める仕組みづくりに取り組んでいきます。

また、本市で安心して働けるようにするために、多様化する価値観やライフスタイル・ワークスタイルも踏まえ、誰もがその力を発揮できる就業環境や自分の居場所を見出せる環境づくりを進めていきます。

戦略目標の指標	単位	令和6年度 (実績)	令和12年度 (目標)	備考
生産年齢人口 (15～64歳人口)	人	6,339人	5,730人	現住人口(10月1日)



戦略目標2 “住みたい”を実現する「豊かな生活環境」づくり

①子育て世代に選ばれる環境づくり

本市において、男女ともに結婚、子育て、仕事をしやすい環境整備が行われるよう、実効性のある少子化対策を総合的に推進します。具体的には、結婚・出産・子育ての支援、仕事と子育ての両立に係る国制度等の活用を促進することに加え、市をはじめ各種団体等において、保育・教育の質の向上、結婚の希望をかなえる取組、子育てのサポート体制、男女の働き方等の実情に応じた少子化対策の取組を推進します。

戦略目標の指標	令和6年度 (実績)	令和12年度 (目標)	備考
合計特殊出生率 ^(※)	1.86	1.90	人口動態統計特殊報告の最新値(厚生労働省)

②誰もが住み続けられる環境づくり

質の高い暮らしのためのまちの機能の充実を図ります。あわせて、豊かな自然、観光資源、文化、スポーツ等、地域の特色ある資源を最大限に生かし、地域の活性化と魅力向上を図ります。また、急速な高齢化にも対応し、人々が地域において安心して暮らすことができるよう、医療・福祉サービス等の機能を維持・確保し、生涯現役の社会づくりを推進するとともに、地域における防災・減災や地域の安全の確保を図ります。

また、東九州自動車道の整備を見据え、観光・産業・医療・防災等、各分野における整備効果を発現させる取組を推進します。

戦略目標の指標	単位	令和6年度 (実績)	令和12年度 (目標)	備考
市民アンケート満足度評価プラス項目	項目	35	35	市民アンケート調査(満足度の加重平均値)

戦略目標3 「選ばれる地方」として魅力を高める

本市の転出超過数の大半は若年層であり、多くの若者が進学、就職の機会に転出しているものと考えられます。

本市へのひとの流れをつくるため、夢や希望を抱く若者等に選ばれる取組を実施し、本市に住みたいという希望の実現に取り組みます。

戦略目標の指標	単位	令和6年度 (実績)	令和12年度 (目標)	備考
転出超過人数(△)	人	△182	△36	現住人口統計



6 目標人口の設定

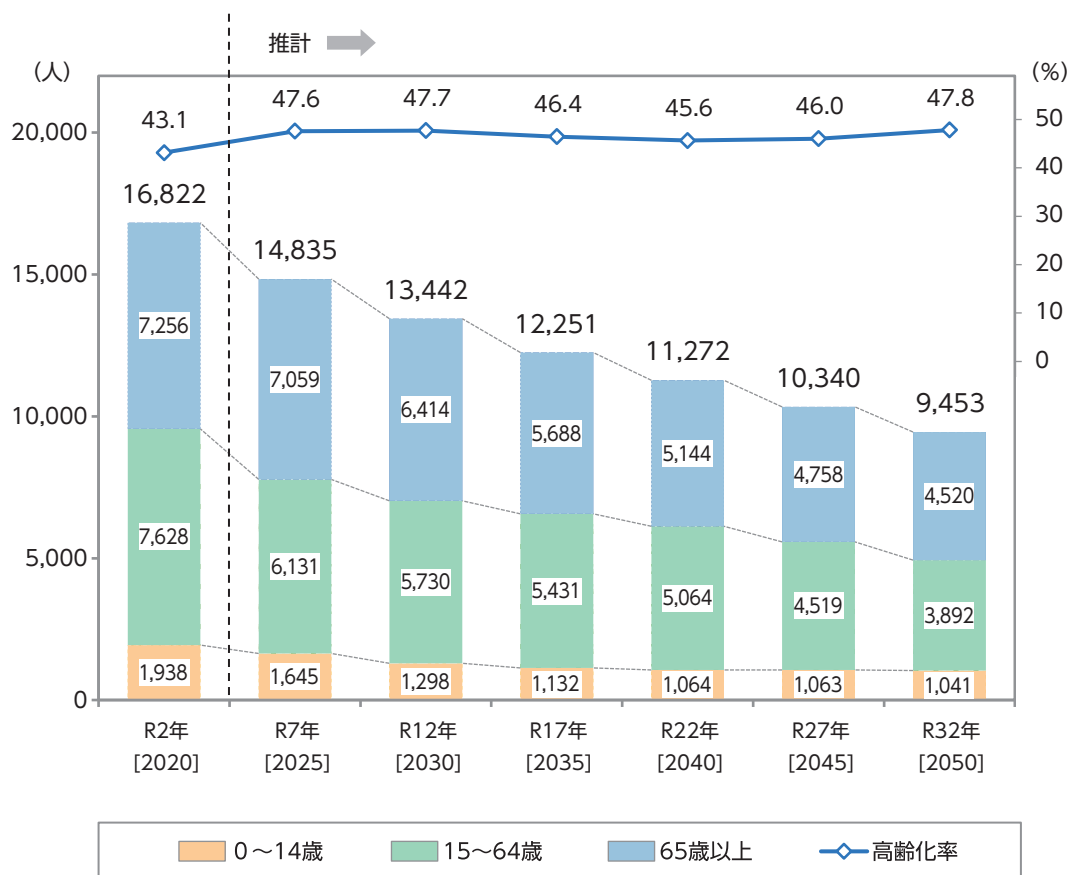
本市の将来展望の実現に向けて各種施策を推進することにより、出生数の増加による合計特殊出生率の上昇と、転出抑制・転入促進の効果が生まれることを見込み、次のとおり、本計画の目標人口を設定します。

【本市の目標人口】

総人口 **13,500人** 程度

※令和12(2030)年時点

◆人口の将来展望◆



出典：串間市人口ビジョン



後期基本計画





後期基本計画の見方について

■ 施策の目的

施策項目ごとに目指す姿を示しています。この姿を実現するための施策を展開します。

■ 指標

施策の進捗状況を把握する指標を設定しています。

■ 満足度・重要度

市民アンケート調査の結果から見る施策の満足度・重要度をグラフ化し、施策項目に対する住民意識を表します。

「満足度低・重要度高」
市民が最も対応を求めているエリア。

「満足度高・重要度高」
現状の取組を維持・充実すべきエリア。

「満足度高・重要度低」
予算や人員配分を考慮し、効率的に満足度を高めていくエリア。

「満足度低・重要度低」
満足度を高められるように取組を進めていくエリア。

基本目標 1

多様なひと 考え方が尊重され 想いをかたちにする くしま

1-1 市民主体のまちづくりの推進



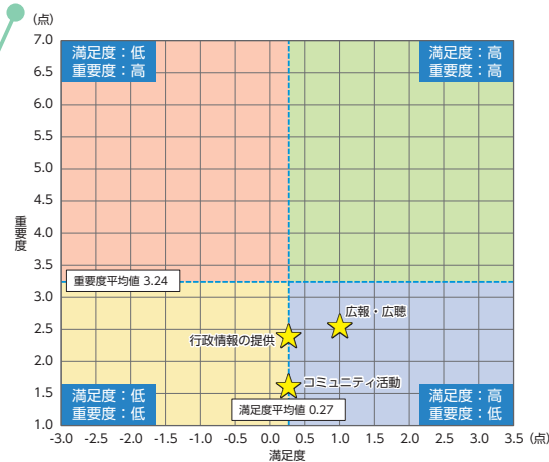
● 施策の目的

- ◆ 市民と行政が協働し、コミュニティ活動の拡充と活性化への取組を進めます。
- ◆ 広報・広聴活動と情報発信の充実により、市民と行政が協働したまちづくりを推進します。

● 指標

指標	単位	令和6年度 (実績)	令和12年度 (目標)
市民主体による地域の課題解決に向けた組織の活動範囲	%	83.3	100.0

● 満足度・重要度 ※市民アンケート調査 (R6) より



満足度	重要度
満足度：高 重要度：低	0.35
満足度：高 重要度：高	1.62
満足度：低 重要度：低	1.01
満足度：低 重要度：高	2.48
満足度：高 重要度：低	0.33
満足度：高 重要度：高	2.36

● 今後の課題

- 少子高齢化が進行しており、地域コミュニティの担い手不足が深刻化している地域もあります。このため、地域コミュニティの諸活動や地域課題の解決に向けた協議の場等を地域住民自らが行っていけるよう支援するとともに、市民一人ひとりがまちづくりに参画できる環境づくりを進めていくことが必要です。
- 多様な媒体により行政情報を広く情報発信するとともに、市民の意見を伺い、市政に反映していくことが求められます。

■ 今後の課題

施策項目に関する状況等を踏まえ、施策を進めるための課題を記載しています。



施策の方向

(1) コミュニティの活性化に向けた取組

- ◆旧中学校区単位で推進している地域連携組織について、集落支援員の配置や補助金の交付等により設立や活動を支援します。
- ◆地域連携組織等の活動により、自主防災組織の育成や防犯活動、交通安全活動、高齢者の見守りや子育て支援活動等、様々なコミュニティ活動を支援します。
- ◆地域連携組織の活動について広報・周知を行い、コミュニティ活動への関心を高めるとともに、地域コミュニティ活動に必要な情報提供や地域の担い手育成に取り組みます。

(2) コミュニティ施設の適切な維持管理

- ◆地域住民のふれあいの場や活動の場であるコミュニティ施設の適切な維持管理を行います。
- ◆地域によるコミュニティ施設の自主管理・運営を促進するとともに、施設の修繕や更新の際にはバリアフリー化を進めます。

(3) 協働のまちづくりに向けた取組

- ◆各種行政計画の策定における委員の公募をはじめ、各種アンケートや市民ワークショップ、パブリックコメント^(※)の実施等、市民の意見が反映されるまちづくりを進めます。
- ◆市民団体の自主的な活動を支援するほか、市民が活動に参加しやすい環境づくりを進めます。

(4) 情報発信の強化

- ◆市民に必要な行政情報が届くように、「広報くしま」をはじめ、各課で作成するパンフレットや、市の公式サイト、SNS^(※)等により、市民に分かりやすい情報提供に努めます。

(5) 情報公開の推進

- ◆市政運営の透明性の確保を図るため円滑な情報公開を行うとともに、個人情報保護や情報の安全性の確保に努めます。

主な関連計画

- 串間市過疎地域持続的発展計画

■ 施策の方向

目指す姿を実現するための施策の方向性を記載しています。

■ ○○○○ (※)

資料編に用語解説を掲載しています。

■ 主な関連計画

この施策項目に該当する主な個別計画を記載しています。



基本目標 1

多様なひと 考え方が尊重され 想いをかたちにする くしま

1-1 市民主体のまちづくりの推進



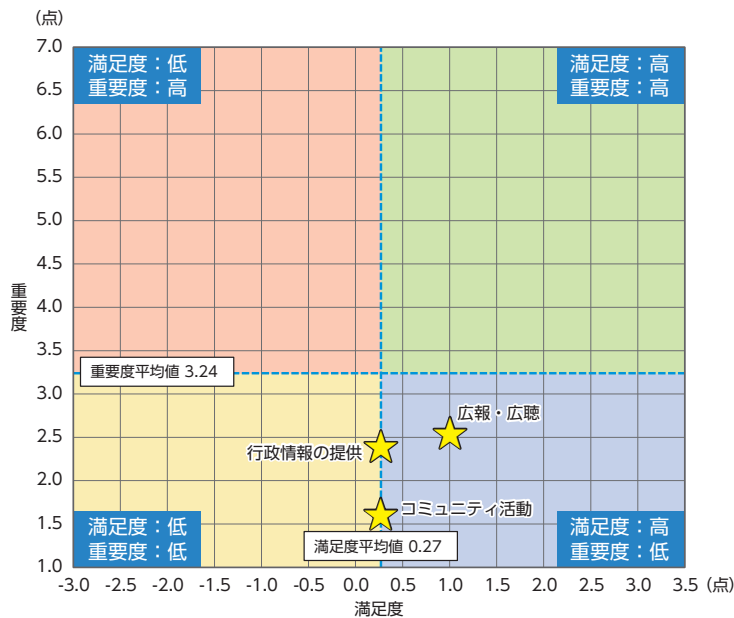
施策の目的

- ◆市民と行政が協働し、コミュニティ活動の拡充と活性化への取組を進めます。
- ◆広報・広聴活動と情報発信の充実により、市民と行政が協働したまちづくりを推進します。

指標

指標	単位	令和6年度 (実績)	令和12年度 (目標)
市民主体による地域の課題解決に向けた組織の活動範囲	%	83.3	100.0

満足度・重要度 ※市民アンケート調査 (R6) より



満足度	重要度
高	低
0.35	1.62
高	低
1.01	2.48
高	低
0.33	2.36

今後の課題

- 少子高齢化が進行しており、地域コミュニティの担い手不足が深刻化している地域もあります。このため、地域コミュニティの諸活動や地域課題の解決に向けた協議の場等を地域住民自らが行っていけるよう支援するとともに、市民一人ひとりがまちづくりに参画できる環境づくりを進めていくことが必要です。
- 多様な媒体により行政情報を広く情報発信するとともに、市民の意見を伺い、市政に反映していくことが求められます。



施策の方向

(1) コミュニティの活性化に向けた取組

- ◆旧中学校区単位で推進している地域連携組織について、集落支援員の配置や補助金の交付等により設立や活動を支援します。
- ◆地域連携組織等の活動により、自主防災組織の育成や防犯活動、交通安全活動、高齢者の見守りや子育て支援活動等、様々なコミュニティ活動を支援します。
- ◆地域連携組織の活動について広報・周知を行い、コミュニティ活動への関心を高めるとともに、地域コミュニティ活動に必要な情報提供や地域の担い手育成に取り組みます。

(2) コミュニティ施設の適切な維持管理

- ◆地域住民のふれあいの場や活動の場であるコミュニティ施設の適切な維持管理を行います。
- ◆地域によるコミュニティ施設の自主管理・運営を促進するとともに、施設の修繕や更新の際にはバリアフリー化を進めます。

(3) 協働のまちづくりに向けた取組

- ◆各種行政計画の策定における委員の公募をはじめ、各種アンケートや市民ワークショップ、パブリックコメント^(※)の実施等、市民の意見が反映されるまちづくりを進めます。
- ◆市民団体の自主的な活動を支援するほか、市民が活動に参加しやすい環境づくりを進めます。

(4) 情報発信の強化

- ◆市民に必要な行政情報が届くように、「広報くしま」をはじめ、各課で作成するパンフレットや、市の公式サイト、SNS^(※)等により、市民に分かりやすい情報提供に努めます。

(5) 情報公開の推進

- ◆市政運営の透明性の確保を図るため円滑な情報公開を行うとともに、個人情報保護や情報の安全性の確保に努めます。

主な関連計画

- 串間市過疎地域持続的発展計画



1-2 男女共同参画・人権尊重社会の形成



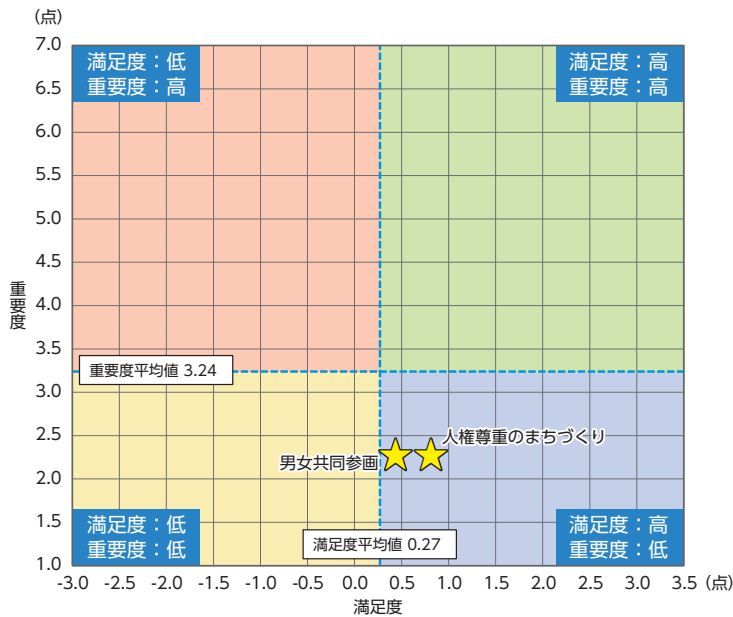
施策の目的

- ◆男女が互いに個性と能力を発揮し、自分らしく輝いて暮らせる社会の実現を目指します。
- ◆一人ひとりの人権が尊重され、差別や偏見のない社会の実現を目指します。

指標

指標	単位	令和6年度 (実績)	令和12年度 (目標)
審議会等における女性委員の割合	%	25.8	50.0

満足度・重要度 ※市民アンケート調査 (R6) より



■人権尊重のまちづくり

満足度：高	重要度：低
0.80	2.28

■男女共同参画

満足度：高	重要度：低
0.46	2.26

今後の課題

- 人口減少社会においては、性別等にかかわらず役割をもち、個人の能力を発揮して市民一人ひとりが地域や社会で活躍できることが重要です。また、基本的人権が尊重されるよう、互いの立場を尊重して認め合える社会の実現に向けた取組を進める必要があります。このため、人権や男女共同参画に関する広報・啓発活動等を継続的に推進していくことが必要です。
- 関係機関や団体等と連携した相談支援体制を構築し、人権問題全般の解決に向けた取組を進めていく必要があります。



施策の方向

(1) 男女共同参画に向けた意識の醸成

- ◆ 固定的な性別役割分担意識を解消し、男女共同参画社会の実現に向けた認識や理解が広まるよう、教育・学習機会の充実や広報・啓発活動を推進します。

(2) 男女が共に生きる環境づくり

- ◆ 関係法令の情報提供をはじめ、企業への広報や周知啓発により、男女が共に活躍できる職場づくりを啓発するとともに、ワーク・ライフ・バランス^(※)の視点により、市民が仕事と家庭を両立しながら暮らせるまちづくりを進めます。
- ◆ 固定的な性別役割分担意識にとらわれず、地域や家庭生活において男女が共に活躍できるまちづくりを進めます。
- ◆ 女性団体・リーダーの育成をはじめ、審議会等への女性登用を進めるための仕組みの充実を図り、政策・方針決定の場への男女共同参画を促進します。

(3) 人権が尊重される社会づくり

- ◆ あらゆる差別やいじめ等をなくし、互いを認め合えるよう、人権擁護委員や関係機関と連携し、学校での人権教育をはじめ様々な場や広報による周知等、多様な方法で人権教育・啓発を効果的かつ継続的に推進します。
- ◆ 国際化に伴う文化や価値観の違いや性的マイノリティ^(※)の方への理解を促進し、多様性を尊重できる社会づくりに取り組みます。

(4) 相談体制の充実

- ◆ 宮崎地方法務局日南支局や人権擁護委員、民生委員・児童委員等と連携し、当事者の立場に立った相談体制を整え、問題の早期解決に向けた支援を行います。
- ◆ 配偶者等からの暴力(DV)やハラスメント、虐待等、市民の様々な悩みに応えるため、相談体制の充実を図ります。

主な関連計画

- 串間市男女共同参画基本計画
- 女性活躍推進法に基づく串間市特定事業主行動計画



1-3 自治体経営の推進



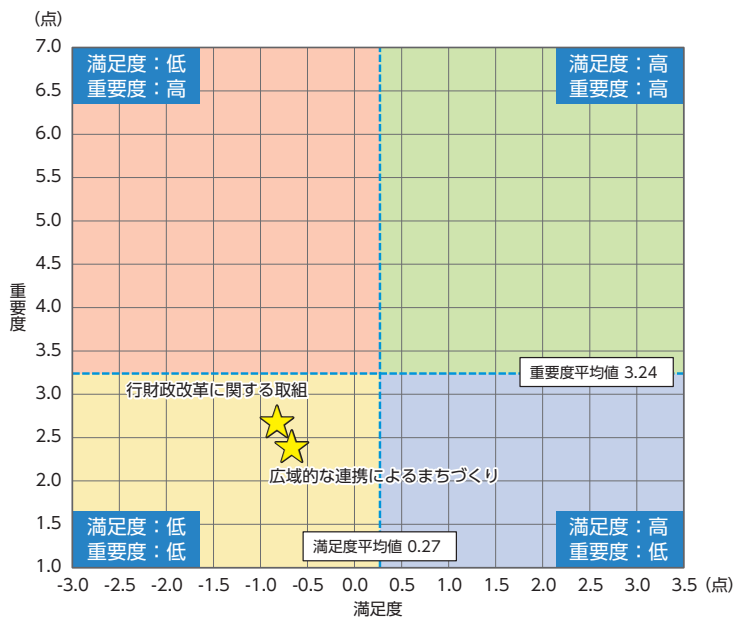
施策の目的

- ◆中長期的な視点から健全な財政運営が行われるとともに、時代の流れや市民ニーズに基づく行政サービスを提供できるまちづくりを進めます。

指標

指標	単位	令和6年度 (実績)	令和12年度 (目標)
経常収支比率	%	93.8	94.8
市税収納率（過年度分を含む）	%	94.98	94.00

満足度・重要度 ※市民アンケート調査 (R6) より



■行財政改革に関する取組

満足度：低	重要度：低
-0.83	2.67

■広域的な連携によるまちづくり

満足度：低	重要度：低
-0.73	2.39

今後の課題

- これまで事務事業や組織・機構の見直し、職員配置・定員管理の適正化、職員の資質の向上等に取り組んできました。今後は、時代に応じたデジタル技術の活用等により、行政サービスの向上と業務効率化を図っていく必要があります。
- 本市は人口減少と高齢化が進行していますが、これにより税収等の歳入が減少し、社会保障費等の歳出の増加が予想されることから、引き続き厳しい財政運営が迫られます。将来にわたって持続可能な自治体経営を進めていくためには、行財政全般について常に点検・評価しながら改善に努めていく必要があります。



施策の方向

(1) 健全な財政運営の推進

- ◆ 事務事業の費用対効果等を総合的に勘案し、優先順位の明確化や休止・廃止・縮小等の整理統合を図るとともに、行政評価を活用し、効果的・効率的な財政運営を推進します。
- ◆ 関係各課と連携し、受益者負担の原則に基づく使用料・手数料の見直し、課税対象の的確な把握や収納率の向上等に努めるとともに、新たな収入源の導入を図る等、自主財源の確保に努めます。
- ◆ 国・県等が経費の一部を交付する事業を有効に活用しながら市の事業を展開します。
- ◆ 限られた財源の中で事業を行うほか、基金の積立や市債残高の縮減対策、公共施設のマネジメントの推進等、財政健全化に向けた取組を行います。

(2) 効率的な行政運営の推進

- ◆ 時代に即した組織・機構への再編を適宜行うとともに、定員管理及び給与の適正化を図りながら行財政改革に取り組みます。
- ◆ AI や RPA^(※) 等を適切に活用し、企画立案の高度化、定型業務の自動化、文書作成・データ分析等の生産性向上を推進します。
- ◆ デジタルを活用した職場環境の改善、職員の働き方改革を進め、職員のエンゲージメントの向上と市民サービスの向上に取り組みます。

(3) 人材の確保と育成

- ◆ 働きがいや福利厚生を含めた公務の魅力を発信し、人材の確保を図ります。
- ◆ 職場環境や職員意識の改革、職員研修の充実等を進めるとともに、人事評価の結果を反映しながら、市民に質の高い行政サービスを行える人材の育成を図ります。
- ◆ デジタル社会への行政の対応力を高め、行政サービスの向上と業務効率化として生かせるよう、市職員の DX^(※) 人材育成に取り組みます。

(4) 広域行政の推進

- ◆ 東九州の広域行政機構 7 団体及び各地域の経済界を代表する団体で構成する「東九州軸地方都市圏連携推進協議会」において、東九州の各地域の特色に満ちた定住圏域の確立を目指すとともに、高速交通網をはじめ交流ネットワーク等の早期整備を推進します。
- ◆ 宮崎県だけでなく、隣県の鹿児島県域を含む広域でのスケールメリットを生かした広域行政のあり方について検討し、それに基づく取組を推進します。

主な関連計画

- 串間市自立推進行政改革プラン
- 串間市公共施設等総合管理計画
- 串間市公共施設等個別施設計画
- 串間市人材育成基本方針
- 串間市デジタル変革推進方針



基本目標 2

ともに寄り添い 支え合い 自分らしく活躍する くしま

2-1 保健・医療の充実



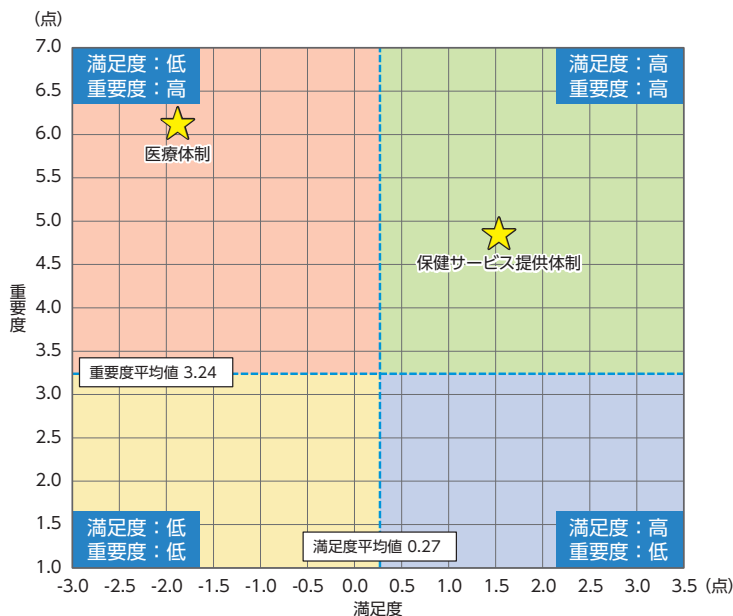
施策の目的

◆ライフステージに応じた生活習慣の改善や健康の維持・増進により、市民が健やかに生活できる社会を目指します。

指標

指標	単位	令和6年度 (実績)	令和12年度 (目標)
健康寿命 (男性)	歳	82.66	84.04
健康寿命 (女性)	歳	86.45	87.83

満足度・重要度 ※市民アンケート調査 (R6) より



■保健サービス提供体制

満足度：高	重要度：高
1.53	4.86

■医療体制

満足度：低	重要度：高
-1.87	6.15

今後の課題

- 関係機関と連携し、市民の健康管理意識の高揚と自主的な健康づくりの促進を基本に、生涯の各期にわたる保健事業の充実に努める必要があります。
- 人口減少と高齢化の進行に伴い、地域住民の保健・医療ニーズは変化しており、医療・介護・生活支援が連動した切れ目のない支援が一層求められています。こうした状況に対応するためには、地域包括ケアシステムの推進を図り、地域全体で支え合う体制を強化していくことが重要です。このため、串間市民病院及び串間市総合保健福祉センターを「保健・医



療・福祉連携施設」として位置づけ、地域の保健・医療体制の維持を図るとともに、安定した医療サービスの提供に向けて広域的な連携を強化し、地域医療体制を確保していく必要があります。

施策の方向

(1) 健康意識の高揚

- ◆ライフステージに応じた各種広報・啓発に加え、健康づくり地域座談会等の取組により、市民の健康に対する正しい知識の普及や健康意識の高揚を図ります。

(2) 各種健診の充実

- ◆関係機関等と連携し、特定健康診査や各種がん検診を実施します。
- ◆受診勧奨に加え、特定健診とがん検診を同日に受けられたり、婦人科がん検診を夜間に実施する等、受診率の向上対策を進めます。
- ◆特定保健指導や健康相談等、フォロー体制の充実を図ります。

(3) 母子保健の充実

- ◆産前・産後に係る相談支援や母子の健康支援に取り組みます。
- ◆こどもの発育発達を定期的を確認し、疾病の予防や早期発見・早期対応を図るとともに、親子の状況に応じた育児相談や発達支援に努めます。

(4) こころの健康対策

- ◆こころの健康に関する広報・周知を行うとともに、病気、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤独・孤立等の様々なリスクに対して、早期対応できる体制づくりや関係機関と連携した適切な支援に努めます。

(5) 歯科保健の推進

- ◆乳幼児期からのフッ化物塗布の実施をはじめ、市民に対して生涯にわたる歯科健診の受診勧奨や歯科保健の重要性に関する周知・啓発を行います。

(6) 感染症対策の推進

- ◆関係機関との連携のもと、あらゆる感染症に関する正しい知識の普及や感染予防に向けた取組を進めます。

(7) 食育の推進

- ◆食育推進の4本柱（食のバランス、健康、地産地消と伝統料理、食文化と食環境・食の安全）に沿った各種施策を推進し、食育の重要性を周知します。

(8) 地域医療体制の確保

- ◆串間市民病院及び市木診療所については、宮崎大学や県等の関係機関と連携して医師確保に努めるとともに、日南串間医療圏の医療機関と機能分担を図りながら、休日・夜間を含む広域的な地域医療体制の確保に取り組みます。

主な関連計画

- 串間市健康増進計画
- 串間市母子保健計画
- 串間市過疎地域持続的発展計画
- いのち支える串間市自殺対策行動計画
- 串間市国民健康保険・データヘルス計画



2-2 地域福祉の充実



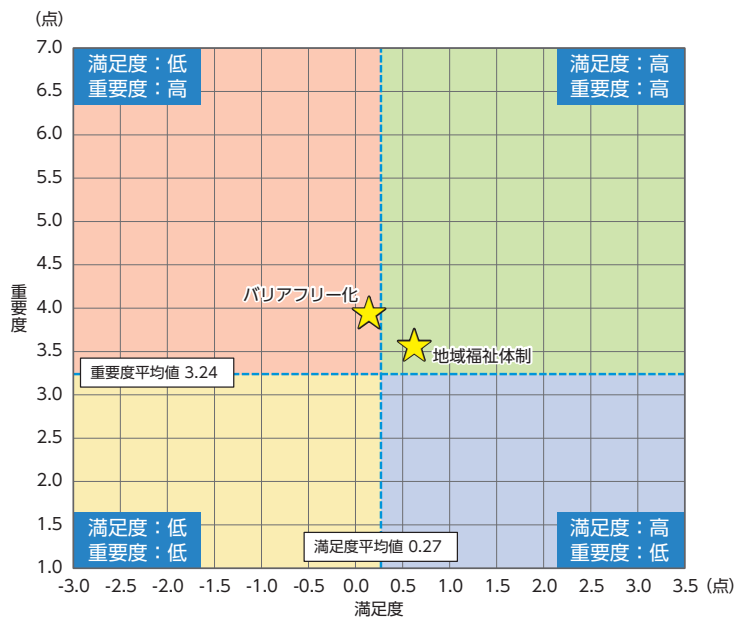
施策の目的

- ◆社会福祉協議会をはじめ各種団体との連携を強化し、助け合い・支え合いにより、市民の誰もが幸せを感じながら暮らせる地域づくりを進めます。

指標

指標	単位	令和6年度 (実績)	令和12年度 (目標)
ボランティア登録団体数	団体	31	36
社会福祉協議会会員加入世帯率	%	54.4	55.0
民生委員・児童委員の充足率	%	100.0	100.0

満足度・重要度 ※市民アンケート調査 (R6) より



■地域福祉体制

満足度：高	重要度：高
0.66	3.59

■バリアフリー化

満足度：低	重要度：高
0.17	3.91

今後の課題

- 人口減少・少子高齢化に加え、社会情勢や生活環境の変化によりライフスタイルや価値観の多様性の広がりが見られる中で、各世帯や一人ひとりが抱える課題も複雑・多様化してきています。このため、地域福祉の理念や取組を周知・啓発して市民の意識高揚を図るとともに、関係機関や各種団体と連携して、地域共生社会に向けた取組を進めていく必要があります。
- 福祉の観点から、高齢者、障がい者、こども等、あらゆる人が利用しやすい施設等の整備を進めていく必要があります。



施策の方向

(1) 福祉意識の高揚

- ◆こどもから高齢者まで、一人ひとりが地域福祉や地域課題に関心を持てるよう、福祉に関する啓発や福祉教育を推進します。
- ◆成年後見制度等の権利擁護の普及・啓発に取り組みます。

(2) 社会福祉協議会、関係団体等の活動支援

- ◆社会福祉協議会をはじめ、民生委員・児童委員の活動の充実、各種関係団体の活動支援に努め、ボランティア活動や各種福祉活動の活発化を促進します。

(3) 誰一人取り残さない支援体制の充実

- ◆地域住民、関係団体、関係機関と市が協働・連携して、あらゆる悩みや困りごとを受け止めてつなぐ包括的で重層的な支援体制づくりを進めます。

(4) 誰もが暮らしやすいまちづくり

- ◆公共施設等の整備・改修の際は、全ての人が利用しやすい視点に立ち、必要に応じてユニバーサルデザイン化^(※)を検討します。

主な関連計画

- 串間市地域福祉計画・地域福祉活動計画
- 串間市高齢者保健福祉計画・串間市介護保険事業計画
- 串間市障がい者計画・串間市障がい福祉計画・串間市障がい児福祉計画
- 串間市こども計画



2-3 高齢者福祉の充実



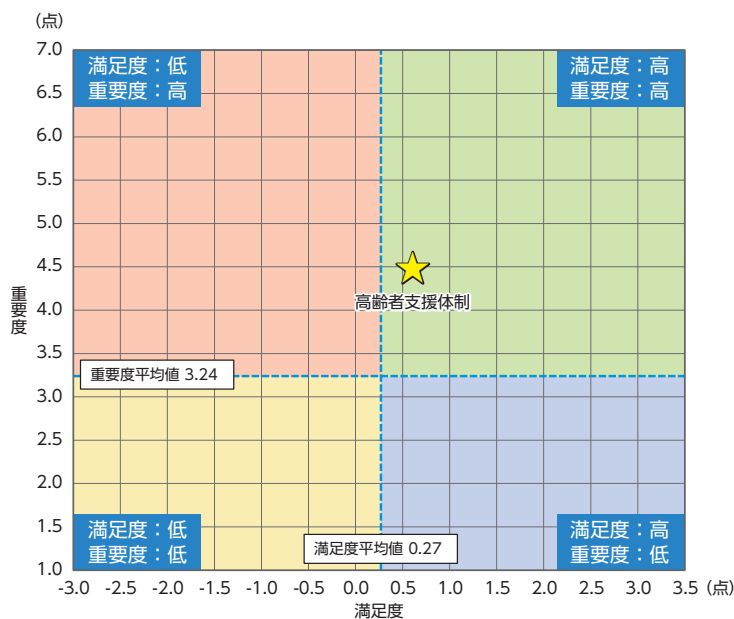
施策の目的

- ◆高齢者が住み慣れた地域でいきいきと暮らせるよう、社会参加や在宅生活への支援の充実を目指します。

指標

指標	単位	令和6年度 (実績)	令和12年度 (目標)
要介護認定率	%	15.6	16.8
シルバー人材センター会員数	人	59	88
高齢者クラブ数	クラブ	25	30

満足度・重要度 ※市民アンケート調査 (R6) より



■高齢者支援体制

満足度：高	重要度：高
0.64	4.46

今後の課題

- 高齢になっても安心して暮らせる地域づくりのため、地域住民や多様な主体による介護予防や日常生活支援の取組等、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの深化に向けた取組を推進することが必要です。
- 地域包括ケアシステムを支える介護人材の確保や介護現場の生産性向上が課題です。このため、介護人材の育成・確保に向けた取組を進めるとともに、介護保険サービスの確保と介護保険事業の適切な運営に取り組んでいきます。



施策の方向

(1) 介護予防の推進

- ◆地域包括支援センターを中心に、高齢者ができるだけ介護や支援が必要な状態にならないよう、健康の維持・増進に向けた各種保健サービスの提供をはじめ、介護予防・日常生活支援総合事業を推進します。

(2) 介護保険サービスの充実

- ◆要介護・要支援認定者を対象に、居宅での生活支援や重度化の防止等に向けた各種の居宅サービスや介護予防サービス、地域密着型サービス、施設サービス等の提供体制の確保を図ります。
- ◆介護保険サービスの利用を必要とする人が適切にサービスを利用できるよう、介護保険制度に関する周知を行うとともに、適正な認定審査体制の充実に努めます。

(3) 生きがいづくりと社会参加の促進

- ◆高齢者が生きがいを持って生活を送り、積極的に社会参加できるよう、生涯学習の推進、高齢者クラブ活動の支援、いきいきサロン活動の拡充に努めるとともに、シルバー人材センターの諸活動を支援します。

(4) 日常生活支援の充実

- ◆地域で安心して在宅生活を継続していくため、コーディネート機能を強化しながら、社会福祉協議会をはじめ生活支援に関する関係団体等と協働・連携し、高齢者のための生活支援体制整備を進めます。
- ◆高齢者の在宅生活を支援するため、配食や家族介護者への支援等、各種福祉サービスの充実に努めます。

(5) 認知症施策の推進

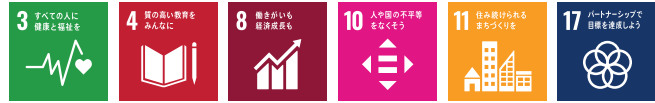
- ◆認知症基本法を踏まえ、認知症に関する周知・啓発や認知症サポーター養成講座等の開催により、認知症になっても住み慣れた地域で安心して暮らせる環境づくりを進めます。

主な関連計画

- 串間市地域福祉計画・地域福祉活動計画
- 串間市高齢者保健福祉計画・串間市介護保険事業計画



2-4 障がい者福祉の充実



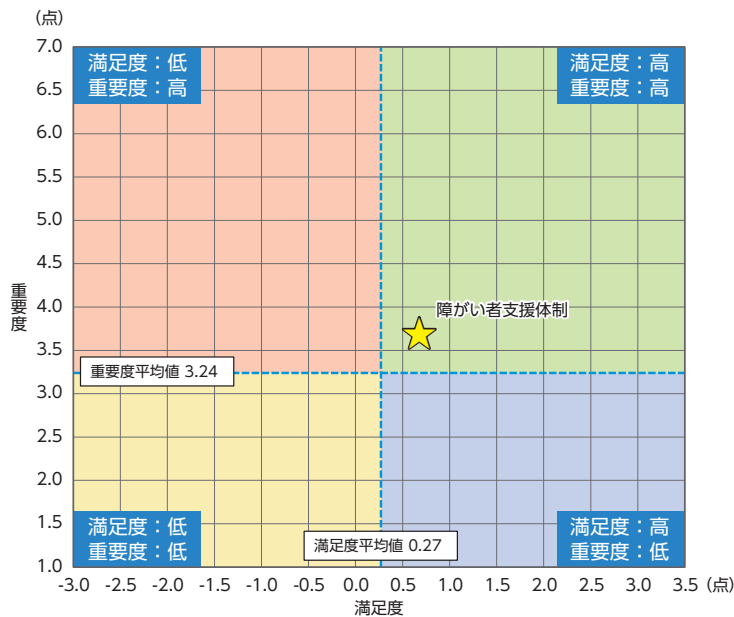
施策の目的

- ◆障がいへの理解が深まるとともに、障がいの有無にかかわらず、誰もが主体性を持って社会参加できるまちづくりを推進します。

指標

指標	単位	令和6年度 (実績)	令和12年度 (目標)
障がい福祉に係る施設入所者数	人	46	46

満足度・重要度 ※市民アンケート調査 (R6) より



障がい者支援体制	
満足度：高	重要度：高
0.68	3.72

今後の課題

- 本市の障害者手帳所持者数は減少傾向ですが、障がい福祉に関する多様なニーズに対応できるよう、障がいのある人への自立支援や地域生活移行に向けた様々な支援をはじめ、共生社会の実現を目指す障がい福祉サービスの拡充や各種支援体制の取組を進めていく必要があります。
- 障がい者の社会参画や就労を促進するため、市民や企業等に対するノーマライゼーション^(※)の理念の浸透を図る必要があります。



施策の方向

(1) 障がいや障がい者への理解促進

- ◆ 地域社会の中で自立して暮らせるまちづくりを目指した施策を推進するため、各種団体等と連携し、広報・啓発活動や福祉教育、交流事業の推進に努めるとともに、障がい者が住み慣れた地域で生活が送れるよう、住まい、働く場、活動の場への支援に努めます。
- ◆ 合理的配慮について広報・啓発し、市民や企業等に対して正しい理解を促進します。
- ◆ 福祉意識の啓発を図り、人権を尊重した「心のバリアフリー」施策を進めます。
- ◆ 精神障がい者が地域で生活ができるよう、地域への理解を促進するとともに、医療機関や家族・関係者と連携した取組を行います。

(2) 障がい福祉サービスの推進

- ◆ 生活支援を行う居宅介護（ホームヘルプ）や短期入所（ショートステイ）等の事業、自立のための訓練や就労の支援を行う就労移行支援等の事業、相談支援や日常生活用具の給付・貸与、移動の支援等を行う地域生活支援事業の提供とともに、地域生活支援拠点を整備し福祉サービス体制の充実を図ります。
- ◆ 様々な障がい特性に応じて多様な施策が必要なため、障がい者自立支援協議会及び同協議会の個別部会の役割や機能の充実を図ります。

(3) 保育・教育の充実

- ◆ 障がい児保育を実施する保育施設等と連携して障がい児保育や特別支援教育の充実を図り、適切な就学につなげていく支援・相談体制を整えるとともに、安心して子育てができる環境整備に努めます。

(4) 障がい者の社会参加の促進

- ◆ 事業所への障がい者の雇用を支援する各種制度の周知・啓発に努めるとともに、障がいの特性に応じた福祉的就労機会の充実等に努めます。
- ◆ 障がい者のスポーツ・レクリエーション、文化活動等への参加を促進します。

主な関連計画

- 串間市地域福祉計画・地域福祉活動計画
- 串間市障がい者計画・串間市障がい福祉計画・串間市障がい児福祉計画
- 串間市障がい者活躍推進計画



2-5 子育て支援の充実



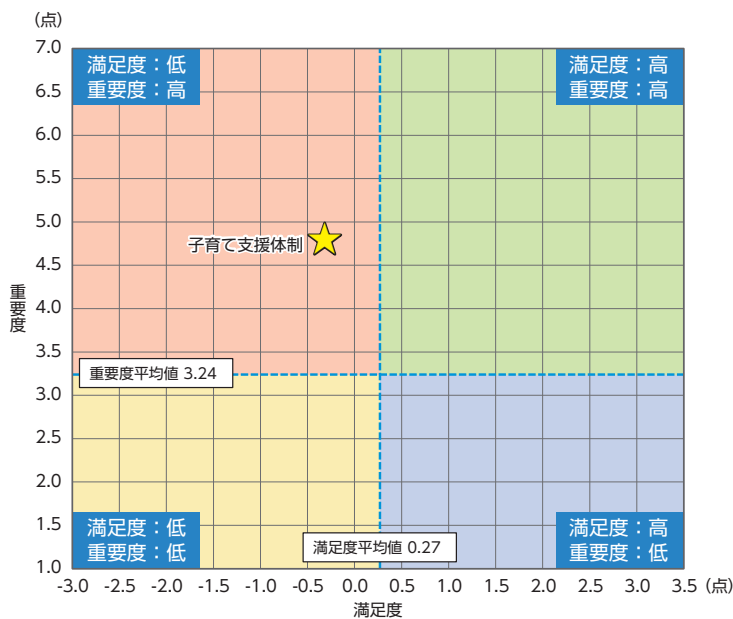
施策の目的

- ◆安心して子どもを産むことができ、地域の中で子育ての喜びを感じられるよう、妊娠・出産期から子育て期まで切れ目のない支援を行うとともに、保育サービスや子育て支援施策の充実を図ります。

指標

指標	単位	令和6年度 (実績)	令和12年度 (目標)
教育・保育の充足率	%	100.0	100.0

満足度・重要度 ※市民アンケート調査 (R6) より



■子育て支援体制	
満足度：低	重要度：高
-0.29	4.80

今後の課題

- 本市において少子化対策は喫緊の課題です。このため、子育て支援施策や、仕事と子育てを両立できる環境整備を推進するとともに、本市で育つ子どもの健やかな成長を目指し、妊娠期からの支援や保育環境の整備、地域での子育て支援や経済的支援等に取り組んでいく必要があります。
- 国が定める「こども大綱」の趣旨に沿って、全ての子ども・若者の権利擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会を築いていくことが求められています。



施策の方向

(1) 保育サービスの充実

- ◆子育て世帯の様々なニーズに対応するため、延長保育や一時預かり、病児保育、障がい児保育等の多様で質の高い保育サービスの提供に取り組みます。

(2) 相談支援体制の充実

- ◆妊娠期から子育て期の総合相談支援機関としてこども家庭センターを設置しており、母子保健と児童福祉を一体化した包括的な切れ目のない支援を行います。
- ◆地域子育て支援センターにおいて、親子の触れ合いの場の提供や育児・子育てに関する情報の提供を行います。
- ◆こどもの養育が困難であったり、経済的に厳しい家庭に対して、相談支援や自立支援を行います。

(3) こども・子育て世代の居場所の提供

- ◆放課後のこどもの居場所を確保するため、保護者のニーズや地域の実情を踏まえ、放課後児童クラブの整備等を推進します。
- ◆子育て保護者同士の交流や情報交換を行える場の提供や、子育てサークルの活動支援に取り組みます。

(4) 様々な経済的支援

- ◆各種手当の支給、医療費の助成、保育料等の負担軽減等の経済的支援を行い、子育て家庭を支えることで、こどもの健やかな成長につなげます。

(5) こどもの権利擁護

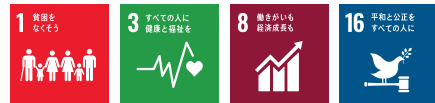
- ◆「こどもまんなか社会」の実現に向け、こども・若者の最善の利益が図られるよう、周知・啓発に取り組みます。
- ◆いじめや児童虐待について、関係機関と連携を図りながら早期発見・早期対応に取り組みます。

主な関連計画

- 串間市地域福祉計画・地域福祉活動計画
- 串間市こども計画
- 串間市母子保健計画



2-6 社会保障の充実



施策の目的

- ◆全ての市民が健康で安心して生活を送ることができるよう、社会保障制度の趣旨が周知・理解され、健全な制度運営を行います。

指標

指標	単位	令和6年度 (実績)	令和12年度 (目標)
値段が安価な後発医薬品の利用割合が医薬品全体に占める割合	%	91.5	92.0



今後の課題

- 医療費の適正化や国民健康保険税の収納率の向上等、事業の健全運営に向けた取組を進める必要があります。
- 国民年金制度は老後の生活の経済的安定を保障するものであり、市民の年金受給権の確保のため、制度に対する市民の理解を深めていく必要があります。
- 低所得者の経済的自立のため、生活困窮者自立支援制度や生活保護制度を運用していく必要があります。



施策の方向

(1) 国民健康保険事業の適正運営

- ◆国民健康保険加入資格の状況調査を行い、資格異動未届者に対して個別指導等を行うとともに、ねんきんネットシステムを活用する等、被保険者資格の適正化に努めます。
- ◆広報・啓発活動や医療費通知等を通じ、国民健康保険制度に対する理解や医療費に対する関心を高め、適切な受診を促進することで、医療費の適正化に努めます。
- ◆医療費に見合う国民健康保険税の適正な賦課総額の確保・徴収に努めるとともに、納税意識の高揚や徴収体制の充実を図り、国民健康保険税の収納率の向上に努めます。
- ◆特定健康診査・特定保健指導の推進をはじめ、生活習慣病の対策強化と重症化予防を図り、医療費の抑制に努めます。

(2) 国民年金制度の周知

- ◆年金事務所と連携した広報・啓発活動を推進し、国民年金制度の周知を図るとともに、市民の年金受給権の確保に向けた相談機会の継続的な提供により、制度への理解と関心を高めま

(3) 生活困窮者自立支援制度及び生活保護制度の適正運用

- ◆生活困窮者等の相談に適切に応じるとともに、生活困窮者自立支援制度及び生活保護制度の運用と、関係機関と連携した生活困窮世帯及び生活保護世帯の自立更生を支援します。

主な関連計画

- 串間市地域福祉計画・地域福祉活動計画
- 串間市国民健康保険・データヘルス計画



基本目標 3

まなび 育み 夢叶え 未来へ翔びたつ くしま

3-1 学校教育の充実



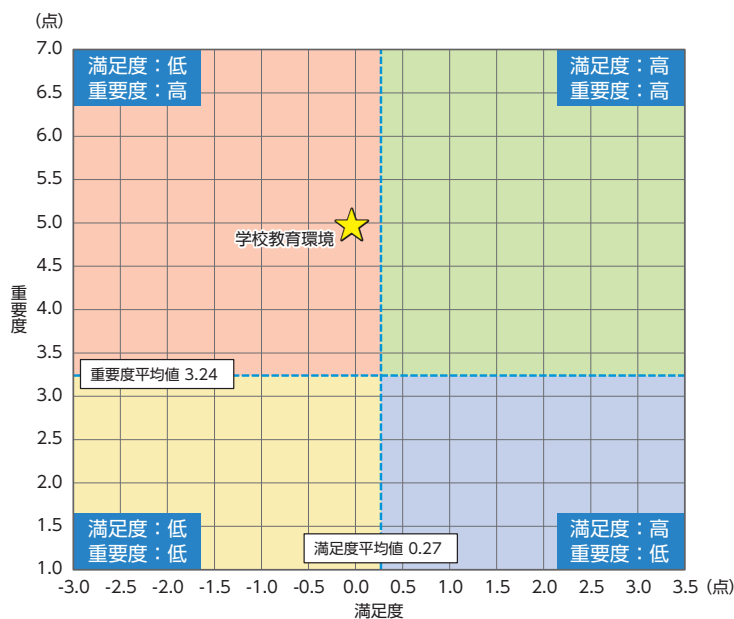
施策の目的

◆心身ともに健康で、ふるさとを愛し、変化の激しい社会を生き抜く力を身につけ、未来を切り拓くこどもが育つ教育を推進します。

指標

指標	単位	令和6年度 (実績)	令和12年度 (目標)
全国・学力学習状況調査で「地域や社会をよくするために何かしてみたいとおもいますか」の質問に、「当てはまる、又はどちらかといえば、当てはまる」と回答した児童生徒の割合	小6	%	88.6
	中3	%	79.2
体力テストの結果 ※全国の平均値を100とした際の本市の割合	小5男子	-	98.4
	小5女子	-	105.1
	中2男子	-	81.8
	中2女子	-	91.2

満足度・重要度 ※市民アンケート調査 (R6) より



学校教育環境	
満足度：低	重要度：高
-0.04	4.98



今後の課題

- 令和12年度からの学習指導要領では、こどもの興味を起点とした教育（探究型学習等）をさらに推進する方向で議論が進んでいます。これは生成 AI 等の新たなツールの普及により、詰め込み型の教育が転換を迫られていることを意味しています。このため、社会のグローバル化やデジタル化が進む中で、こどもたちが夢をもって自らの個性と能力を生かして主体的に生きていくための力を身につけられるように取り組む必要があります。
- 支援を要する児童生徒への個に応じたきめ細かな対応とともに、地域と一体となった学校運営が求められます。
- 串間中学校と福島高校は県内唯一の連携型中高一貫教育校と位置付けられており、その魅力づくりと取組の充実に努めていく必要があります。

施策の方向

(1) 学校教育の充実

- ◆児童生徒一人ひとりの学力向上のため、ICT^(※) 教育の推進等、教育内容の充実を図ります。
- ◆児童生徒への個に応じたきめ細かな指導に努め、学校と家庭・地域社会との相互理解を深めながら、心身ともに健全な児童生徒の育成に努めます。
- ◆県教育委員会の教職員研修の活用とともに、市教育委員会による定期授業参観や教育研究所等での指導助言等により、教職員の授業力と資質の向上に努めます。
- ◆緊急性・優先度を考慮して計画的に学校教育施設・設備の整備と維持管理を図ることで、安全で安心な学校づくりに取り組みます。
- ◆教育相談員及びスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを中心とした相談支援体制により、児童生徒及びその家庭の様々な悩みや困りごとに適切に対応します。

(2) 特別支援教育の推進

- ◆関係機関との連携のもと、各学校の施設整備や教員配置のほか、特別支援教育支援員の配置といった人材の確保に努める等、特別支援教育の充実を図るとともに、適切な就学相談・支援に努めます。

(3) 不登校児童生徒への対応

- ◆小学校内に校内教育支援センターを開設する等、様々な理由で学校に登校できない児童生徒に対して支援体制を整備し、対象となる児童生徒とその家庭への対応に取り組みます。

(4) 学校給食の充実

- ◆安全・安心な学校給食の提供に努めるとともに、地産地消や食育の視点に立った取組を進めます。

(5) 小中高一貫教育の推進

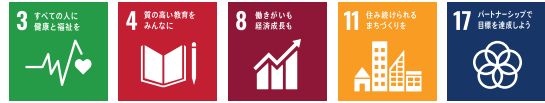
- ◆地域貢献のための人材育成と学力向上を目的として、12年間を見通した系統的・発展的な学習活動を展開する教育体制づくりを進めます。
- ◆福島高校における「地域創生学」及びその基盤となる小中学校での「くしま学」の内容充実を図り、教材となる地域と学校の連携を深め、郷土愛を醸成します。

主な関連計画

- 串間市教育大綱
- 串間市教育施策
- 串間市過疎地域持続的発展計画
- 串間市学校施設等長寿命化計画



3-2 生涯学習・生涯スポーツ社会の確立



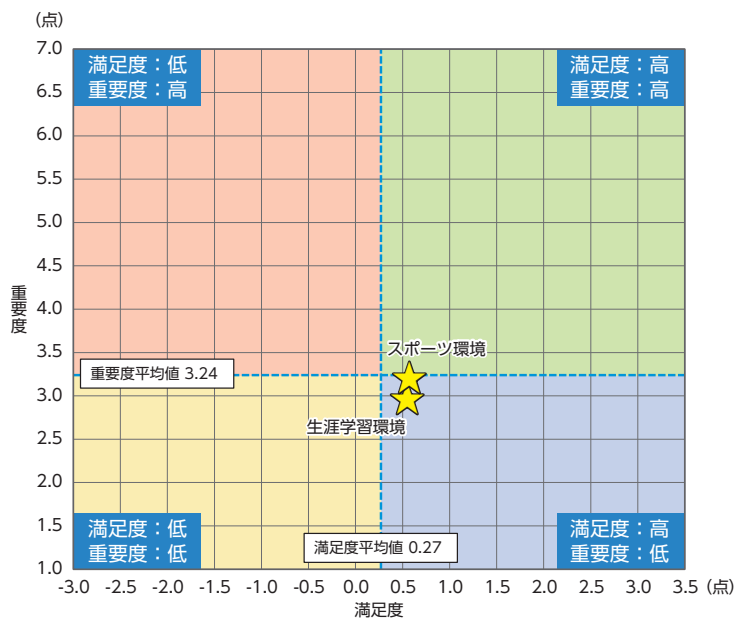
施策の目的

- ◆様々な学びの機会が生涯にわたって提供され、その知識や経験を地域に還元するとともに、自己実現と社会参加が促進されるまちづくりを目指します。
- ◆市民がスポーツに親しむことができる機会や場の提供に取り組みます。

指標

指標	単位	令和6年度 (実績)	令和12年度 (目標)
自主サークルの数	団体	50	50

満足度・重要度 ※市民アンケート調査 (R6) より



生涯学習環境

満足度：高	重要度：低
0.55	2.97

スポーツ環境

満足度：高	重要度：低
0.61	3.17

今後の課題

- 本市ではこどもから高齢者まで生涯にわたる学びの場を提供するとともに、学んだ経験や知識を地域に還元する環境づくりに取り組んできました。引き続き、市民ニーズを捉えながら、生涯にわたる多様な学びの場の提供を行うとともに、諸活動を支える人材の育成や施設の適切な維持管理に努めていく必要があります。
- 健康・体力づくりに対する関心が高まる中、スポーツに関わるきっかけづくりも重要です。このため、市民のスポーツニーズにあわせて、それぞれの体力や年齢、技術、興味、目的に応じたスポーツに親しむ機会や場の提供が求められます。



施策の方向

(1) 社会教育関連施設の維持管理と有効活用

- ◆社会教育活動の拠点となる文化会館、公民館等の機能を維持しながら、利用者ニーズに応じた運用と施設の有効活用に努めます。

(2) 図書館の充実

- ◆乳幼児から高齢者まで幅広い年齢の様々な社会教育活動を支援するため、利用者のニーズや社会情勢に沿った計画的な蔵書整備と利用しやすい図書館づくりを行います。

(3) 生涯学習の推進

- ◆家庭教育学級、出前講座、公民館講座やチャレンジ講座の開設等、市民の学習ニーズに応じた生涯学習プログラムの作成に努めます。
- ◆広報紙や市公式サイトをはじめ多様な媒体により、生涯学習に関する情報提供を行います。
- ◆生涯学習専門指導員等、様々な分野における指導者の育成・確保に努めるとともに、各種の社会教育団体、自主サークル同士の交流を促進し、学びの機会の創出を支援します。

(4) スポーツ施設の維持管理と有効活用

- ◆総合体育館、総合運動公園等の各種スポーツ施設について適切な維持管理に努めるとともに、指定管理者制度による柔軟な施設運営を行い、市民や各種スポーツ団体等のニーズに対応した利便性の向上と施設の有効活用に努めます。

(5) 多様なスポーツ活動の普及促進

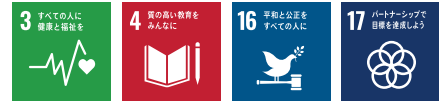
- ◆スポーツに関する広報・啓発活動を推進するとともに、様々なスポーツの情報提供を図り、市民のスポーツへの関心を高めます。
- ◆串間市スポーツ推進委員協議会や各種スポーツ団体、健康づくり団体等と連携し、誰もが気軽に楽しめる生涯スポーツやニュースポーツ等の普及を図ります。
- ◆串間市スポーツ協会と連携し各種団体・クラブの育成・支援に努めるとともに、指導者の育成に対する支援を行い、市民スポーツ活動の活発化を促します。
- ◆各種競技スポーツの合宿等の誘致や大会誘致を推進し、市民スポーツの振興と交流人口の拡大に努めます。

主な関連計画

- 串間市教育大綱
- 串間市教育施策
- 串間市過疎地域持続的発展計画
- 串間市公共施設等総合管理計画



3-3 青少年の健全育成



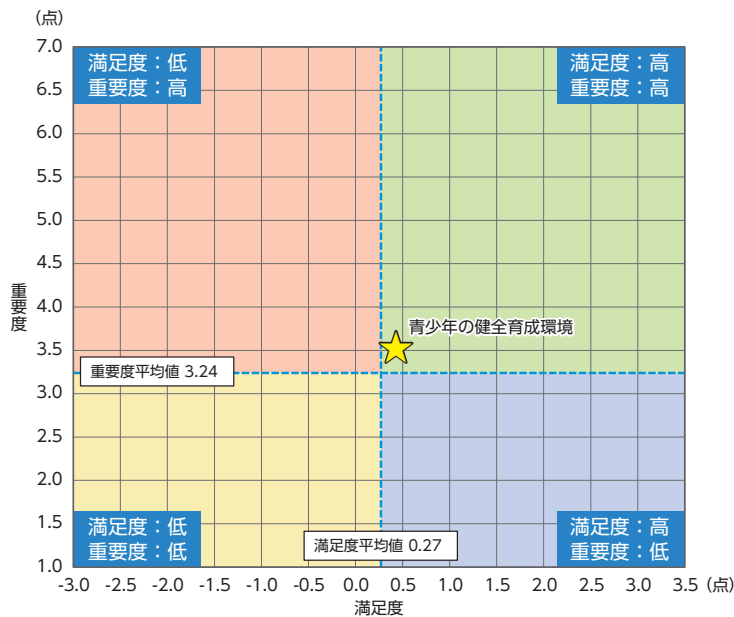
施策の目的

- ◆関係機関・団体と家庭、学校、地域等が一体となり、青少年の健全育成を図ることができるまちづくりを推進します。

指標

指標	単位	令和6年度 (実績)	令和12年度 (目標)
刑法犯少年数の減少	件	5	3

満足度・重要度 ※市民アンケート調査 (R6) より



■青少年の健全育成環境

満足度：高	重要度：高
0.45	3.52

今後の課題

- 心身ともに発達段階のこどもが、社会の秩序や倫理を理解し、責任ある自立したおとなへと成長できるよう、家庭・地域や関係団体と協力して心温かな指導や見守りを行っていく必要があります。
- 喫煙・飲酒・薬物乱用の有害性に関する知識の普及を図るとともに、情報社会で適正な活動を行う考え方と態度を養っていく必要があります。



施策の方向

(1) 青少年活動の促進

- ◆各種青少年団体・グループ活動への支援を充実するとともに、活動への参加を促進します。
- ◆地域・学校と連携を図り、子ども会活動やボランティア活動、世代間交流、伝統芸能の継承活動等、青少年が様々な体験ができる機会の提供に努めます。

(2) 青少年育成環境の整備

- ◆市青少年育成市民会議や各地区青少年育成協議会、関係機関と連携を密に図り、有害図書・広告の排除、非行を未然防止する街頭指導等を行うとともに、保護者や児童生徒に、インターネットやスマートフォン等の適切な活用を啓発する等、地域が一体となって望ましい育成環境づくりを進めます。
- ◆警察署等やスクールサポーター、関係機関等との連携を図り、青少年の問題行動の早期発見・早期対応に努めます。

(3) 青少年育成指導者の育成

- ◆地域住民や青少年育成活動団体等と連携して指導者を育成・確保し、青少年健全育成活動を推進します。

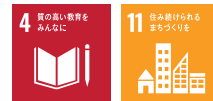
主な関連計画

- 串間市教育大綱
- 串間市教育施策





3-4 地域文化の継承・創造



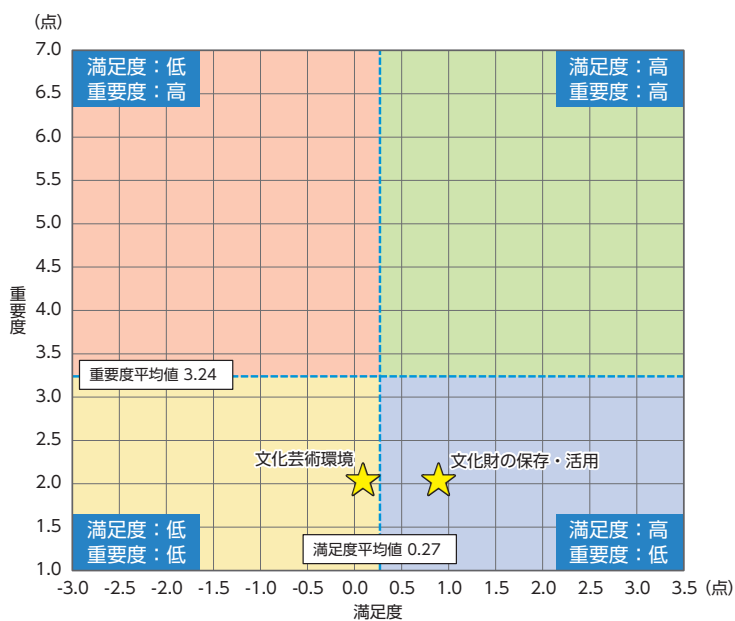
施策の目的

◆市民主体の文化・芸術活動を支援するとともに、地域特有の民俗文化の伝承に努めます。

指標

指標	単位	令和6年度 (実績)	令和12年度 (目標)
旧吉松家住宅入館者数	人	5,541	6,000

満足度・重要度 ※市民アンケート調査 (R6) より



■文化芸術環境

満足度：低	重要度：低
0.11	2.06

■文化財の保存・活用

満足度：高	重要度：低
0.89	2.03

今後の課題

- 文化・芸術は、地域の個性や独自性を生み出すとともに、人材の育成や地域活性化にもつながるため、各種文化・芸術団体の諸活動を支援していく必要があります。
- 文化財を生かしたイベントや情報発信等により、多くの人々が本市の歴史や文化に親しめる場や機会を増やしていく必要があります。



施策の方向

(1) 文化・芸術活動の促進

- ◆各種芸術・文化団体の育成・支援に努めるとともに、指導者やボランティアの育成・確保を図り、市民の芸術・文化活動の活発化を促します。
- ◆串間市美術展や串間市民秋祭り等、文化・芸術行事の企画・開催を行い、芸術・文化を鑑賞する機会と活動成果を発表する機会の提供を行います。
- ◆拠点施設である市文化会館について、計画的な維持管理・修繕に努めます。

(2) 文化財の保存と活用

- ◆国指定重要文化財「旧吉松家住宅」の適切な維持管理と各種関係団体等と連携を図りながらの効果的な活用に取り組むとともに、その他の文化財や埋蔵文化財についても調査を推進します。
- ◆民俗芸能等の無形文化財について、保存団体の育成・支援等により保存・伝承に努めます。

主な関連計画

- 串間市教育大綱
- 串間市教育施策





基本目標 4

つくり そだてる 交流と魅力あふれるまち くしま

4-1 農林水産業の振興



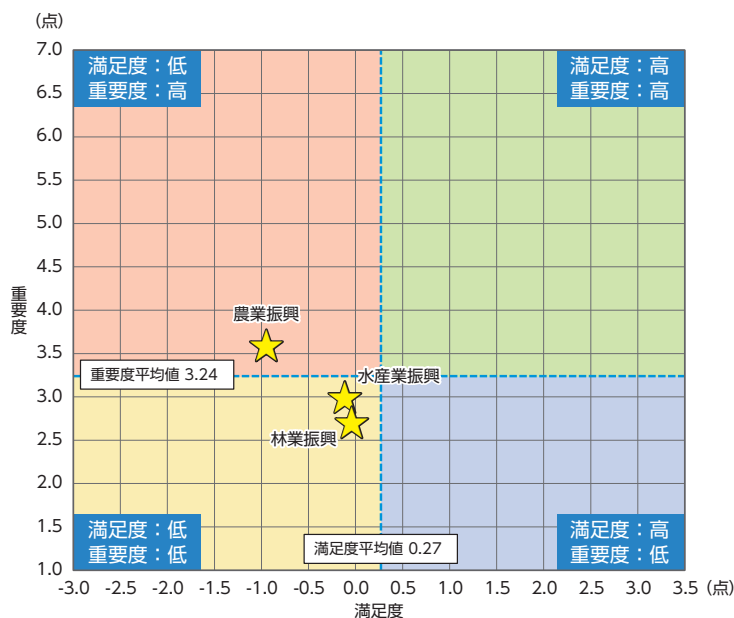
施策の目的

- ◆多様な担い手の育成・確保とスマート農業等の推進により農畜産物の需給動向に即した生産性の高い農業を目指します。
- ◆森林の多面的機能を保ちつつ、計画的な森林整備に取り組みます。
- ◆水揚げ量の確保と販路拡大による持続可能な水産業を目指します。

指標

指標	単位	令和6年度 (実績)	令和12年度 (目標)
農業生産額	百万円	7,918	10,000
担い手の育成	人	387	353
担い手等への農地集積率	%	45.1	65
新品目生産拡大	ha	2.7	17
繁殖雌牛飼養頭数	頭	4,673	4,500
森林経営計画認定率	%	53.75	57.99
再造林面積	ha	194	160
漁業生産量（養殖）	トン	7,900	12,000
漁業生産量（養殖以外）	トン	1,212	1,400
魚礁投入による漁業生産量（イセエビ、アラ）	kg	8,099	7,000

満足度・重要度 ※市民アンケート調査 (R6) より



■ 農業振興	満足度：低 重要度：高	-0.92	3.59
■ 林業振興	満足度：低 重要度：低	-0.10	2.69
■ 水産業振興	満足度：低 重要度：低	-0.13	2.99



今後の課題

- 本市の基幹産業である農業・畜産業は、戸数の減少や就業者の高齢化等の問題が深刻化しており、担い手育成や耕作放棄地も課題となっています。このため、市場動向を見極めながら、新たな技術や補助制度を活用した生産の効率化、特産品目の強化、販路拡大等に対する支援を行い、本市の特性を生かした農業・畜産業を確立していく必要があります。
- 林業を取り巻く情勢は厳しく、森林の多面的機能の発揮に支障をきたすおそれが懸念されています。このため、引き続き担い手を確保・育成するとともに、森林施業の集約化、林道の維持・整備、間伐等を実施していく必要があります。
- 水産業では漁業経営体の減少が続いており、就業者の減少や高齢化も進んでいます。このため、「浜の活力再生プラン」を実践し、漁業者の所得向上や新規就業者の確保・育成等に取り組むとともに、養殖業においては、年々輸出量が伸びてきている状況にあることから積極的な輸出拡大を目指す取組を推進する必要があります。
- 地産地消の取組やイベントの実施、水揚げ量の安定化のための漁場の整備、養殖魚介の国内外への販路拡大等、漁業従事者が安定的な収入を得られるような仕組みを関係者とともに検討し、実施していく必要があります。



施策の方向

(1) 農業生産体制の強化

- ◆地域の農業・農村を守りながら「儲かる農業」を実現するため、地域計画に位置付けられた担い手に対する農地の集積・集約化を進めるとともに、スマート農業の導入支援等による、効率的な生産体制の確立に努めます。
- ◆新規就農者の確保及び経営安定に資する支援の強化や農業の担い手組織（SAP、リーダー協議会、農業女子）の活動支援等により、農業の担い手の育成・確保を図ります。
- ◆耕作放棄地の解消を図り、優良農地の確保・保全に努めるとともに、生産者並びに関係機関との連携のもと、ほ場の区画拡大等による農業生産基盤の充実を図ります。

(2) 農産物の振興

- ◆温暖な気候や地域資源を生かした魅力ある農業の実現に向け、次の取組により生産性の高い農業の振興と産地づくりに努めます。
 - ①超早場米と高収益作物を組み合わせた生産性の高い水田営農の推進
 - ②食用かんしょ等を核とした畑作営農の推進
 - ③果樹・特用作物等の豊富な地域資源を生かした魅力ある産地づくり
 - ④園芸施設の導入による高収益作物の生産拡充

(3) 畜産業の振興

- ◆関係機関・関係組織と連携し、ブランド牛となる宮崎牛をはじめとする牛、豚、鶏等の飼養管理の効率化や意欲ある担い手の育成・確保により、国内外の市場動向に対応できる畜産経営を支援します。
- ◆家畜伝染病については、これまで以上の防疫体制の強化を図るとともに、国や県と連携し迅速に対応します。

(4) 林業の振興

- ◆森林の持つ多面的機能の発揮に向け、森林所有者の意識の高揚、合意形成を図りながら、森林施業の集約化や受委託を促進し、共通の認識と目標の基に合理的な森林整備が行える体制を確立し、計画的な森林施業を推進します。
- ◆関係機関・関係組織と連携し、持続的な林業のため担い手の確保・育成を支援するとともに、再生林の推進と併せ、県の保安林指定による森林の保全・育成に努めます。

(5) 水産業の基盤強化

- ◆漁港及び水揚げ施設等について、漁業従事者が営みやすく災害にも強い整備を進めます。
- ◆水産資源を維持し、持続可能な漁業生産を図っていくために、稚魚の放流、藻場造成活動支援、栽培漁業等を支援します。
- ◆養殖魚介（ブリ、カンパチ、イワガキ等）について、近年の温暖化や風雨災害のリスク等に備えながら、安定的な水揚げ量を保つことができるよう養殖いけすの規模拡大等の取組を支援します。



(6) 水産物のブランド化

- ◆養殖や漁船漁業で漁獲される魚介類の PR、市場流通以外のインターネット等を利用した販売を進めます。

(7) 浜プランの着実な実施

- ◆「浜の活力再生プラン」の PDCA サイクルの実践を推進し、漁業就業者を確保するため、漁業者の経営安定を図り、後継者づくりと人材の育成に努めます。

(8) 流通・販売体制の充実

- ◆農畜産物や水産物について、飲食業や直売所、各種イベント等により、観光客を含む地元での消費拡大に努めるほか、国内外の市場動向を見極めた販路拡大を支援します。

主な関連計画

- 串間市農業振興基本計画
- 串間市農業振興地域整備計画
- 串間市過疎地域持続的発展計画
- 串間市山村振興計画
- 串間市養殖振興プロジェクト
- 串間市森林整備計画





4-2 商工業・地場産業等の振興



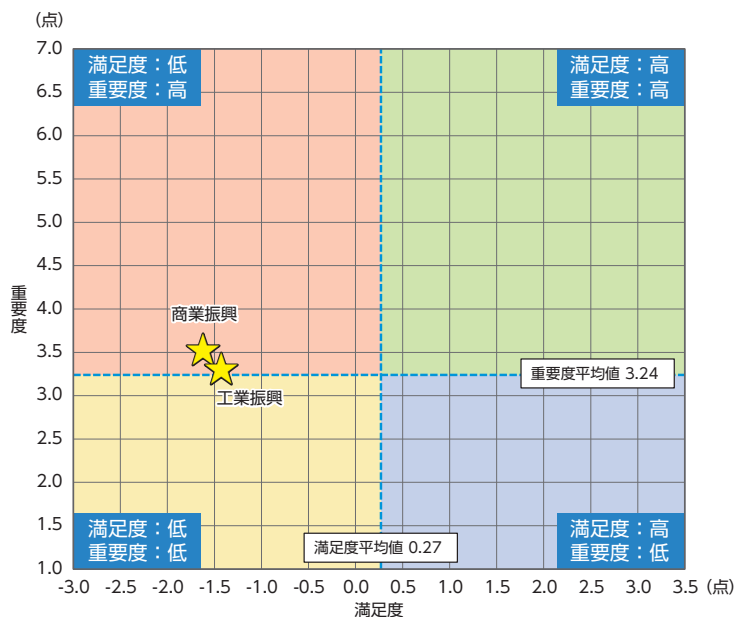
施策の目的

◆地域経済の活性化と雇用の場の確保に向けた取組を進めます。

指標

指標	単位	令和6年度 (実績)	令和12年度 (目標)
製造品出荷額	百万円	3,128	4,200
中心市街地来訪者数	人	690,819	800,000

満足度・重要度 ※市民アンケート調査 (R6) より



■工業振興	満足度：低 重要度：高	-1.46	3.32
■商業振興	満足度：低 重要度：高	-1.64	3.56

今後の課題

- 本市商業を取り巻く環境は、インターネットの普及や消費者ニーズの多様化等による購買力の流出に加え、経営者の高齢化や後継者不足等による事業継続の困難等、極めて厳しい状況にあります。このため、新規事業者による創業及び既存事業者の新たな事業展開を支援するとともに、事業承継を支援する体制強化を図る必要があります。また、ふるさと納税制度を見据えた新たな新商品開発への支援も必要です。
- 商工業の持続的発展は地域経済の基盤であり、その減退は地域全体に大きく影響します。このため、商工会議所等、関係機関と連携し、各事業者の経営改善や時代の変化に応じた経営体制の整備をはじめ、個々の事業者の体質強化を支援することで、地域経済の活性化につなげる必要があります。



- 観光振興につながる宿泊施設の誘致や既存企業の増設支援を行いました。引き続き、新たな雇用確保や新業種参入につながる企業誘致に取り組む必要があります。

施策の方向

(1) 商工業の振興

- ◆創業支援・技術導入・販路開拓・店舗改修・人材育成等、金融機関や各種支援機関との連携を強化し、多面的な支援により企業の成長と地域経済の活性化を促進します。
- ◆後継者不足の解消と地域経済の持続を目指すため、事業者が安心して次世代へ事業を引き継げるよう、各専門機関との連携や支援制度を活用した事業承継をサポートします。
- ◆道の駅くしまを核とした地域活性化を推進するため、朝市等のイベント開催において道の駅を活用し、地場産品の販路拡大と交流人口の増加を図ります。これにより、道の駅とイベント出店者双方の収益向上につながる事業展開を推進します。
- ◆物産展やふるさと納税制度等を活用することで、本市特産品の情報発信を強化するとともに、新たな商品開発を支援します。

(2) 企業誘致の推進

- ◆企業立地に係る優遇措置等の情報発信を継続するとともに、本市に不足している宿泊施設の誘致及び情報関連分野の企業誘致に取り組むため、関係機関と連携した企業誘致に関する情報収集に努めます。
- ◆既存企業への支援を行うことで、さらなる事業拡大及び新たな雇用の場の創出を推進します。

主な関連計画

- 串間市中心市街地まちづくり実施計画
- 串間市景観計画
- 串間市過疎地域持続的発展計画
- 串間市山村振興計画
- 串間市創業支援等事業計画



4-3 観光・交流活動の振興



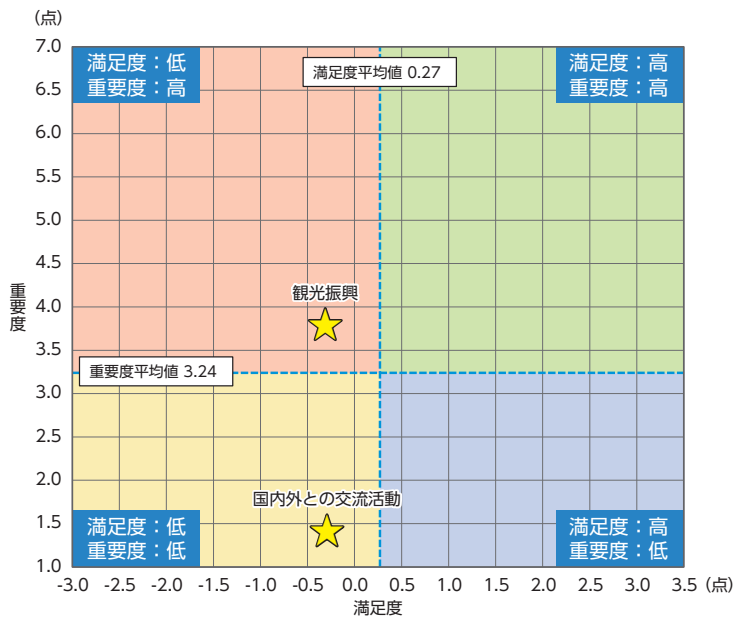
施策の目的

◆観光・交流活動の振興が、交流人口や関係人口の増加と地域活性化につながるよう、多面的に取り組を進めます。

指標

指標	単位	令和6年度 (実績)	令和12年度 (目標)
観光入込者数	人	491,058	600,000
観光イベント参加者数	人	36,800	42,000
空き家バンク新規登録件数	件	10	10
移住世帯数 ※移住相談窓口を通して移住した世帯	世帯	10	10

満足度・重要度 ※市民アンケート調査 (R6) より



■国内外との交流活動

満足度：低	重要度：低
-0.24	1.40

■観光振興

満足度：低	重要度：高
-0.29	3.76

今後の課題

- 近年の観光施設整備やプロモーション強化、周辺の道路状況の改善により、観光入込者数が増加しています。一方、宿泊施設不足により観光客の滞在時間は短い傾向にあり、観光客の消費額増加が課題となっています。観光振興を通じた地域活性化を実現するために、本市の豊かな自然や観光資源を活用した観光誘客促進・体験プログラム創出・イベント開催等の取組をさらに推し進め、年間を通じて国内外から観光客が訪れる、特色ある観光地づくりを行う必要があります。
- 本市の魅力を多様なメディアを通じて広く情報発信することで観光誘客につなげるとともに、国際的な交流や移住・定住も促しています。特に、移住施策については、近年増加する移住相談に対応するため、移住コーディネーターの採用及び移住センターの設置による相談対応や情



報発信、空き家バンクの登録促進等、受入れ体制を充実させています。引き続き、本市の魅力発信が観光・交流や移住施策の効果に結びつくように取組を進めていく必要があります。

施策の方向

(1) 観光・交流資源の活用

- ◆「道の駅くしま」を核として、都井岬をはじめとした観光資源や市の観光拠点施設のネットワーク化と、これを活用したプロモーションを推進するとともに、くしま活性化委員会や各団体が行う観光イベントや体験型観光プログラム等の交流資源の充実により、国内外からの観光誘客を促進します。
- ◆都井岬は、天然記念物の「御崎馬」をはじめ、九州で唯一参観可能な灯台である「都井岬灯台」、絶景スポットの「御崎神社」や「小松ヶ丘」、毎年8月開催の「都井岬火まつり」等、多彩な観光資源を有しており、グランピング施設や串間エコツーリズム推進協議会と連携して、これらの魅力を最大限生かせる環境づくりを進めます。
- ◆(一社)串間市観光物産協会の多様なネットワークを生かした事業展開により「交流」、「体験」、「学習」をキーワードに、各観光地をつなぐ周遊観光推進やイベント等でのPRを図ります。

(2) エコツーリズムの推進

- ◆本市ならではの自然観光資源や歴史・文化・産業を活用したオリジナル体験型観光メニューの充実等、魅力的なエコツーリズムの推進を通じて、観光誘客と地域活性化を促進します。

(3) 誘客プロモーションの推進

- ◆SNSやマスメディアの活用、公式サイト充実、パンフレットやポスターの作成等を通じ、本市の観光についてのPR活動を推進します。
- ◆スポーツ&カルチャーランド串間推進協議会等と連携して本市の魅力をPRしながら、スポーツ・文化合宿の誘致を積極的に推進します。

(4) 広域観光体制の充実

- ◆近隣の自治体と「県南観光ネットワーク推進協議会」「日南大隅地区観光連絡協議会」「宮崎県南部広域観光協議会」「日南海岸サイクルツーリズム協議会」を構成しており、広域観光ルートづくりや合同PR等の取組を進めます。

(5) 国際理解の推進

- ◆市民に対する多文化共生への理解を進めるとともに、グローバル社会に対応するため、市内に所在する関係団体と連携して国際理解への関心の向上や意識の醸成を図ります。

(6) 移住施策の推進

- ◆移住・定住PRの拡充をはじめ、空き家バンクの登録促進と移住センターによる相談対応等の受入れ体制の整備、オンラインやSNS等の多様な媒体を活用した相談業務の充実等を図ります。
- ◆若者や子育て世代のUIターンを促進させるための取組として奨学金返還に係る支援に取り組むほか、宮崎県立福島高等学校において全国枠入試を導入し、留学生が地域を支える人材となるよう環境を整備し、関係人口の拡大を目指します。

主な関連計画

- 串間エコツーリズム推進全体構想
- 串間市過疎地域持続的発展計画
- 串間市公共施設等総合管理計画



4-4 雇用・勤労者対策の充実



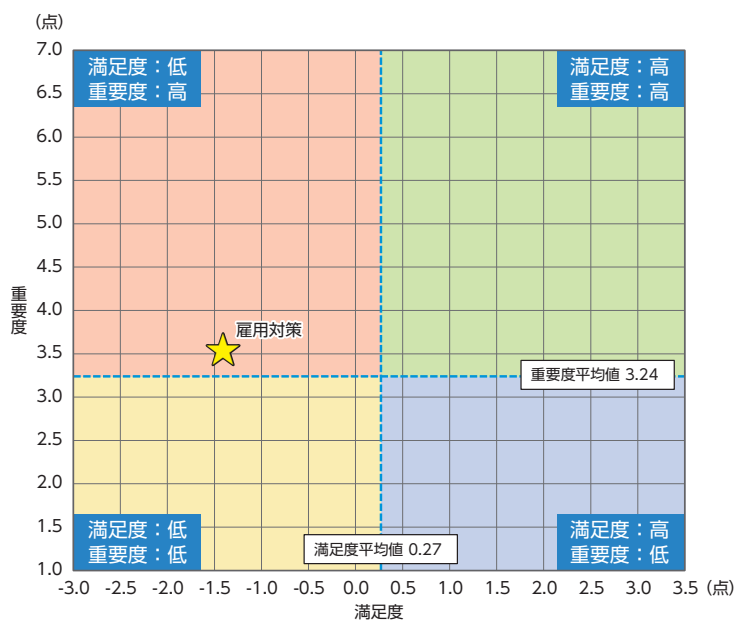
施策の目的

◆事業者とともに市民の就労の場が確保されるまちづくりを目指します。

指標

指標	単位	令和6年度 (実績)	令和12年度 (目標)
市内在学高校生の地元就職率	%	36.8	40.0

満足度・重要度 ※市民アンケート調査 (R6) より



■雇用対策

満足度：低	重要度：高
-1.41	3.61

今後の課題

- 日南市と共同で組織する日南串間地域企業推進協議会による中高生を対象とした県南地区企業に関する説明会の開催や、市公式サイトや窓口を通じた就業に関する最新情報の提供等、地元企業の情報発信に努めています。これらの取組が、若者の地元就職やUIターンの促進、事業者の労働力確保につながるよう、引き続き様々な取組を進めていく必要があります。
- 福利厚生や労働条件の改善等が就業者の安定的な定住にもつながることから、就業者が健康で快適な勤労生活を送ることができるよう、労働環境の充実等を促進していく必要があります。



施策の方向

(1) 雇用機会の確保と地元就職の促進

- ◆若年層の地元就職や人材確保のため、既存事業所への支援や企業誘致等、各種産業振興施策の積極的推進により雇用の場の拡充を目指すほか、関係機関や市内事業所等との連携のもと、就職相談や情報提供、職業あっせん等を進め、若者の地元就職及びUIターンを促進します。
- ◆高齢者及び障がい者の雇用促進を図るとともに、多様な働き方の普及・啓発に努めます。
- ◆外国人材を含む多様な人材の受入れ・活用を推進し、地域産業の持続的発展に資する体制を整えます。

(2) 勤労者福祉の充実

- ◆商工会議所等と連携して、労働条件の向上や安全・快適に働ける環境づくりに向けた事業所への啓発等に努めます。

主な関連計画

- 串間市障がい者活躍推進計画
- 串間市過疎地域持続的発展計画





基本目標 5

みんながつながり 安心と安全 スマートなまち くしま

5-1 道路・交通ネットワークの整備



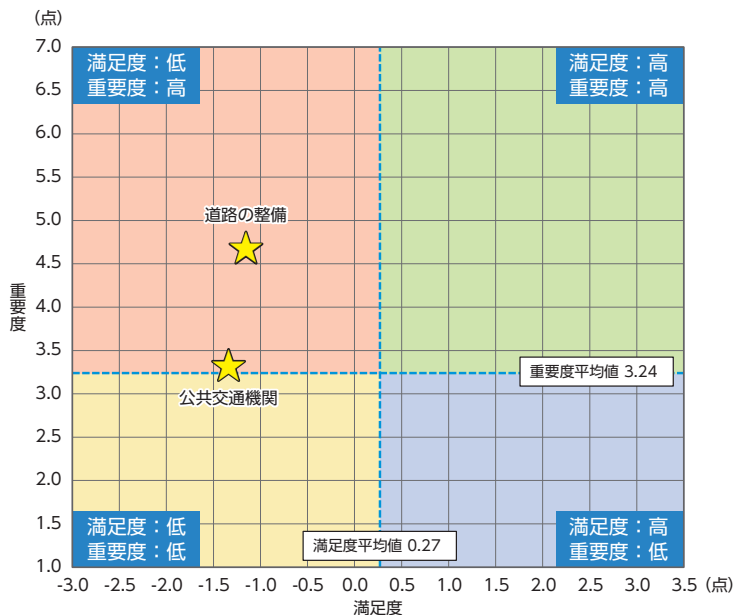
施策の目的

- ◆自動車等による移動利便性の向上のため、広域を含む道路網の整備と維持管理を目指します。
- ◆公共交通機能の利便性の維持を目指します。

指標

指標	単位	令和6年度 (実績)	令和12年度 (目標)
市コミュニティバス乗車人数	人	15,888	17,200
串間市国土強靱化地域計画に掲げる市道整備率	%	10.1	41.0

満足度・重要度 ※市民アンケート調査 (R6) より



■道路の整備	
満足度：低	重要度：高
-1.18	4.72
■公共交通機関	
満足度：低	重要度：高
-1.29	3.31

今後の課題

- 東九州自動車道は広域高速道路ネットワークの柱であり、この整備の遅れが周辺基幹道路の整備の遅れにもつながっています。このため、関係機関と連携しながら、東九州自動車道の早期整備を実現していくことが必要です。



- 市道や橋梁等の状況を把握したうえで中長期的な費用対効果を勘案しながら、整備及び維持管理に努める必要があります。
- 公共交通については、公共交通利用者数が減少してきており、維持のための市財政負担が増加しています。このため、串間市コミュニティバス「よかバス」、JR、路線バス、タクシー等の交通資源による利便性を勘案した持続的な公共交通体系の検討を進めていく必要があります。

施策の方向

(1) 国道・県道の整備

- ◆東九州自動車道について、日南東郷 IC ~ 志布志 IC 間の早期開通を目指し、関係機関、関係団体との連携を強め、官民一体となった早期完成に向けた取組を進めます。
- ◆国道220号や国道448号の整備、県道の整備についても、国、県に対して積極的に要請していきます。

(2) 市道の整備と維持管理

- ◆市内道路網について、国道・県道との機能分担、市内地域間の利便性の確保等に配慮しながら、将来の財政的負担を踏まえ、市道の整備と橋梁の長寿命化等を計画的・効率的に進めます。

(3) 公共交通機関の維持

- ◆串間市コミュニティバス「よかバス」について、利用実態や移動ニーズを勘案し、地域に適した運行形態等への見直しを行い、利用促進につなげます。
- ◆本市と本市外を結ぶ公共交通について、持続的な運行に向け、県や周辺自治体、交通事業者と連携し、市外への公共交通の維持確保に向けた検討を行います。

(4) 福島港の活用

- ◆福島港については、港湾の機能が十分に発揮できるよう港湾施設の整備を要請するとともに、国や県、近隣市、関係機関と連携して福島港の利活用に取り組んでいきます。

主な関連計画

- 串間市国土強靱化地域計画
- 串間市地域公共交通計画
- 串間市山村振興計画
- 串間市公共施設等総合管理計画
- 串間市橋梁長寿命化修繕計画
- 串間市過疎地域持続的発展計画



5-2 スマートシティの推進



施策の目的

◆市民とともに市全体でデジタル技術の積極的な利活用を進めます。

指標

指標	単位	令和6年度 (実績)	令和12年度 (目標)
オンライン申請が可能なサービス数	件	36	60



※この画像は生成 AI を使って作成しました。

今後の課題

- デジタル社会の進展に合わせて、本市においてもデジタル技術を積極的に導入し、その技術をうまく活用することで市民サービスや職員の働き方等、あらゆる面でより良い方向に変化させるための改革に取り組んでいます。引き続き、本市の一層のデジタル変革により、市民の利便性向上や職員の業務効率化等を推進していく必要があります。



施策の方向

(1) 市民サービスのデジタル変革の推進

- ◆生活、防災、医療・福祉、教育等、市民生活のあらゆる分野にデジタル技術を活用し、市民が必要とするサービスに「いつでも・どこでも・簡単に」アクセスできることを目指します。生活に必要な情報やサービス提供の迅速化、防災や避難所等の必要な情報提供、被災者支援体制の整備のほか、医療・福祉分野では、PHR^(※)の活用やオンライン相談等、誰もが安心して暮らせる地域づくりを進めます。教育分野では、AIやデジタルを活用した教育支援等、一人ひとりの学習ニーズに応える教育の質向上を図ります。
- ◆行かない市役所（行政手続のオンライン化）、やさしい窓口（書かない、回らないワンストップ窓口）、キャッシュレスの推進により、行政サービスの利便性向上と窓口業務の充実を図ります。さらに、バックヤード業務のDXを進めることで職員の事務負担を軽減し、市民サービス向上に注力できる体制を構築します。
- ◆スマートフォンをはじめとするインターネット利用環境が社会に広く普及する中、デジタルデバイス^(※)の解消に向けた講座を開催するなど、きめ細やかなデジタル活用支援を進めます。
- ◆サイバー攻撃の高度化・巧妙化が進む中で、市民サービスや行政運営を支える情報インフラを安全に維持するため、セキュリティ対策の強化を図ります。クラウドサービスの適切な活用やシステム監視体制の強化により、不正アクセスや情報漏えいリスクを未然に防ぐとともに、業務継続計画（BCP）に基づく障害発生時の迅速な復旧体制を整備し、安全で強靱な行政ICT基盤の構築を目指します。

(2) 地域価値のデジタル変革の推進

- ◆市民だけでなく本市と交流する全ての人々に向けて、市政や地域の魅力・資源をデジタルにより見える化し、マーケティングやプロモーションの強化を図ります。観光、産業、文化等の地域資源をデータとして整理・発信するとともに、回遊行動や消費行動のデータ分析を通じて、関係人口の拡大につながる施策を展開します。
- ◆農林水産や商工観光の分野をはじめ、本市特有の地域課題に応じてデータ活用やデジタル技術の導入を検討し、産官学民が連携して地域の発展につながる取り組みを進めることで、地域全体のデジタル変革を推進します。

主な関連計画

- 串間市デジタル変革推進方針



5-3 住宅・市街地の整備



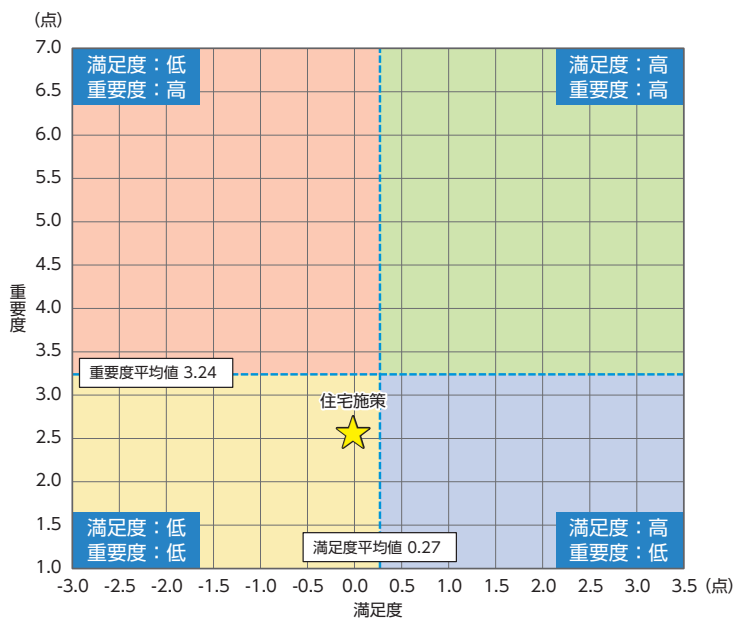
施策の目的

◆住環境の整備とにぎわいのある市街地の整備を図ります。

指標

指標	単位	令和6年度 (実績)	令和12年度 (目標)
市営住宅耐震化率	%	73.9	99.0

満足度・重要度 ※市民アンケート調査 (R6) より



住宅施策

満足度：低 重要度：低	
0.00	2.56

今後の課題

- 本市の市営住宅は経年劣化が進んでおり、これらへの対応が課題となっています。入居者のニーズに対応できるよう維持管理を行うとともに、市営住宅の集約化等を検討していく必要があります。
- 中心市街地は市役所、JR 串間駅、道の駅くしま等の交流と集客の拠点施設があることから、にぎわいを回復させるため、ハード・ソフト両面での施策を展開していく必要があります。



施策の方向

(1) 市営住宅の整備と維持管理

- ◆市営住宅については入居状況を勘案しながら、耐用年数を勘案した改修・長寿命化等を実施するとともに、老朽化した市営住宅の更新時には集約化を図る等、居住ニーズに応じた整備と維持管理を進めます。

(2) 中心市街地の整備

- ◆中心市街地はにぎわい・うるおいゾーンとして位置づけられているため、観光客等の来訪者を呼び込み交流人口の増加を図る施策を進めるとともに、公的機能等を集積したコンパクトシティの形成を目指します。
- ◆都井岬や観光拠点施設、各集落等と中心市街地をコミュニティバスで結ぶことにより、住む人と訪れる人が互いに出会い、交流できる環境づくりを推進します。

主な関連計画

- 串間市中心市街地まちづくり基本計画
- 串間市公共施設等総合管理計画
- 串間市公営住宅等長寿命化計画
- 串間市建築物耐震改修促進計画
- 串間市過疎地域持続的発展計画
- 串間市山村振興計画





5-4 交通安全・防犯体制の充実



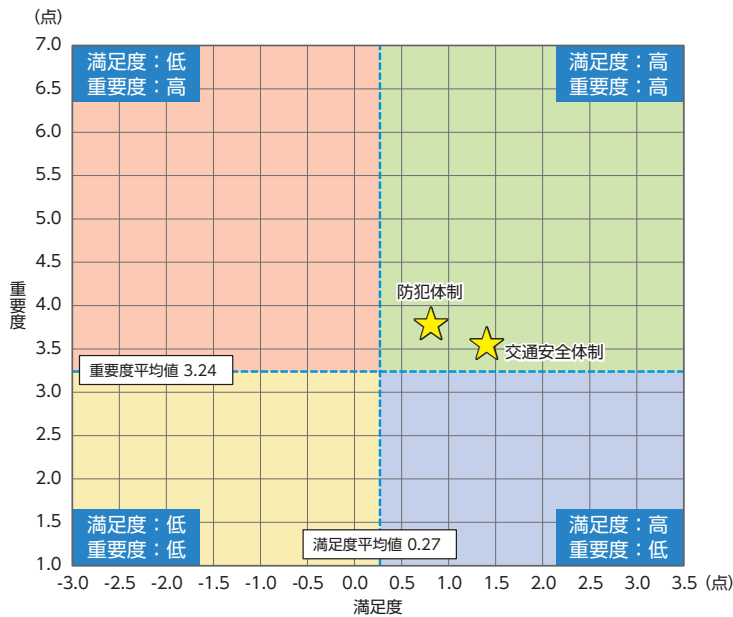
施策の目的

- ◆交通安全への意識の高揚や交通安全施設の整備と維持管理に取り組みます。
- ◆犯罪のない地域防犯体制により、市民の生活安全対策を図ります。

指標

指標	単位	令和6年度 (実績)	令和12年度 (目標)
交通事故発生件数	件/年	17	17

満足度・重要度 ※市民アンケート調査 (R6) より



交通安全体制

満足度：高	重要度：高
1.38	3.58

防犯体制

満足度：高	重要度：高
0.82	3.75

今後の課題

- 交通事故の発生を防止し、安全を確保するため、市民に対して交通安全教育や啓発活動を実施するとともに、通学路、生活道路等の実情を再点検・再確認し、必要に応じた交通安全施設の整備や歩道等の整備を進める必要があります。
- 過疎化や高齢化により地域防犯体制の低下が懸念されます。このため、防犯意識の高揚や地域安全体制の取組を進めていく必要があります。



施策の方向

(1) 交通安全対策の推進

- ◆交通事故の発生を防止するため、警察や交通安全協会等の関係機関と連携して、春・秋の交通安全運動等を通じて交通安全意識の高揚を図るとともに、飲酒運転撲滅運動、交通指導員による街頭指導やグッズ配布等による啓発等を行います。
- ◆カーブミラー、ガードレール等の交通安全施設をはじめ、通学路や主要道路の歩道整備等、安全な道路環境の整備と維持管理に努めます。

(2) 防犯対策の推進

- ◆串間警察署や防犯協会等関係機関・団体との連携のもと、広報・啓発活動や情報提供等を推進し、市民の防犯意識の高揚を図ります。
- ◆各自治会や小・中学校 PTA 等の自主的な地域安全活動を促進し、防犯活動体制の強化を図ります。
- ◆自治会との連携により必要な防犯灯の整備と維持管理を進め、犯罪抑制を図ります。

主な関連計画

- 串間市交通安全計画
- 串間市過疎地域持続的発展計画





5-5 消防・防災・救急体制の充実



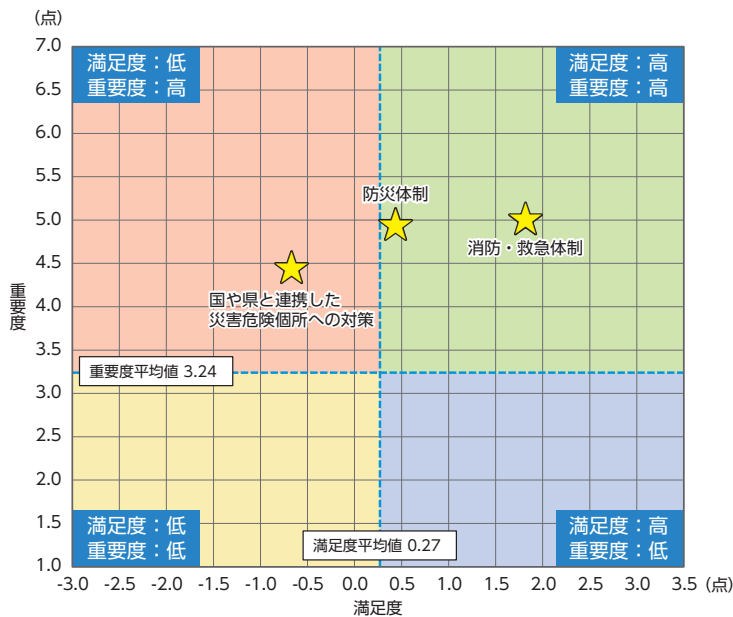
施策の目的

- ◆地域の防災体制の強化に努め、安心して暮らせる総合的な防災対策を推進します。
- ◆常備消防と消防団との連携により、その機能の充実に努めます。

指標

指標	単位	令和6年度 (実績)	令和12年度 (目標)
地区の避難訓練実施数	件/年	15	20
避難訓練参加人数	人/年	2,100	2,100
応急手当講習参加人数	人/年	1,273	1,300

満足度・重要度 ※市民アンケート調査 (R6) より



■ 防災体制	満足度：高 重要度：高	0.45	4.93
■ 消防・救急体制	満足度：高 重要度：高	1.77	5.00
■ 国や県と連携した災害危険箇所への対策	満足度：低 重要度：高	-0.68	4.46

今後の課題

- 本市では、地震や風水害等の自然災害への備え及び地域消防体制の充実のため消防庁舎の移転を進め、自主防災組織の育成や活動支援、防災訓練等の実施、避難所や避難路等の整備、消防車両や資機材等の計画的な整備・更新等に取り組んできました。近年は想定外の自然災害や火災の発生が全国的に見られることから、平時からいざというときを想定した体制づくりを進めておく必要があります。



施策の方向

(1) 地域防災体制の推進

- ◆市民に対してハザードマップや避難路・避難場所の周知、災害時の備蓄等の備えを啓発するとともに、地域での防災訓練の実施や自主防災組織の活動支援に努めます。
- ◆地域における消防団の重要性を周知しながら、団員確保の強化や研修・訓練の充実による団員の資質の向上等、消防団活動を支援します。
- ◆災害発生に備え、本人の同意を得て避難行動要支援者名簿を作成するとともに、避難行動要支援者名簿登録者に対する個別避難計画の作成に取り組みます。
- ◆高齢者、障がい者、女性等に配慮した避難所運営に努めるとともに、民間施設との協定等による避難所・福祉避難所の確保を図ります。
- ◆市民を対象とした防火講習会・消火訓練、AEDによる応急手当講習会等を開催し、火災予防、応急手当の知識の普及を推進します。
- ◆地震対策として民間木造住宅の耐震化を啓発します。

(2) 総合的な防災体制の確立

- ◆浸水被害のおそれのある河川の整備、急傾斜地等の土砂災害対策については、県等の関係機関と連携して整備を進めます。
- ◆南海トラフ巨大地震やそれに伴う津波対策として、県等の関係機関と連携し海岸保全施設の整備や一次避難場所への避難道整備等のハード対策を推進するとともに、市民がいかに早く安全な場所へ避難できるか等のソフト対策を並行して進めます。
- ◆武力攻撃事態等の有事発生時において、国や県等の関係機関と連携しながら、市民の生命、身体及び財産等の安全確保に努めます。

(3) 消防・救急体制の充実

- ◆常備及び非常備消防体制の基盤強化を図るため、人員の確保と消防施設や資機材、消防車・救急車等の整備充実を図ります。
- ◆高度な救急救命処置の提供及び多様化する災害に対応するため、各種研修派遣に取り組み、救急救命士及び消防職員の知識・技術の向上を図ります。

主な関連計画

- | | |
|----------------|------------------|
| ● 串間市国土強靱化地域計画 | ● 串間市地域防災計画 |
| ● 串間市国民保護計画 | ● 串間市過疎地域持続的発展計画 |
| ● 串間市山村振興計画 | ● 串間市建築物耐震改修促進計画 |



5-6 消費者対策の充実



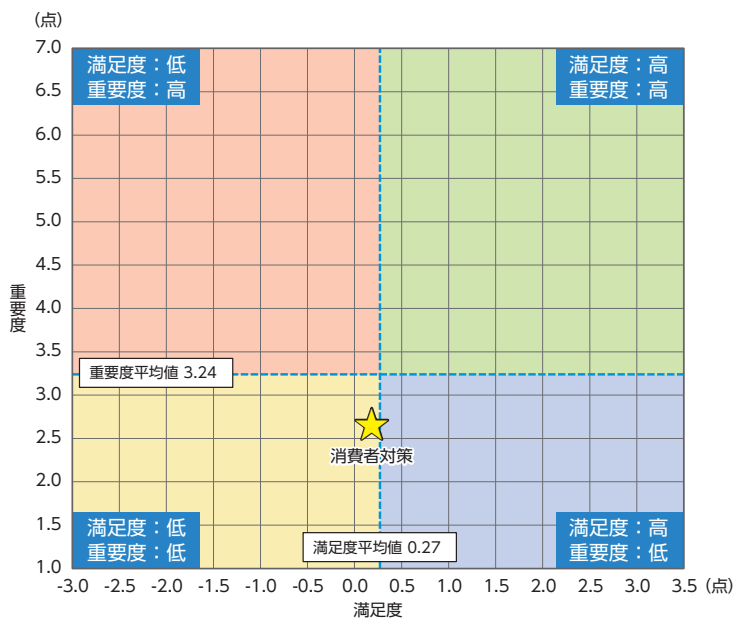
施策の目的

◆消費者保護に関する啓発を行い、消費者被害を未然に防ぎます。

指標

指標	単位	令和6年度 (実績)	令和12年度 (目標)
消費者行政啓発回数	回	13	13

満足度・重要度 ※市民アンケート調査 (R6) より



消費者対策

満足度：低 重要度：低	
0.22	2.63

今後の課題

- 消費活動は生活するうえで必要不可欠な行為ですが、近年は架空請求・訪問販売や電話・SNS等を利用した特殊詐欺等の被害も全国的に見られます。このため、消費者である市民が安全に安心して生活できるよう、消費活動に対する知識を身につけて自己防衛を図るとともに、万が一、被害に遭った場合は早期対応できる体制づくりを行う必要があります。



施策の方向

(1) 消費生活に関する情報提供

- ◆関係機関との連携のもと、広報・啓発活動の推進をはじめ、消費者講座の開催や消費者向けパンフレットの配布等を通じて消費者教育・啓発を進めるとともに、消費生活情報の提供、消費者団体の活動支援を進め、自立する消費者の育成を図ります。

(2) 消費生活相談の実施

- ◆県消費生活センターや日南串間消費生活センターと連携し、消費生活相談の実施や、被害発生時における迅速で効果的なアドバイス等を行います。

主な関連計画

- 串間市過疎地域持続的発展計画





基本目標 6

豊かな自然の恵みと共存し 持続するまち くしま

6-1 エネルギー施策の総合的推進



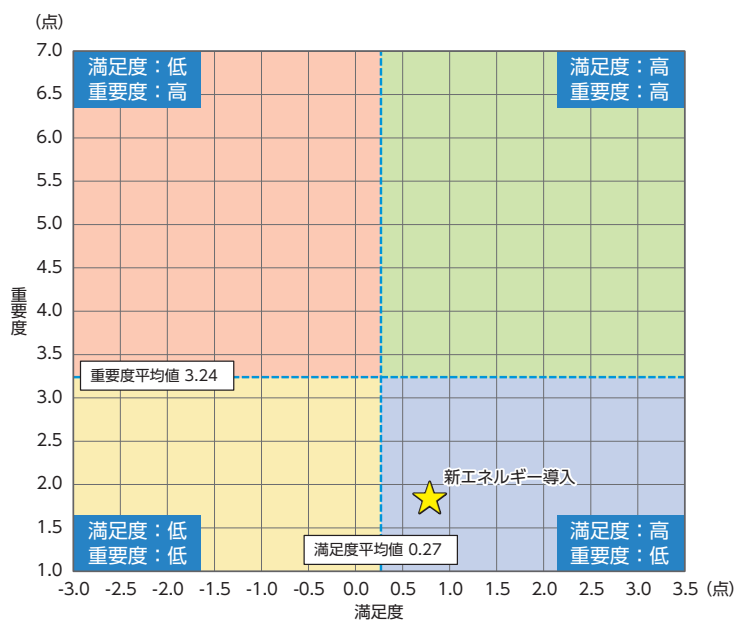
施策の目的

◆脱炭素社会の推進に向け、再生可能エネルギーの活用等を推進しながら、ゼロカーボンシティ申間の実現を目指します。

指標

指標	単位	令和6年度 (実績)	令和12年度 (目標)
住宅用太陽光発電システム導入促進によるCO2削減量	tCO2	294.78	355.00

満足度・重要度 ※市民アンケート調査 (R6) より



■新エネルギー導入

満足度：高	重要度：低
0.76	1.83



今後の課題

- 本市には、風力発電、木質バイオマス発電、太陽光発電、小水力発電等の再生可能エネルギー施設が設置されており、CO2削減効果も期待されています。このような本市の強みを生かし、市全体で脱炭素社会に向けた再生可能エネルギーの普及を図るため、市民や事業者に対して周知・啓発し、ゼロカーボンシティ串間の実現に向けた取組を積極的に行えるまちづくりを推進していく必要があります。

施策の方向

(1) ゼロカーボンシティの推進

- ◆2050年までに二酸化炭素実質排出量ゼロによる環境未来都市の実現に向けて、市全体の意識醸成の起点となりうる本市の「ゼロカーボン推進事業ロゴマーク」に触れる機会の充実を図るなど、意識醸成の促進に市民や事業者と一体となって取り組んでいきます。

(2) 再生可能エネルギー導入の推進

- ◆新たな技術革新に合わせた施策の展開を図るとともに、県や本市の各事業により再生可能エネルギーのさらなる導入を推進し、豊かな自然と調和したグリーンエネルギーの積極的な活用を促進します。

主な関連計画

- 串間市エネルギービジョン
- 串間市地球温暖化対策実行計画（区域施策編・事務事業編）





6-2 生活環境の整備



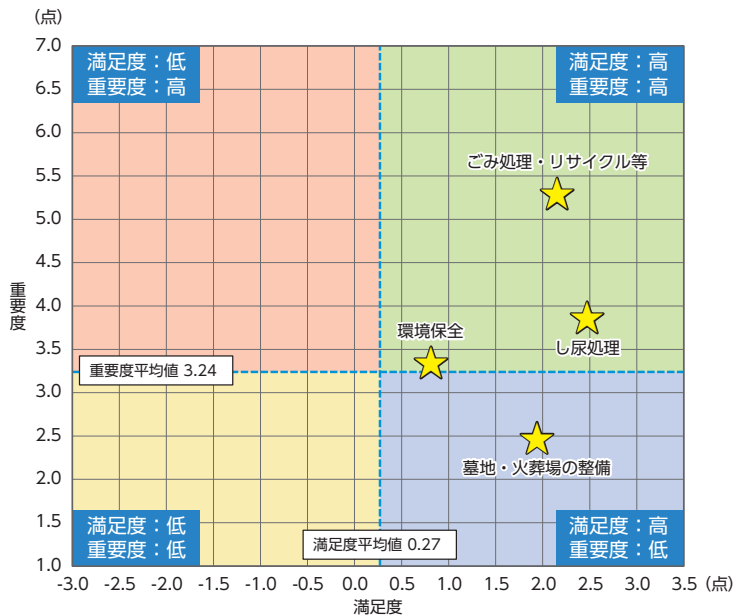
施策の目的

◆資源循環型社会の実現に向け、ごみの排出抑制やリサイクル率の向上等を推進します。

指標

指標	単位	令和6年度 (実績)	令和12年度 (目標)
市民一人一日あたりの家庭ごみの量	g/人・日	603	427
資源化率	%	22.1	25.0

満足度・重要度 ※市民アンケート調査 (R6) より



■環境保全	満足度：高重要度：高	0.80	3.33
■ごみ処理・リサイクル等	満足度：高重要度：高	2.17	5.25
■し尿処理	満足度：高重要度：高	2.46	3.83
■墓地・火葬場の整備	満足度：高重要度：低	1.90	2.49

今後の課題

●地球温暖化をはじめとする地球環境問題から、水質汚濁等の身近な環境汚染に至る様々な環境問題の発生を背景に、自治体においても持続可能な資源循環型社会の形成に向けた施策の展開が課題となっています。物質的に豊かな現代では大量消費も問題となっていることから、市民や事業者に対して環境問題に関する意識を高め、ごみ減量やリサイクル等の促進に取り組むことで、その取組が本市の豊かな自然における生物多様性の保全にもつながるように推進していくことが求められます。



施策の方向

(1) 環境保全に向けた取組

- ◆ 関係団体や学校等の教育機関と連携し、環境保全に関わる啓発活動や環境学習を推進します。
- ◆ 水質汚濁をはじめ、騒音、悪臭、振動等の公害に対し、関係機関との連携のもと、監視・指導を推進し、未然防止及び適切な対応に努めます。
- ◆ 市民の協力のもと、一斉清掃や美化活動に取り組むとともに、不法投棄の防止等、監視体制の強化に努めます。

(2) 墓地・火葬場の維持

- ◆ 串間市葬斎場について計画的な改修及び維持管理を行うとともに、市営墓地について時代の流れや市民ニーズに沿った効率的な維持管理を行います。

(3) し尿等処理体制の維持

- ◆ 民間事業者により収集されたし尿について、串間エコクリーンセンターにて適正に処理するため、串間エコクリーンセンターの維持管理に努めます。

(4) 4 R^(※) 運動の推進

- ◆ ごみの出し方や分別回収等について、多様な媒体や様々な機会を通じて周知・啓発を行い、市民や事業者の自主的なリサイクル活動を促進し、ごみの減量とごみを出さない環境づくりを進めます。

主な関連計画

- 串間市公共施設等総合管理計画
- 串間市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画
- 串間市災害廃棄物処理計画
- 串間市過疎地域持続的発展計画
- 串間市山村振興計画



6-3 上下水道の整備



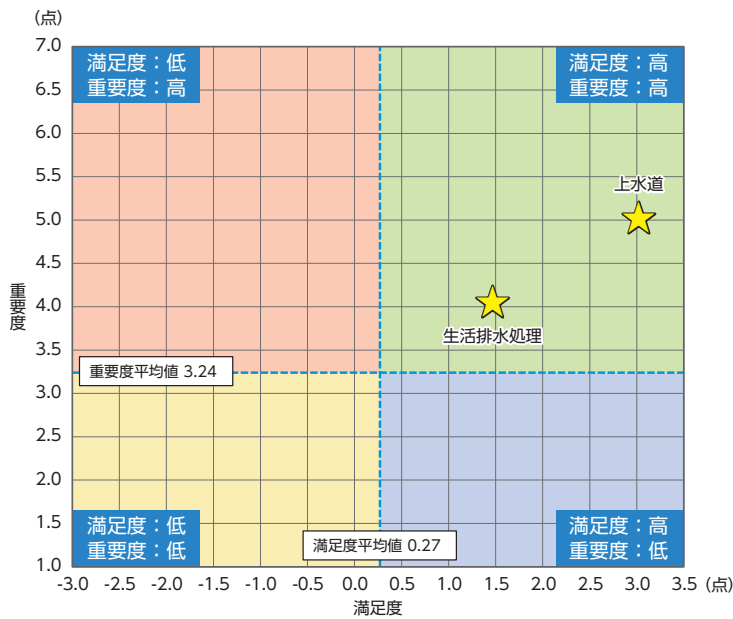
施策の目的

- ◆計画的な設備の更新を行うことで、生活に必要不可欠な水を安定して供給します。
- ◆環境対策や豪雨災害対策としての下水道の意義を周知して加入を促進します。

指標

指標	単位	令和6年度 (実績)	令和12年度 (目標)
有収率(※)	%	81.05	84.00
配水池の耐震化率	%	28.40	40.61
水洗化率	%	62.38	71.48

満足度・重要度 ※市民アンケート調査(R6)より



■生活排水処理

満足度：高	重要度：高
1.46	4.07

■上水道

満足度：高	重要度：高
3.02	5.04

今後の課題

- 水道は、文化的な市民生活と産業活動に欠くことのできない重要な社会基盤です。このため、中長期的な視点により水道施設の老朽化対策や耐震化を進め、安定した水の供給に取り組む必要があります。
- 本市の下水道事業には、公共下水道・農業集落排水事業・漁業集落排水事業がありますが、これらを統合して経営の安定化を図っています。下水道事業区域外では浄化槽の設置を進めることで水洗化率を上げ、自然環境の保護と快適な生活環境の両立に向けた取組を進めていく必要があります。



施策の方向

(1) 水道事業の健全運営

- ◆老朽化した配水管路の更新や水道施設の適切な維持管理により、安全・安心な水を安定的に供給します。
- ◆老朽化した配水池及び配水管路の更新とあわせて、水道施設の耐震化を進めます。
- ◆利用ニーズや人口動向を中長期的に勘案しながら、持続的で効率的な水道事業の運営に努めます。
- ◆水道未普及地域への対応については、地域住民の意向を尊重した多様な手法による水供給の検討に努めます。

(2) 下水道事業の健全運営

- ◆市民に対し、自然環境・公衆衛生の保全や風雨災害時の浸水被害の低減等に寄与する下水道事業の意義を周知します。
- ◆未接続の世帯に対し、公共下水道への早期接続の必要性を周知し、水洗化率の向上を図ります。
- ◆利用ニーズや人口動向を中長期的に勘案しながら維持管理・修繕・更新等を実施し、持続的で効率的な下水道事業の運営に努めます。
- ◆合併処理浄化槽の設置について補助し、水洗化率の向上を図ります。

主な関連計画

- | | |
|---------------------------------|-----------------|
| ●串間市新水道ビジョン | ●串間市公共施設等総合管理計画 |
| ●串間市配水池耐震化計画 | |
| ●串間市公共下水道ストックマネジメント（管路施設の調査・点検） | |
| ●串間市生活排水対策総合基本計画 | ●串間市過疎地域持続的発展計画 |
| ●串間市山村振興計画 | |



6-4 公園・緑地の整備及び水辺の保全



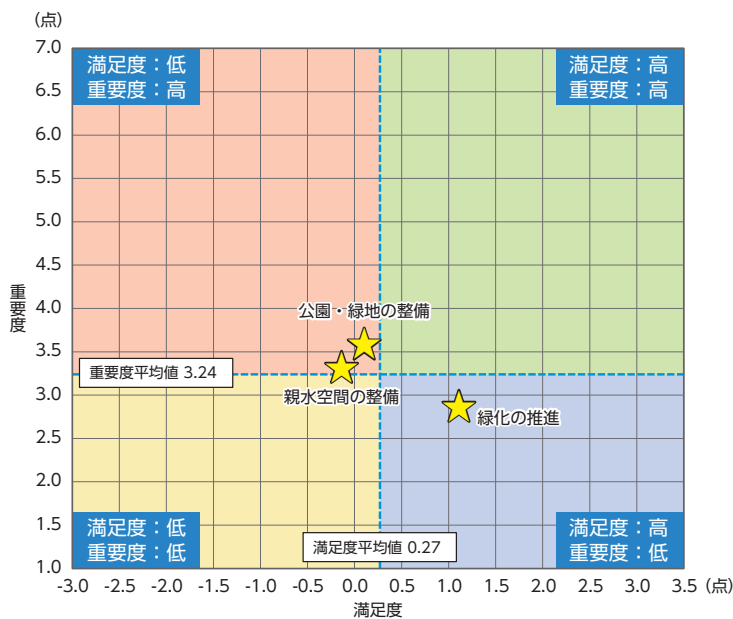
施策の目的

◆市民のいこいと親睦・交流の場である公園・緑地の適切な維持管理を行います。

指標

指標	単位	令和6年度 (実績)	令和12年度 (目標)
串間市総合運動公園利用者数	人	69,356	82,000

満足度・重要度 ※市民アンケート調査 (R6) より



■公園・緑地の整備

満足度：低	重要度：高
0.11	3.53

■親水空間の整備

満足度：低	重要度：高
-0.17	3.29

■緑化の推進

満足度：高	重要度：低
1.09	2.83

今後の課題

●公園や緑地は、こどもの遊び場、スポーツ・レクリエーションの場として、市民の生活空間にうるおいとやすらぎを与えます。本市では、総合運動公園をはじめ、都市公園、地区公園等について整備し、必要な維持管理を定期的に行っています。今後も市民のニーズに応じた適切な維持管理を行うとともに、災害時の拠点としての整備・充実も進めていく必要があります。



施策の方向

(1) 公園の活用と維持管理

- ◆ 総合運動公園について、市民のスポーツ・レクリエーションやスポーツキャンプ等の誘致活動に取り組むための施設維持・整備に重点を置き、制度事業を活用しながら計画的に改修する等、利用者に対する利便性の向上に取り組むとともに、災害拠点施設としての視点から施設整備に努めます。
- ◆ 市民広場や各都市公園、地区公園等の現状と実態を把握しつつ、遊具や設備等のメンテナンスを行い、地域住民が利用しやすい維持管理に努めます。

(2) 河川や水路の維持管理

- ◆ 河川や水路が雨水排水等の機能を保持できるよう、関係機関や自治会等と連携して維持管理に努めます。

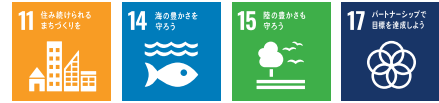
主な関連計画

- 串間市都市計画マスタープラン
- 串間市公共施設等総合管理計画
- 串間市総合運動公園長寿命化計画
- 串間市過疎地域持続的発展計画





6-5 景観の保全・形成及び土地利用



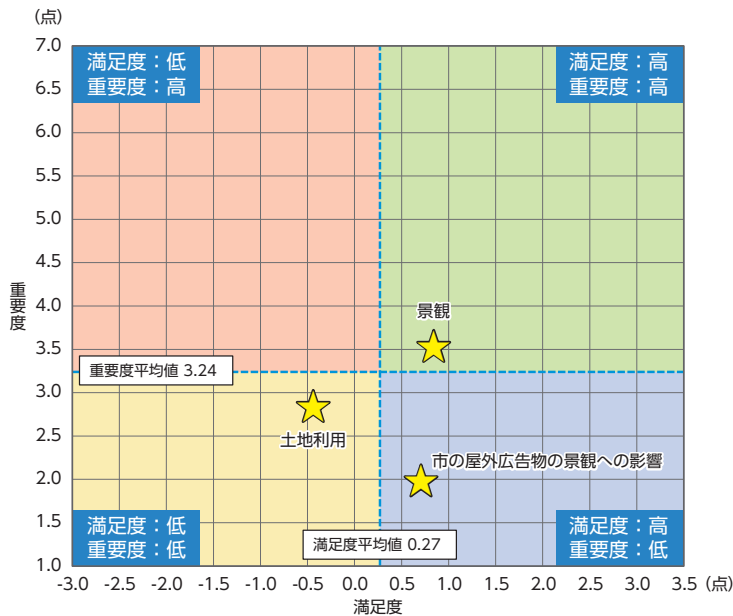
施策の目的

◆自然的景観やまちなみ等の計画的な保全と景観形成を推進します。

指標

指標	単位	令和6年度 (実績)	令和12年度 (目標)
道路・公園草刈り等実施回数	回	97	95
地籍調査の進捗率	%	48.2	62.4

満足度・重要度 ※市民アンケート調査 (R6) より



■景観	満足度：高重要度：高	0.81	3.53
■市の屋外広告物の景観への影響	満足度：高重要度：低	0.74	1.48
■土地利用	満足度：低重要度：低	-0.42	2.81

今後の課題

- 本市の豊かな景観やまちなみを保全していくため、市民、事業者とともにその保存に努め、良好な景観形成に取り組む必要があります。
- 土地利用については、住宅地等の宅地開発と農地や森林等の土地利用が調和した環境形成を図り、本市の豊かな自然景観が生かされるまちづくりを進めていく必要があります。



施策の方向

(1) 景観の保全

- ◆本市特有の自然景観や田園・山林等と共存するまちなみは貴重な景観資源となっているため、シーニックバイウェイの取組等、串間エリア国道448号の沿道修景美化において、市民や関係機関との連携を図りながら、地域の特性を生かした景観の保全に努めます。

(2) 市街地景観づくり

- ◆JR各駅周辺、中心市街地、沿道周辺等は、市街地としての整備を図るとともに、公共サインの統一等、景観に配慮した整備に努めます。
- ◆旧吉松家住宅前の仲町通り等については、景観ルールづくりに向けて研修会等を行う等、市民・地域住民とともに進めていきます。

(3) 土地の有効活用

- ◆土地の有効活用を図るため、土地利用関連計画や関連法等の周知と運用を図り、無秩序な開発行為や無届での土地の売買等の未然防止、土地利用区分に応じた適正な土地利用への誘導に努めます。
- ◆地籍調査を実施し、土地の境界や所在を明確にすることで、土地の有効活用を促進します。

主な関連計画

- 串間市都市計画マスタープラン
- 串間市景観計画
- 串間市過疎地域持続的発展計画
- 串間市山村振興計画

資料編





1 データから見る本市の概況

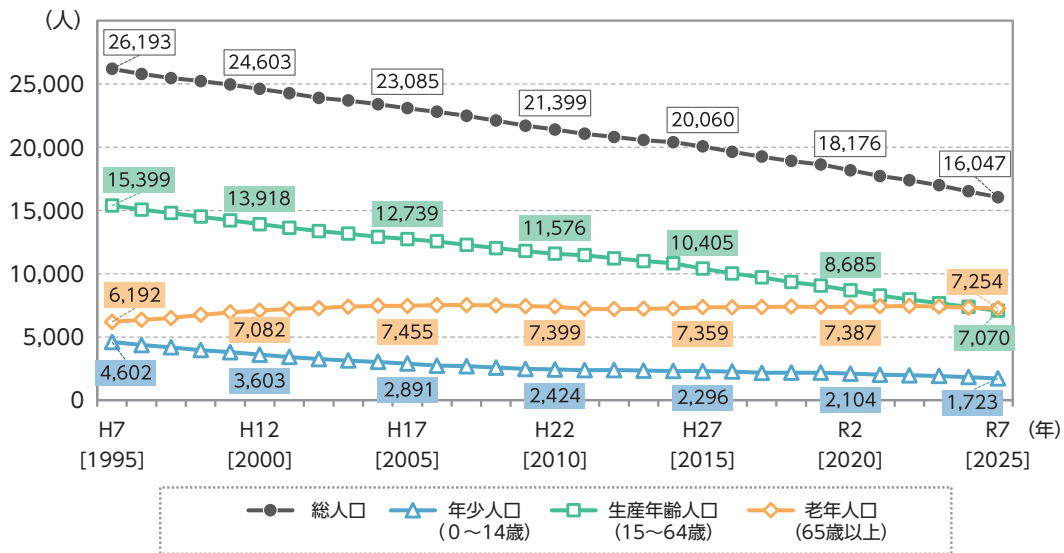
(1) 本市の人口動向

① 総人口・年齢3区分別人口の推移

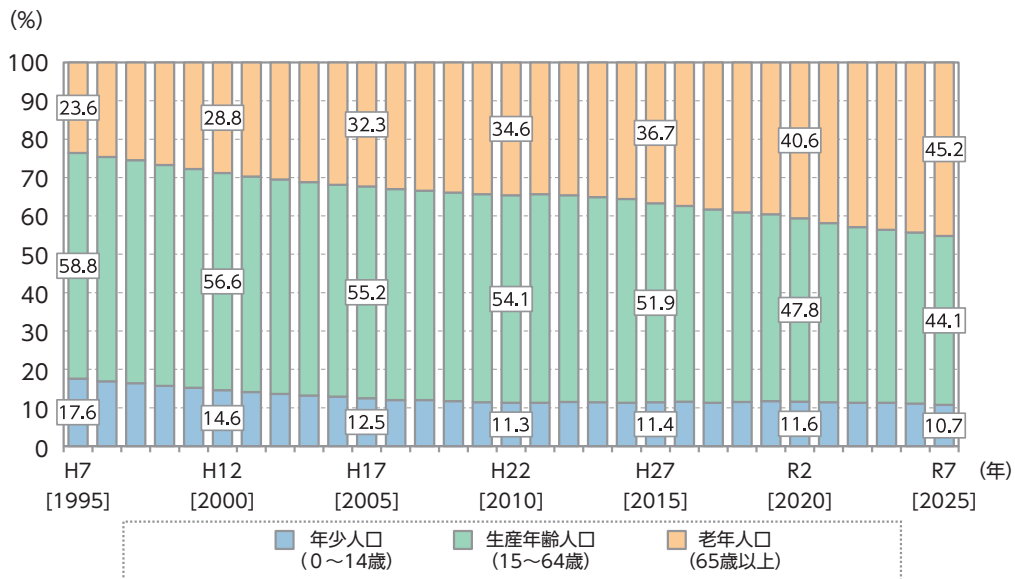
年齢3区分別人口の推移を見ると、年少人口（0～14歳）及び生産年齢人口（15～64歳）は減少で推移しています。また、老年人口（65歳以上）は令和4～5年ごろに増加のピークを迎え、それ以降は減少に転じています。

年齢3区分別人口割合の推移を見ると、年少人口（0～14歳）及び生産年齢人口（15～64歳）の割合は減少、老年人口（65歳以上）の割合は増加しています。

■市の総人口と年齢3区分別人口の推移



■年齢3区分別人口割合の推移



資料：総務省「住民基本台帳」※H7～H25は3月31日時点、H26～は1月1日時点

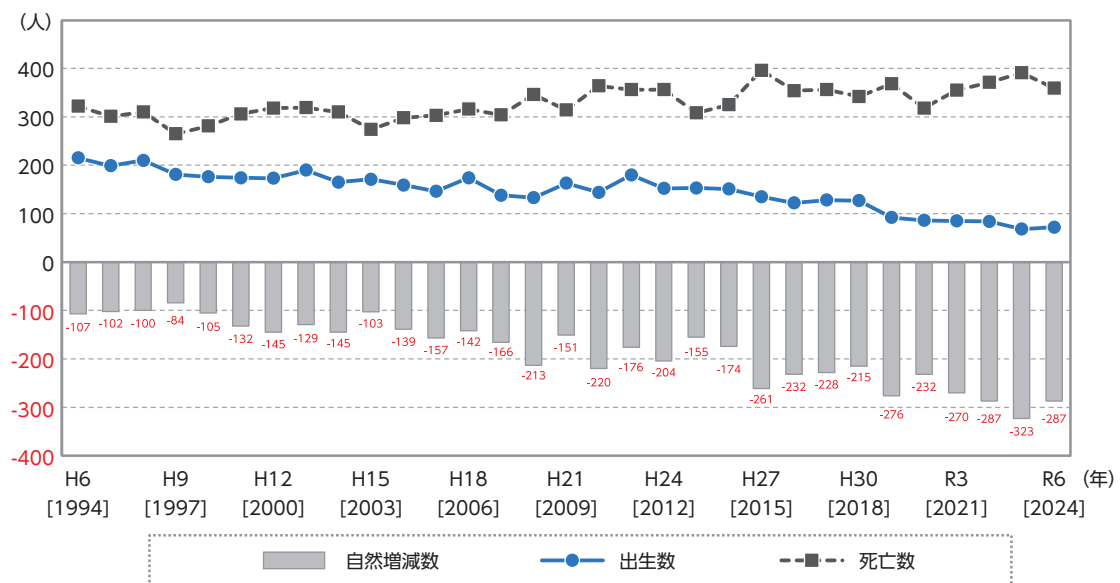


② 自然増減・社会増減

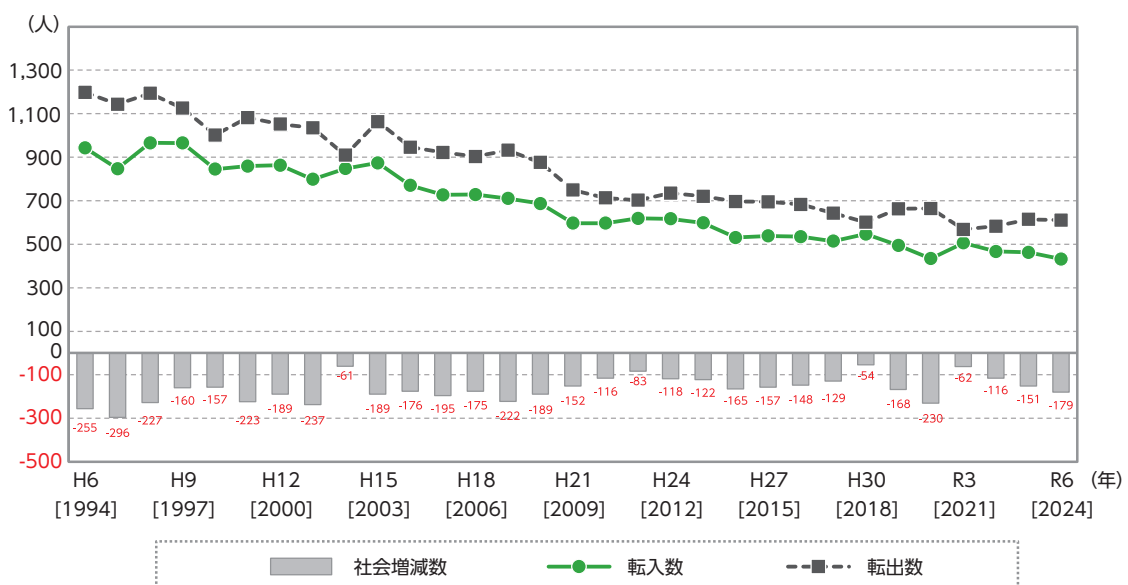
自然増減（出生数と死亡数の差）を見ると、自然減で推移するとともに、出生数と死亡数の差が次第に拡大する傾向が見られます。

社会増減（転入数と転出数の差）を見ると、年毎に増減幅の差はあるものの社会減が続いています。

■自然増減の推移



■社会増減の推移



資料:総務省「住民基本台帳」※H6～H24は各年4月1日～翌年3月31日、H25～は各年1月1日～12月31日

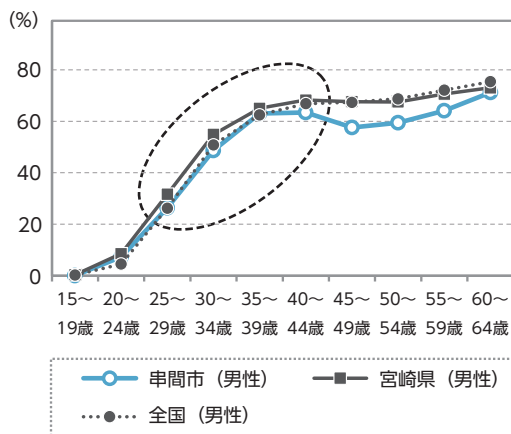


③ 自然増減に関わる要因

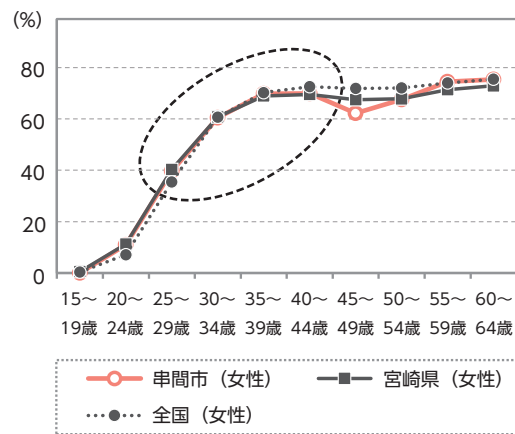
婚姻の状況を示す有配偶率について、子育ての中心世代と言える25～44歳を見ると、全国及び宮崎県とほぼ同程度となっています。

また、近年の合計特殊出生率（平成30年～令和4年の値）は1.77であり、全国及び宮崎県を上回っています。

■有配偶率（男性）

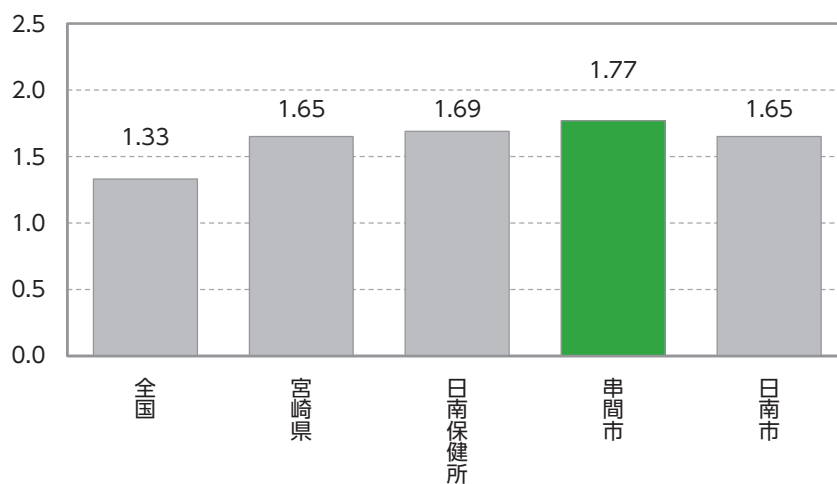


■有配偶率（女性）



資料：総務省「国勢調査」※令和2年

■合計特殊出生率（ベイズ推定値^(※)）



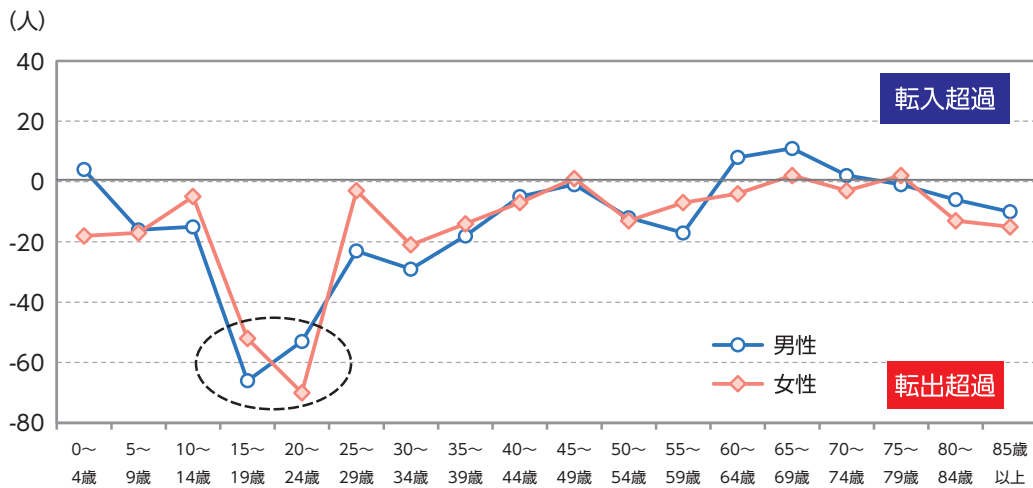
資料：厚生労働省「人口動態統計特殊報告」※平成30年～令和4年の値



④ 社会増減に関わる要因

転入・転出超過数（令和4年～令和6年の累計）を見ると、特に15～24歳で転出超過が見られます。

■ 転入・転出超過数（男女別・5歳階級別）【令和4年～令和6年の累計】



(単位：人)

年齢	転入			転出			転入超過数		
	男性	女性	合計	男性	女性	合計	男性	女性	合計
0～4歳	44	29	73	40	47	87	4	-18	-14
5～9歳	20	21	41	36	38	74	-16	-17	-33
10～14歳	11	14	25	26	19	45	-15	-5	-20
15～19歳	54	31	85	120	83	203	-66	-52	-118
20～24歳	111	108	219	164	178	342	-53	-70	-123
25～29歳	90	95	185	113	98	211	-23	-3	-26
30～34歳	60	64	124	89	85	174	-29	-21	-50
35～39歳	55	44	99	73	58	131	-18	-14	-32
40～44歳	40	33	73	45	40	85	-5	-7	-12
45～49歳	49	27	76	50	26	76	-1	1	0
50～54歳	35	16	51	47	29	76	-12	-13	-25
55～59歳	31	16	47	48	23	71	-17	-7	-24
60～64歳	28	18	46	20	22	42	8	-4	4
65～69歳	21	17	38	10	15	25	11	2	13
70～74歳	13	10	23	11	13	24	2	-3	-1
75～79歳	10	14	24	11	12	23	-1	2	1
80～84歳	4	9	13	10	22	32	-6	-13	-19
85歳以上	5	18	23	15	33	48	-10	-15	-25
計	681	584	1,265	928	841	1,769	-247	-257	-504

資料：総務省「住民基本台帳人口移動報告」※令和4年～令和6年の累計

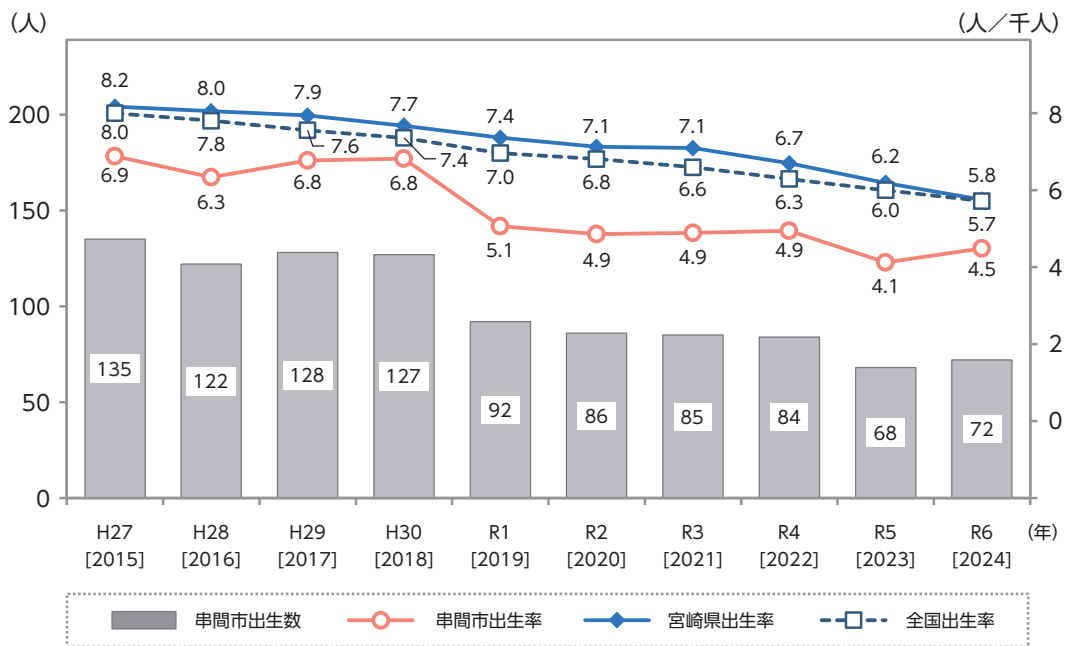


(2) こどもの状況

人口1,000人あたりの出生率は、全国及び宮崎県と比べて下回って推移しています。なお、出生数は令和6年で72人となっています。

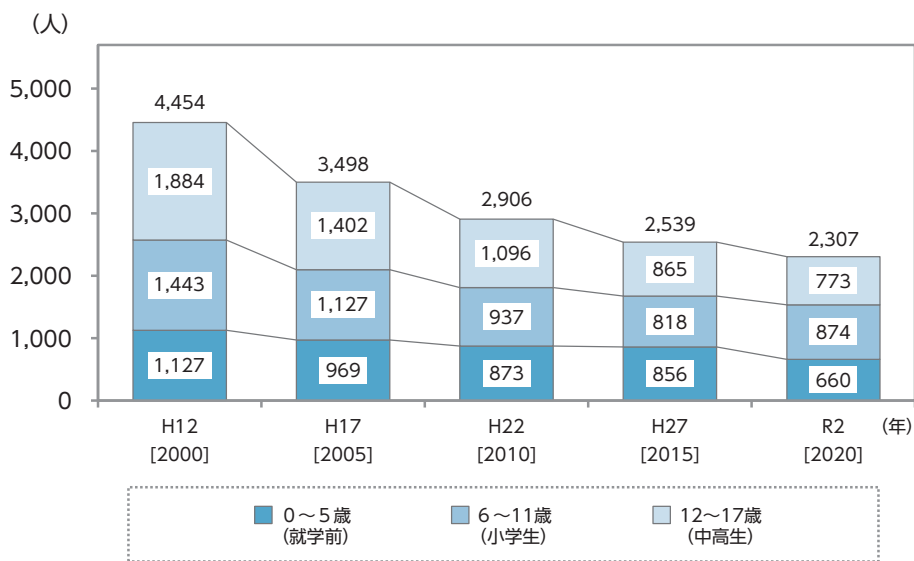
こどもの人口（18歳未満）は減少傾向にあり、平成12年と比べて、令和2年は約半分となっています。

■出生数・出生率の推移



資料：住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数

■こどもの人口の推移



資料：総務省「国勢調査」

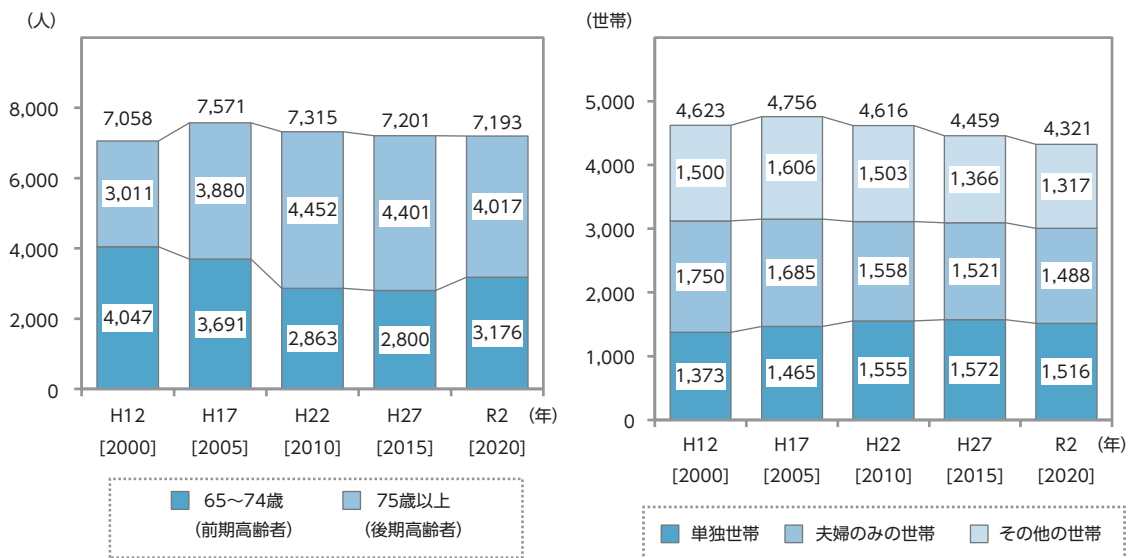


(3) 高齢者の状況

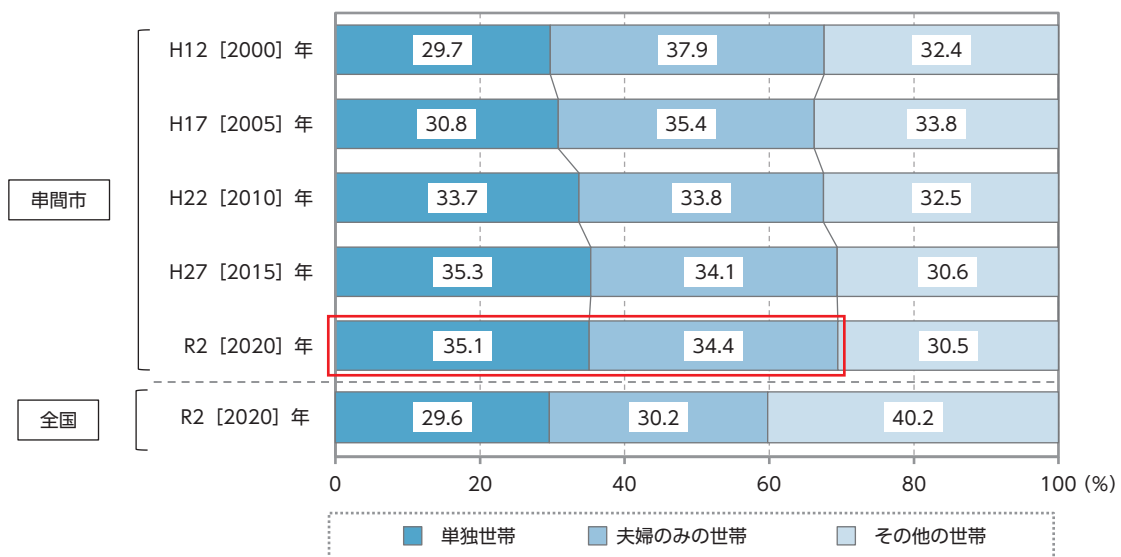
高齢者数は平成17年以降減少で推移しており、令和2年は7,193人となっています。
 高齢者のいる世帯は平成17年以降減少で推移しており、令和2年は4,321世帯となっています。

高齢者のいる世帯の構成割合を見ると、高齢者のいる世帯のうち、高齢者の「単独世帯」と「夫婦のみの世帯」の合計割合は69.5%となっています。

■高齢者数の推移 ■高齢者のいる世帯の推移



■高齢者のいる世帯の構成割合の推移



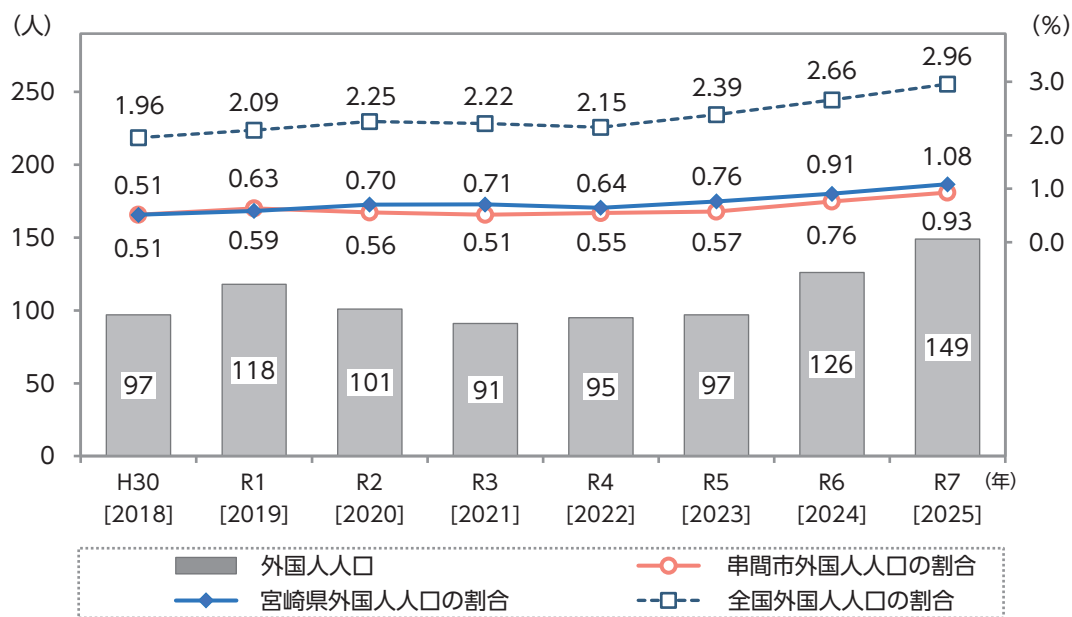
資料：総務省「国勢調査」



(4) 外国人人口の状況

住民基本台帳（令和7年1月1日時点）によると、市の総人口に占める外国人の割合は0.93%（149人）となっています。

■外国人人口の推移



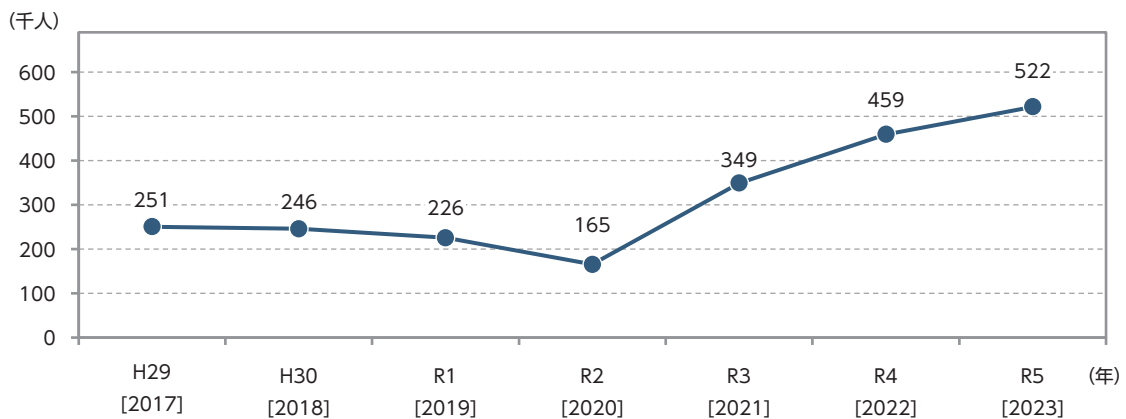
資料：総務省「住民基本台帳」※各年1月1日時点



(5) 観光入込客数の状況

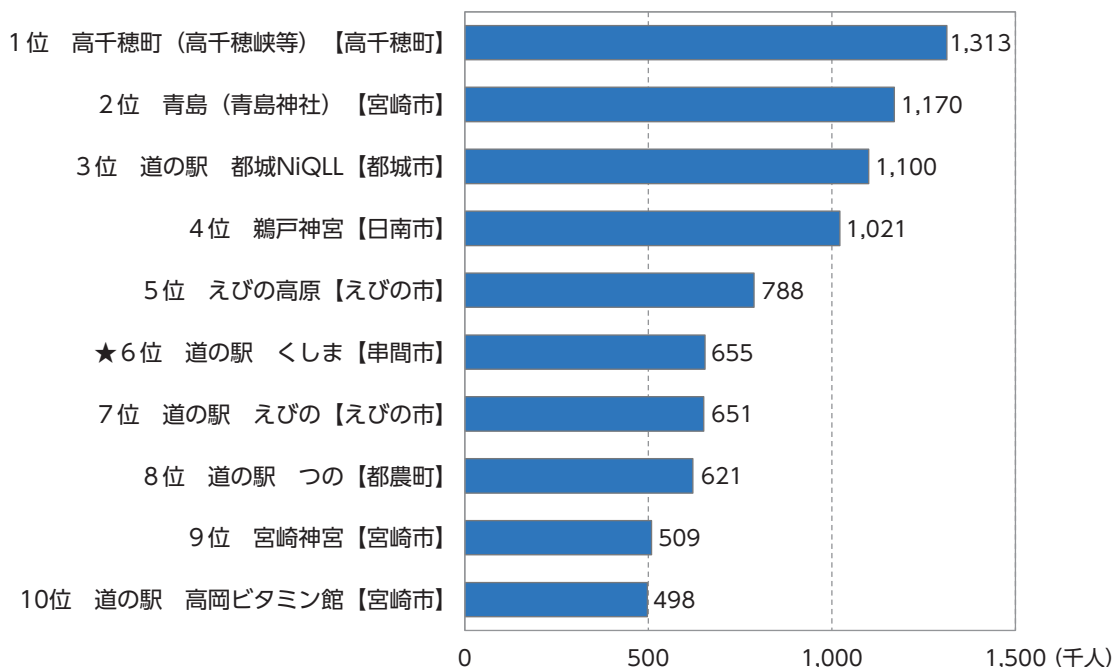
市の観光入込客数は、平成29年に25万1千人でしたが、コロナ禍により令和2年には16万5千人まで落ち込みました。その後回復し、令和5年は52万2千人となっています。

■本市の観光入込客数の推移



資料：宮崎県「宮崎県観光入込客統計調査結果」

■県内観光地・観光施設上位10（令和5年観光客数）



※参考資料「観光地・観光施設上位20」のうち上位10までを作成している。

資料：宮崎県「令和5年宮崎県観光入込客統計調査結果」



(6) 財政の状況

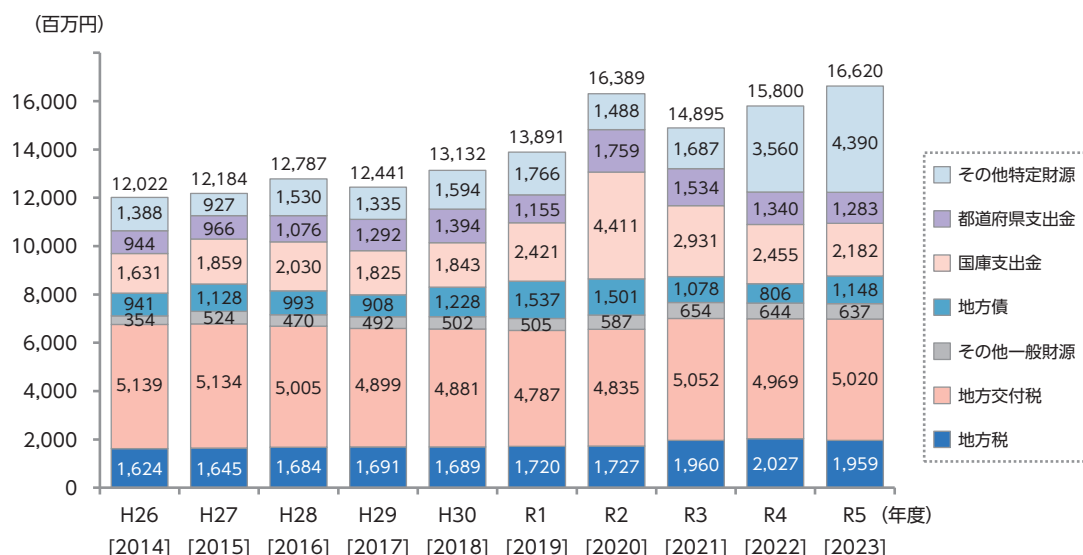
① 歳入及び歳出決算額の推移

令和5年度の普通会計における歳入総額は16,620百万円、歳出総額は16,104百万円となっています。

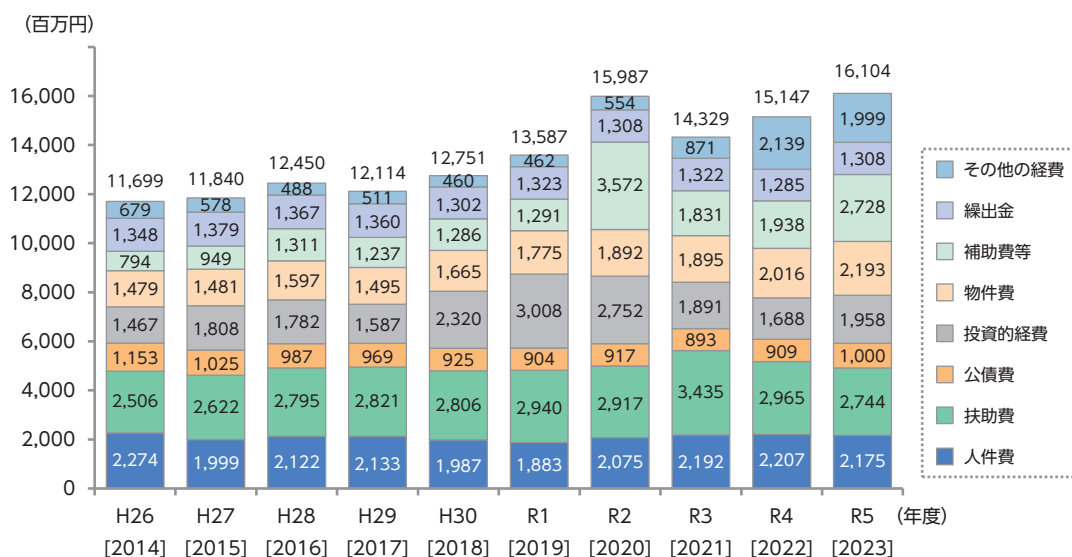
歳入を見ると、令和2年度からのコロナ禍により国庫支出金が増えましたが、市の規模に応じた状態に戻つつあります。また、令和4年度からその他特定財源が増えたことにより令和6年度の歳入総額は近年10年間で最も多くなっています。

歳出を見ると、施設型給付や障害者福祉サービス、生活保護費等により扶助費は類似団体と比べて高くなっています。また、補助費は、令和2年度に下水道事業が法適用となり、下水道会計への拠出が性質分類上、補助費に移行したことで大きく増加しています。

■ 歳入決算額の推移



■ 歳出決算額の推移



資料：総務省「地方財政状況調査」



②財政指標の推移

「宮崎県内市町村財政状況資料集（令和5年度）」をもとに、財政力を示す指標を見ておきます。

■財政力指数（この数値が1に近い、あるいは1を超えるほど、余裕財源を保有している。）

財政力指数は**0.31**と前年度と比較し、増減なしとなっていますが、類似団体内では依然として下位に位置している状況です。近年、ふるさと納税が好調になりつつあるものの、その他の一般財源のほとんどが横ばい状況にあります。

基金繰入金や起債発行に依存しない、歳入先行型の予算編成を意識し、財政基盤の強化に努める必要があります。

■経常収支比率（この数値が低いほど臨時的な経費に対して余裕がある。70～80%が適正、90%以上は硬直化しているとされる。）

経常収支比率は**92.8%**となっています。人件費、公債費の増加及び普通交付税の減より、経常収支比率は0.9ポイントの増となりました。

一時的に改善はしていたものの、財政硬直化が続いているため、経常経費の削減に向けた取組の推進や自主財源のさらなる確保に努めていく必要があります。

■実質公債費比率（自治体の収入に対する負債返済の割合。この数値が大きいほど、返済の資金繰りが厳しい。18%以上の場合、新たな借金をするために国や都道府県の許可が必要。）

比率は**7.4%**となっています。以前発行した大型事業の地方債の元金償還が始まったことにより、実質公債費比率は0.4ポイントの増となりました。今後は償還額以内の地方債発行に努めるとともに、交付税算入率の高い起債を行うことが求められます。

■将来負担比率（将来支払う可能性がある負債の一般会計比率。350%以上で早期健全化団体となる。）

比率は**38.6%**となっています。近年、大型事業の実施により、償還額以上の起債発行が続いており、令和4年度では前年度に比べ起債発行額が減ったものの、令和5年度では再び償還額以上の起債発行となり、地方債残高は増加傾向にあります。一方、ふるさと納税の大幅な伸びにより充当可能基金が大きく増えたため、将来負担比率は前年度と比較し、5.5ポイントの減となりました。

今後、償還額以内の起債発行や事業実施の適正化を図り、財政健全化に努めます。

■人口千人あたり職員数

14.17人と類似団体平均を上回る数値となっています。令和4年度に策定した定員管理計画のもと、令和5年度から令和9年度までの5年間で、定年年齢の引き上げの影響もありますが、定員3名の増加目標を設定しています。本市の過去5年間の人口減少率は、10%を上回るほど急激に減少しているため、人口1,000人当たり職員数は増加傾向となっています。

また、他の類似団体が広域化を進めている消防本部を単独で組織していることも職員数が増えている一因と分析しています。

■人口1人あたり人件費・物件費等の決算額

273,336円と類似団体平均よりも高い水準となっています。人口1人当たりの人件費・物件費等の決算額は、前年度に比べて16,471円の増となっていますが、主な要因としては、時間外手当や業務委託料の増に伴うものです。

今後、施設の老朽化に伴う修繕等も増えていくことが予想されるため、公共施設の適正配置を行う等、経費縮減に努めていく必要があります。

■ラスパイレス指数（地方公務員の給与水準を、国家公務員の給与水準と比較するための指数。国の平均給与額を100として算出する。）

97.9と類似団体平均よりも高い水準となっています。これまでに、わたり制度や特別昇給制度の廃止、給与制度総合的見直しにおける現給保障の廃止等を行い、ラスパイレス指数が100を切るよう取り組んできており、平成30年度に達成したところです。

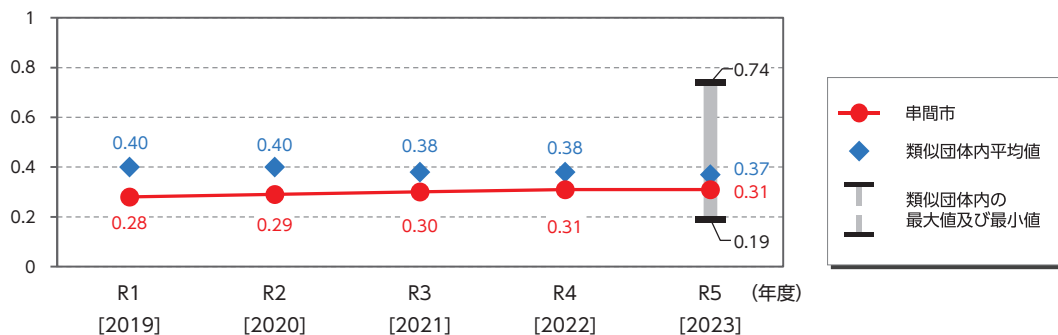
55歳以上の職員の昇給についても、国同様、原則停止とし、人事評価制度の導入により人件費の適正化を図っています。

現在の給与に関しては国に準拠しているため、今後も緩やかに下がっていくと考えられます。

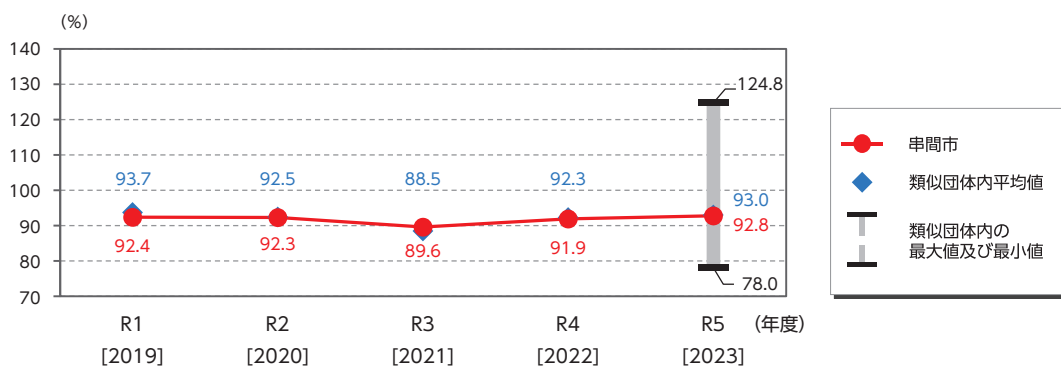
◆次ページ以降で7つの指標について類似団体との比較グラフを掲載しています。



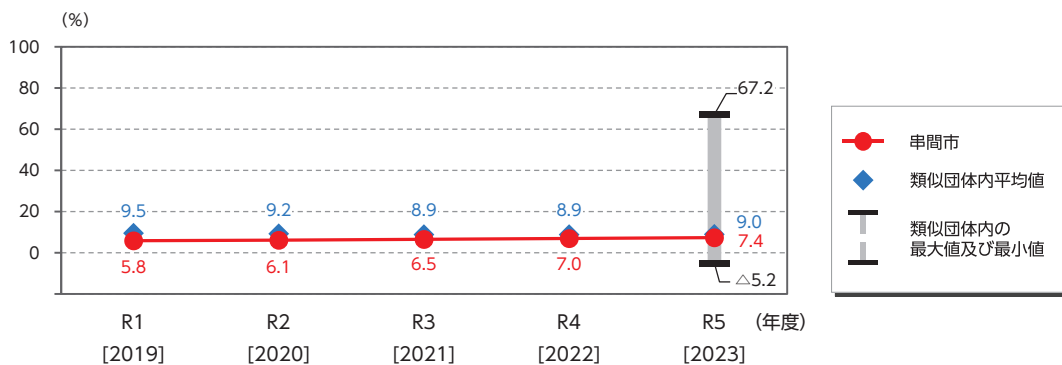
財政力指数 [0.31]



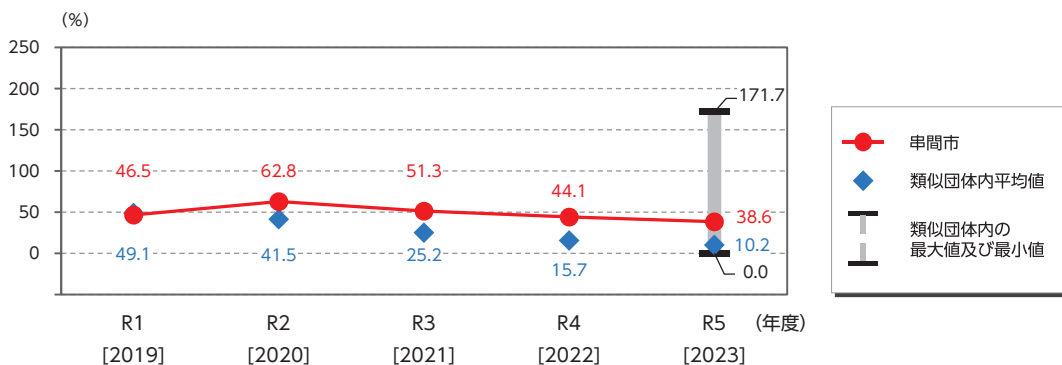
経常収支比率 [92.8%]



実質公債費比率 [7.4%]

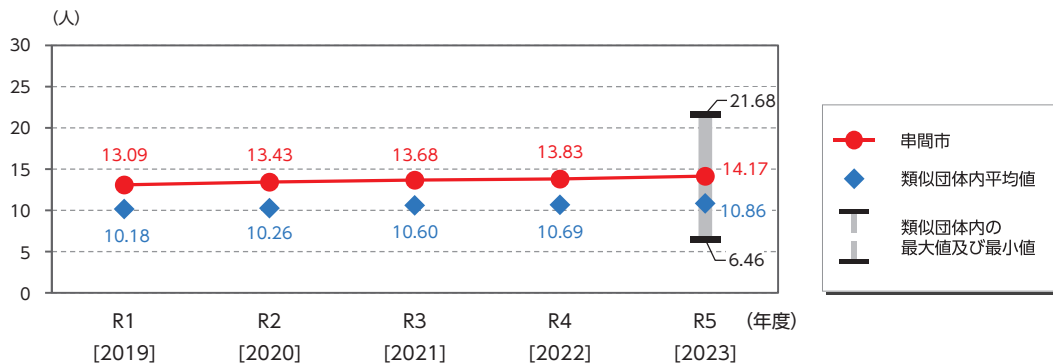


将来負担比率 [38.6%]

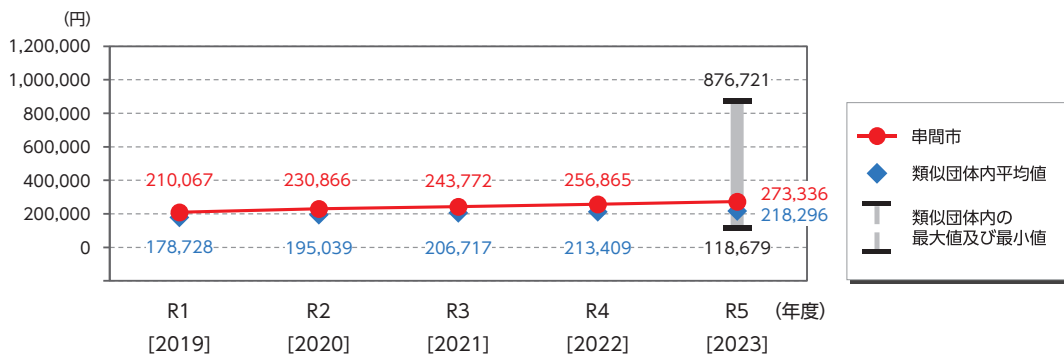




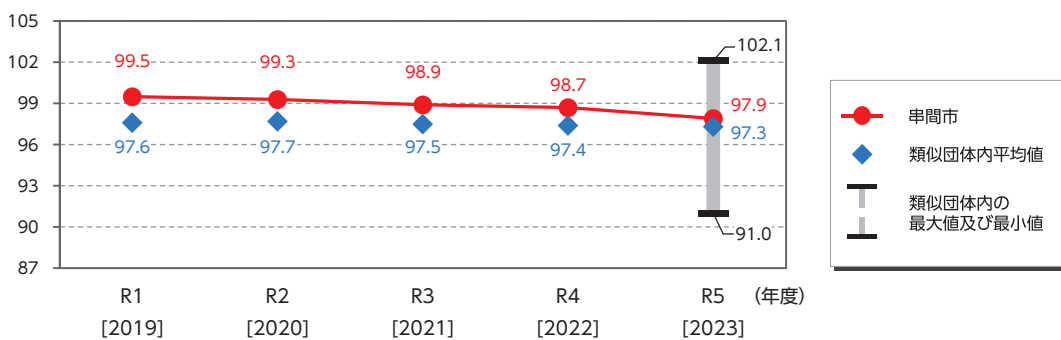
人口千人あたり職員数 [14.17人]



人口1人あたり人件費物件費等の決算額 [273,336円]



ラスパイレス指数 [97.9]

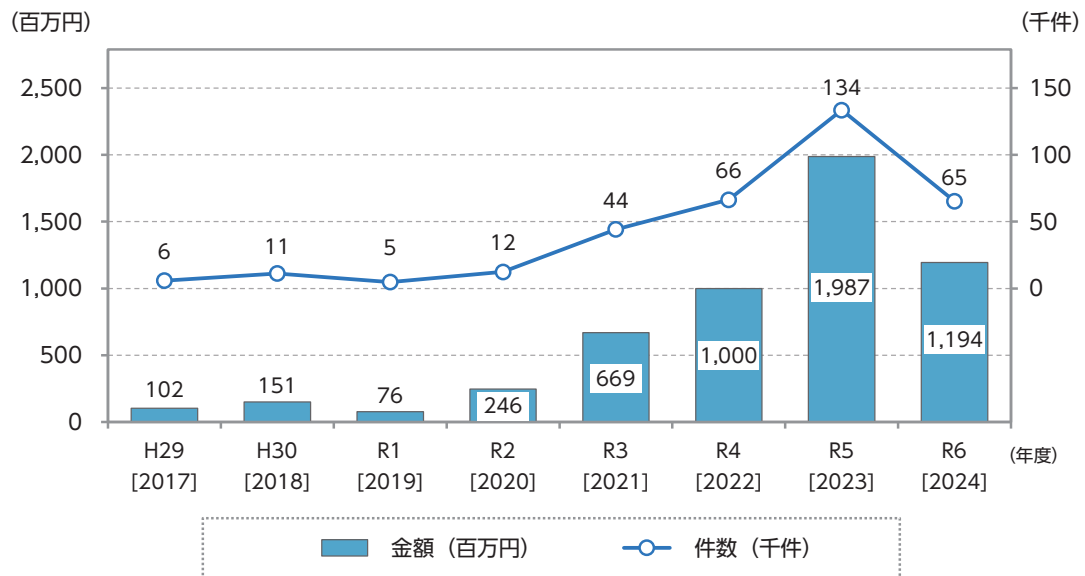




(7) ふるさと納税

ふるさと納税額の推移を見ると、令和元年度には5千件（76百万円）でしたが、令和5年度は134千件（1,987百万円）となりました。ただし、令和6年度は65千件（1,194百万円）と令和5年度を下回っています。

■ふるさと納税の受入額・受入件数の推移



資料：総務省「ふるさと納税に関する現況調査」

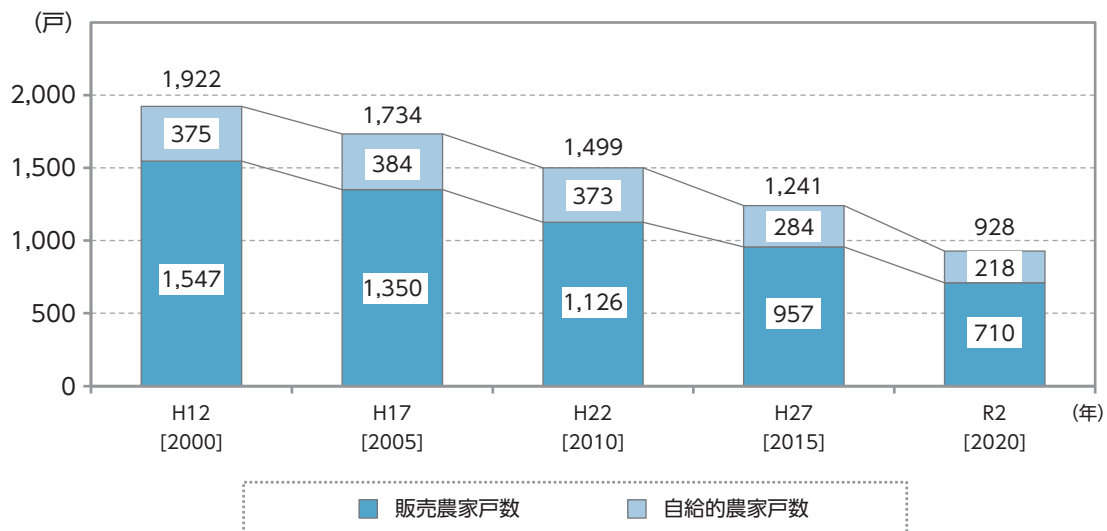


(8) 産業の状況

① 農業

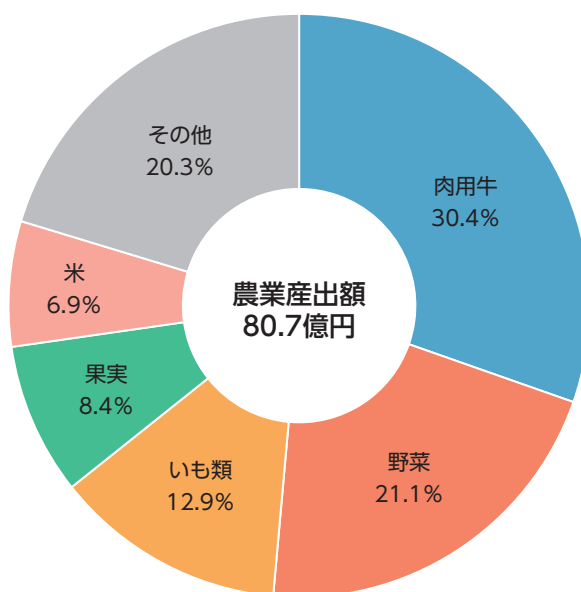
農業を見ると、販売農家^(※) 戸数及び自給的農家^(※) 戸数とも、減少で推移しています。
 また、品目別農業産出額を見ると、農業産出額80.7億円に対して、「肉用牛」が30.4%と最も高く、次いで、「野菜」(21.1%)、「いも類」(12.9%)の順となっています。

■農業：農家戸数の推移



資料：世界農林業センサス（平成12年、22年） 農業センサス（平成17年、27年、令和2年）

■農業：品目別農業産出額



資料：農林水産省「令和5年市町村別農業産出額(推計)」

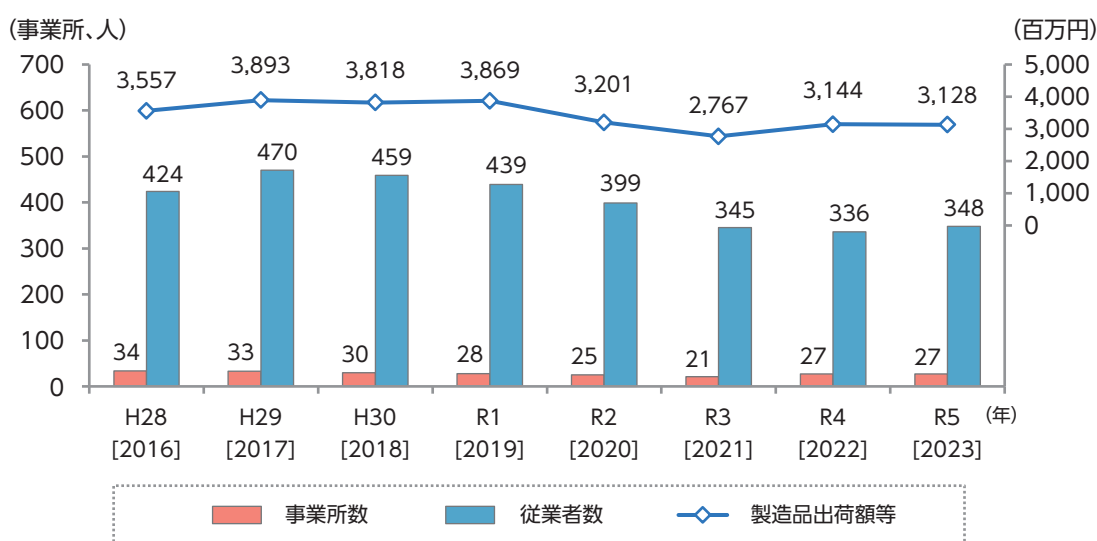


② 工業・商業

工業を見ると、事業所数、従業者数とも、平成28年と比べて令和5年度は減少しており、令和5年度の製造品出荷額は3,128百万円となっています。

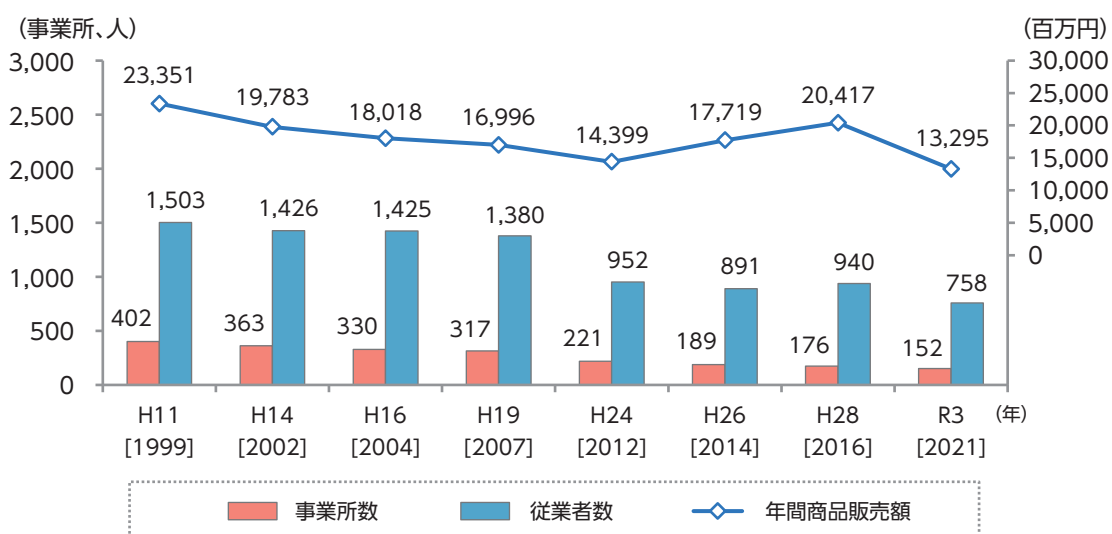
商業を見ると、事業所数は減少で推移しており、従業者数は平成11年の約半数となっています。また、令和3年の年間商品販売額は13,295百万円であり、平成11年以降で最も低くなっています。

■工業：事業所数、従業者数、製造品出荷額等の推移



資料：工業統計調査、経済センサスー活動調査（平成28年、令和3年）、
経済構造実態調査 製造業事業所調査（令和4年、令和5年）

■商業：事業所数、従業者数、年間商品販売額の推移



資料：商業統計、経済センサスー活動調査（平成24年、平成28年、令和3年）

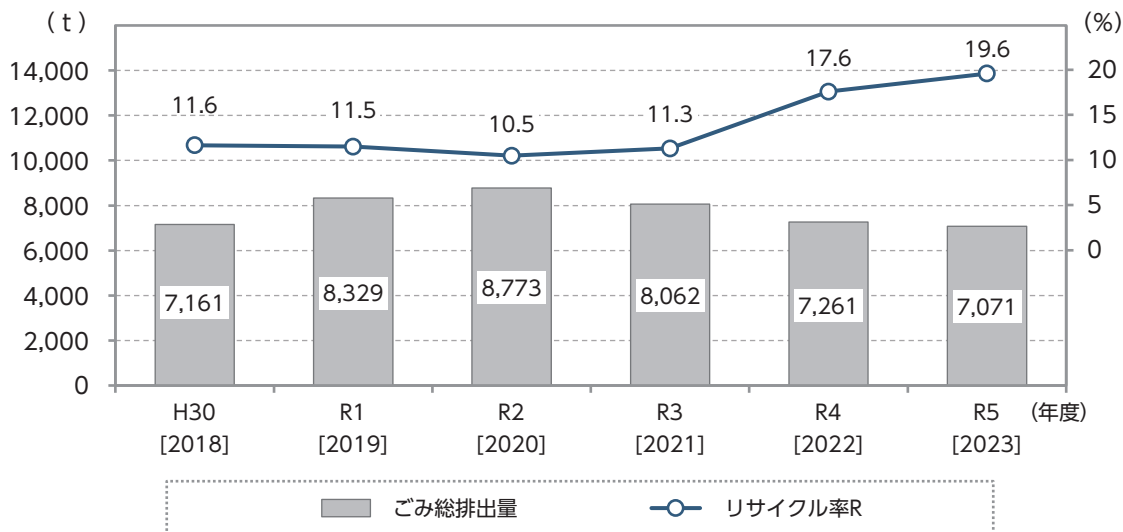


(9) 環境衛生

ごみの総排出量を見ると、近年は令和2年をピークに減少で推移しています。また、リサイクル率は令和5年度で19.6%となっています。

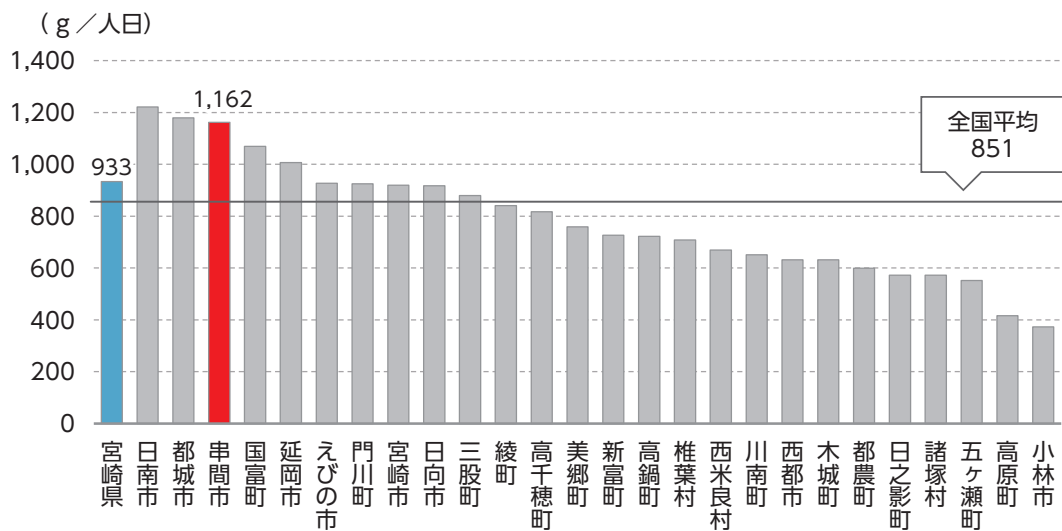
1人1日あたりのごみ排出量は1,162g/人日と、全国及び宮崎県より高くなっています。

■ごみ総排出量とリサイクル率R (※)



資料：環境省「一般廃棄物処理事業実態調査」

■1人1日あたりのごみ排出量



資料：環境省「一般廃棄物処理事業実態調査」※令和5年度



2 串間市まちづくり市民アンケート調査結果（概要）

（1）調査の目的

「第六次串間市長期総合計画後期基本計画」の策定にあたり、その資料とすることを目的として実施しました。

（2）調査の方法

- ① 調査対象 18歳以上の市民
- ② 調査対象者数 2,000人
- ③ 調査方法 【配布】 調査票の郵送 【回収】 調査票の返送又は WEB 回答
- ④ 調査期間 令和6年9月～10月

（3）回収結果

- ① 配布数 2,000票
- ② 回収数 716票（紙調査票の回収数：532票、WEB 回答：184票）
- ③ 回収率 35.8%
- ④ 主な調査結果

「現状の満足度」と「今後の重要度」の回答について、以下の方法により点数化しました。

現状の満足度	
満足している	10点
どちらかといえば満足	5点
どちらともいえない	0点
どちらかといえば不満	-5点
不満である	-10点

今後の重要度	
重視している	10点
やや重視している	5点
どちらともいえない	0点
あまり重視していない	-5点
重視していない	-10点

各選択肢の回答者数に回答ごとの点数（10～-10点）を乗じ、その合計について、全体から「無回答」を除く回答数で割った値をそれぞれの項目の評価点としました。



(例：「現状の満足度 1-①人権尊重のまちづくりの状況」の評価点算出)

全体 (n=)	現状の満足度 1-①人権尊重のまちづくりの状況					
	満足している	どちらかといえば満足	どちらともいえない	どちらかといえば不満	不満である	無回答
716	44	136	413	68	23	32

(単位：件)

$$\begin{aligned} \text{評価点} &= (10 \times 44 + 5 \times 136 + 0 \times 413 + -5 \times 68 + -10 \times 23) \div (716 - 32) \\ &= 0.80409 \end{aligned}$$

小数点第3位を四捨五入することにより、評価点は0.80点となります。

また、次ページ以降において、「満足度」と「重要度」の評価点に加え、次の点にも着目して分析を試みました。

「満足度が低い」且つ「重要度が高い」

満足度と重要度、それぞれの評価点の平均を基準とした相関図を示しました。「満足度低・重要度高」に位置している項目は、住民が最も対応を求めている施策項目となります。



■評価点一覧

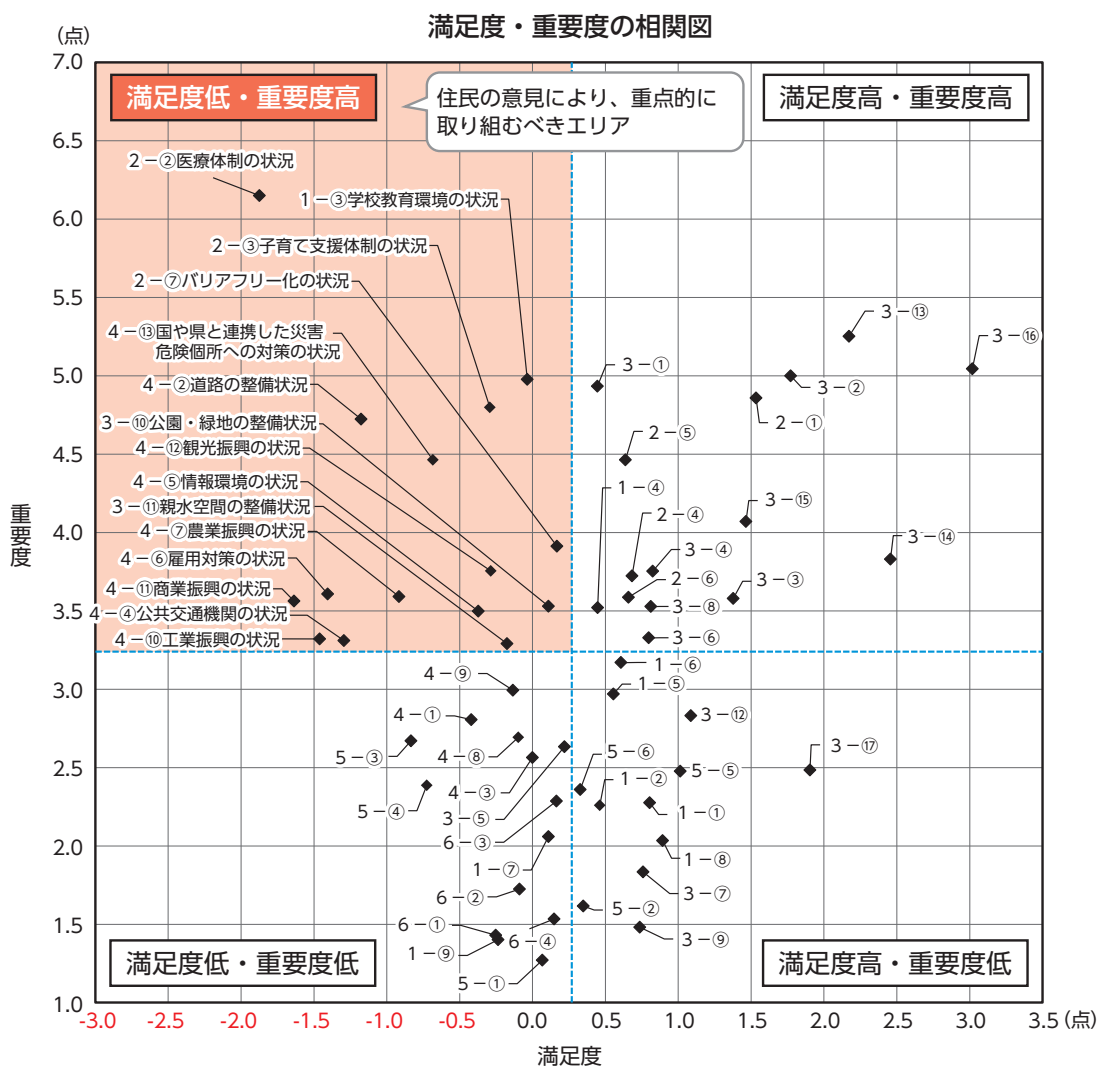
(点)

	項目	満足度	重要度
1 人権・教育・文化分野	①人権尊重のまちづくりの状況	0.80	2.28
	②男女共同参画の状況	0.46	2.26
	③学校教育環境の状況	-0.04	4.98
	④青少年の健全育成環境の状況	0.45	3.52
	⑤生涯学習環境の状況	0.55	2.97
	⑥スポーツ環境の状況	0.61	3.17
	⑦文化芸術環境の状況	0.11	2.06
	⑧文化財の保存・活用の状況	0.89	2.03
	⑨国内外との交流活動の状況	-0.24	1.40
2 保健・医療・福祉分野	①保健サービス提供体制の状況	1.53	4.86
	②医療体制の状況	-1.87	6.15
	③子育て支援体制の状況	-0.29	4.80
	④障がい者支援体制の状況	0.68	3.72
	⑤高齢者支援体制の状況	0.64	4.46
	⑥地域福祉体制の状況	0.66	3.59
	⑦バリアフリー化の状況	0.17	3.91
3 生活環境分野	①防災体制の状況	0.45	4.93
	②消防・救急体制の状況	1.77	5.00
	③交通安全体制の状況	1.38	3.58
	④防犯体制の状況	0.82	3.75
	⑤消費者対策の状況	0.22	2.63
	⑥環境保全の状況	0.80	3.33
	⑦新エネルギー導入の状況	0.76	1.83
	⑧景観の状況	0.81	3.53
	⑨串間市の屋外広告物の景観への影響	0.74	1.48
	⑩公園・緑地の整備状況	0.11	3.53
	⑪親水空間の整備状況	-0.17	3.29
	⑫緑化の推進状況	1.09	2.83
	⑬ごみ処理・リサイクル等の状況	2.17	5.25
	⑭し尿処理の状況	2.46	3.83
	⑮生活排水処理の状況	1.46	4.07
	⑯上水道の状況	3.02	5.04
	⑰墓地・火葬場の整備状況	1.90	2.49
4 生活基盤・産業分野	①土地利用の状況	-0.42	2.81
	②道路の整備状況	-1.18	4.72
	③住宅施策の状況	0.00	2.56
	④公共交通機関の状況	-1.29	3.31
	⑤情報環境の状況	-0.37	3.50
	⑥雇用対策の状況	-1.41	3.61
	⑦農業振興の状況	-0.92	3.59
	⑧林業振興の状況	-0.10	2.69
	⑨水産業振興の状況	-0.13	2.99
	⑩工業振興の状況	-1.46	3.32
	⑪商業振興の状況	-1.64	3.56
	⑫観光振興の状況	-0.29	3.76
	⑬国や県と連携した災害危険箇所への対策の状況	-0.68	4.46
5 市民参画・行財政分野	① NPO、市民活動の育成等の状況	0.07	1.27
	②コミュニティ活動の状況	0.35	1.62
	③行財政改革に関する取組みの状況	-0.83	2.67
	④広域的な連携によるまちづくりの状況	-0.73	2.39
	⑤広報・広聴の状況	1.01	2.48
	⑥行政情報の提供の状況	0.33	2.36
6 その他	①男女共同参画の意識の浸透状況	-0.25	1.43
	②男女共同参画に関する教育の推進状況	-0.09	1.72
	③配偶者暴力等に関する相談体制の状況	0.16	2.29
	④地域活動における男女共同参画の促進状況	0.15	1.53
平均		0.27	3.24



全体

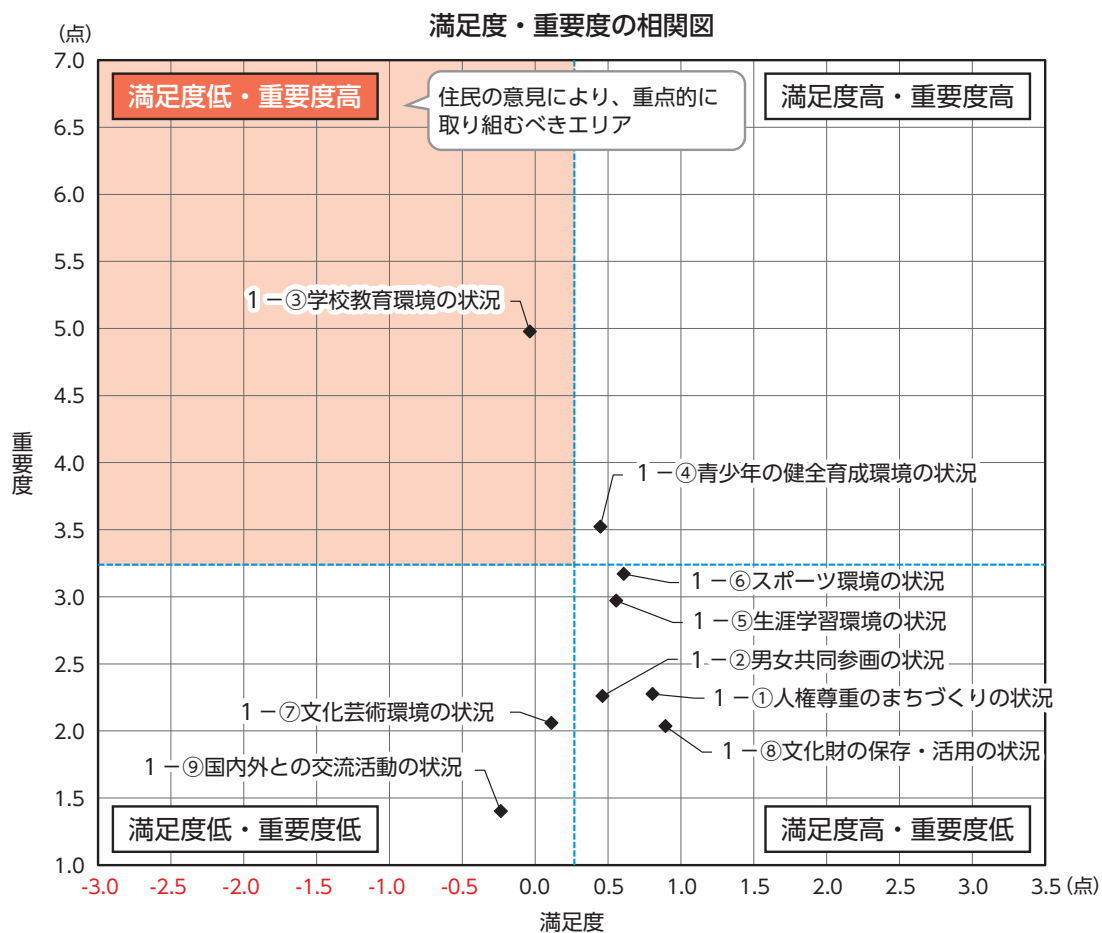
全体では、「1-③学校教育環境の状況」・「2-②医療体制の状況」・「2-③子育て支援体制の状況」・「2-⑦バリアフリー化の状況」・「3-⑩公園・緑地の整備状況」・「3-⑪親水空間の整備状況」・「4-②道路の整備状況」・「4-④公共交通機関の状況」・「4-⑤情報環境の状況」・「4-⑥雇用対策の状況」・「4-⑦農業振興の状況」・「4-⑩工業振興の状況」・「4-⑪商業振興の状況」・「4-⑫観光振興の状況」・「4-⑬国や県と連携した災害危険個所への対策の状況」の項目について、満足度が低く重要度が高いところに位置しています。





1 人権・教育・文化分野

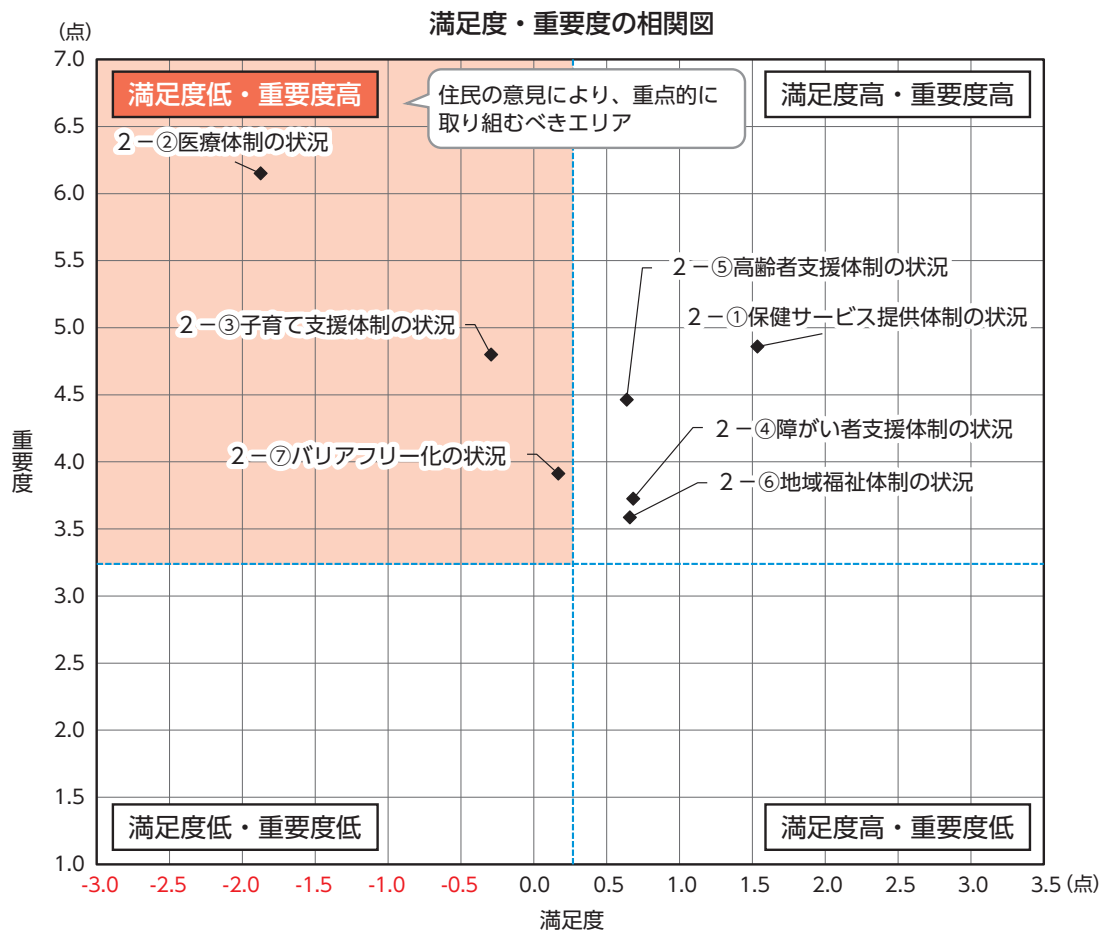
人権・教育・文化分野では、「1-③学校教育環境の状況」の項目について、満足度が低く重要度が高いところに位置しています。





2 保健・医療・福祉分野

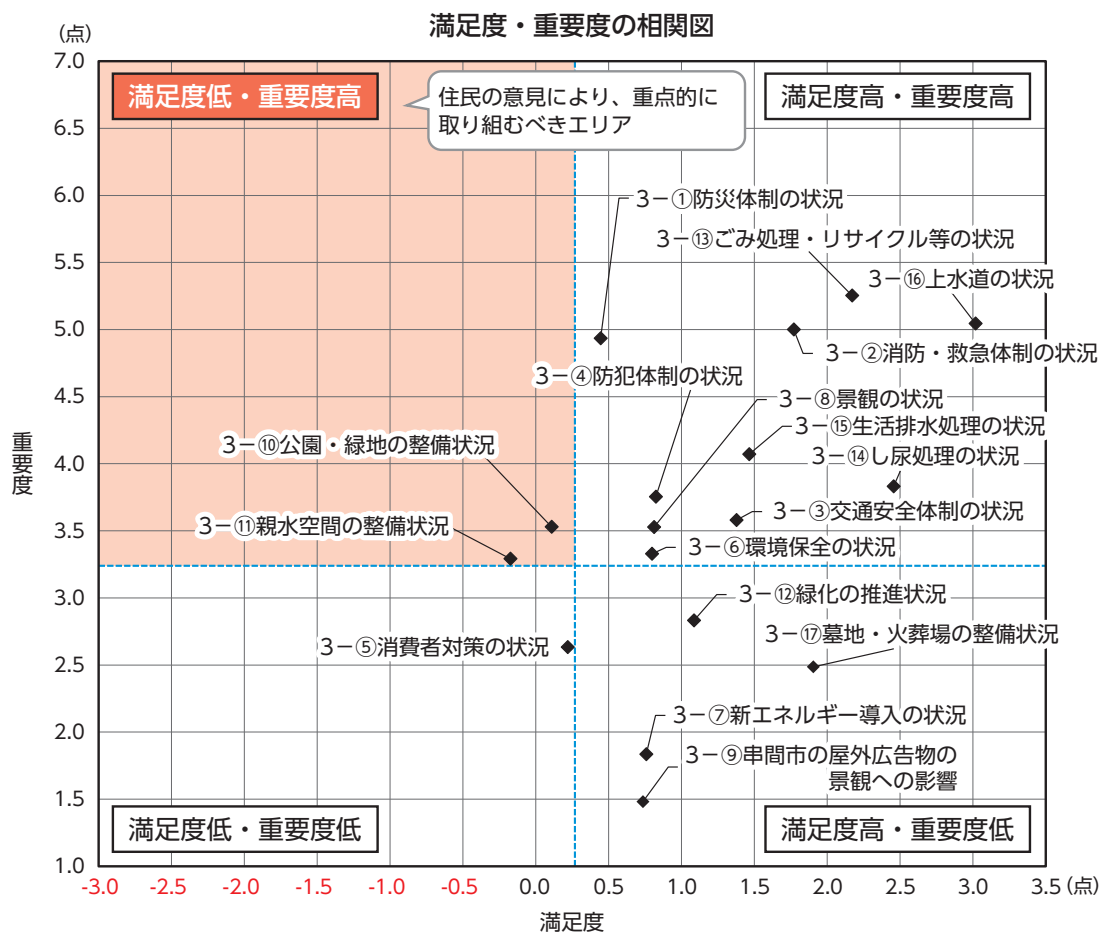
保健・医療・福祉分野では、「2-②医療体制の状況」・「2-③子育て支援体制の状況」・「2-⑦バリアフリー化の状況」の項目について、満足度が低く重要度が高いところに位置しています。





3 生活環境分野

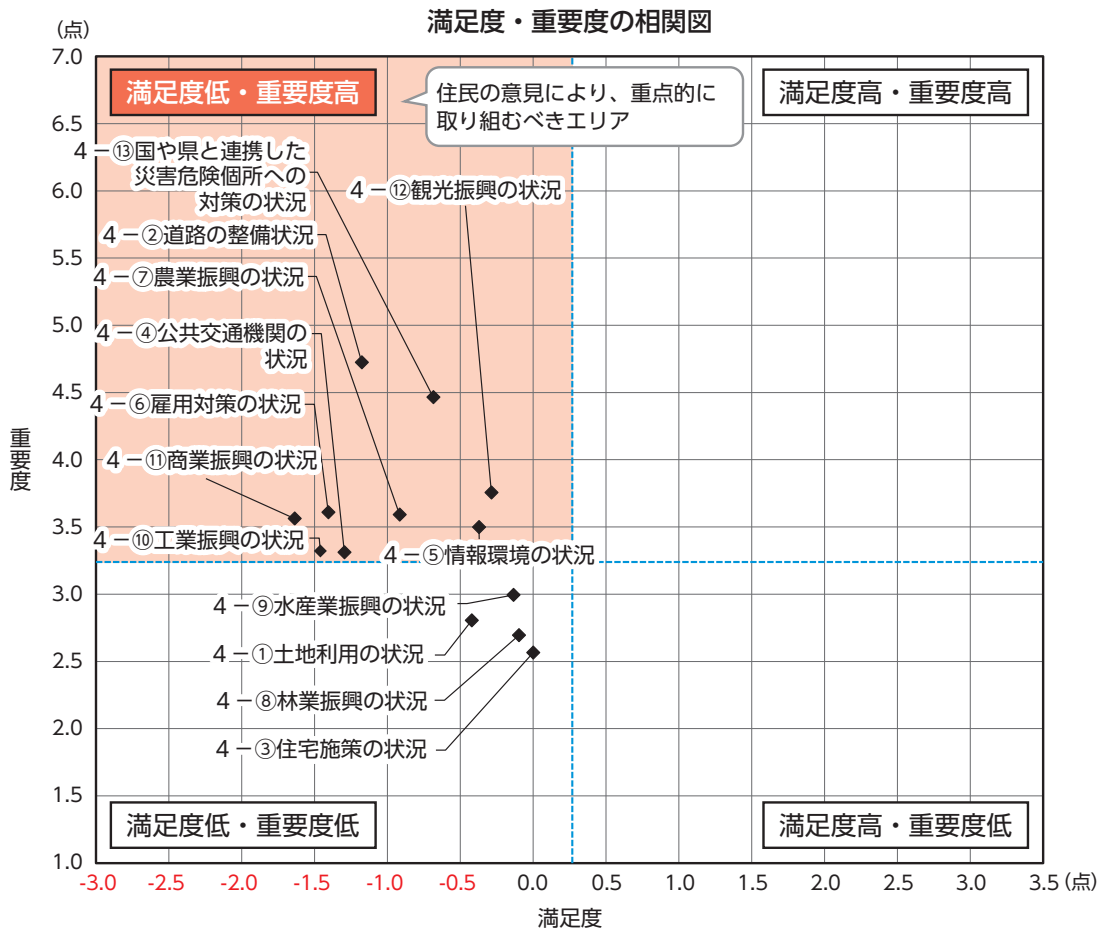
生活環境分野では、「3-⑩公園・緑地の整備状況」・「3-⑪親水空間の整備状況」の項目について、満足度が低く重要度高いところに位置しています。





4 生活基盤・産業分野

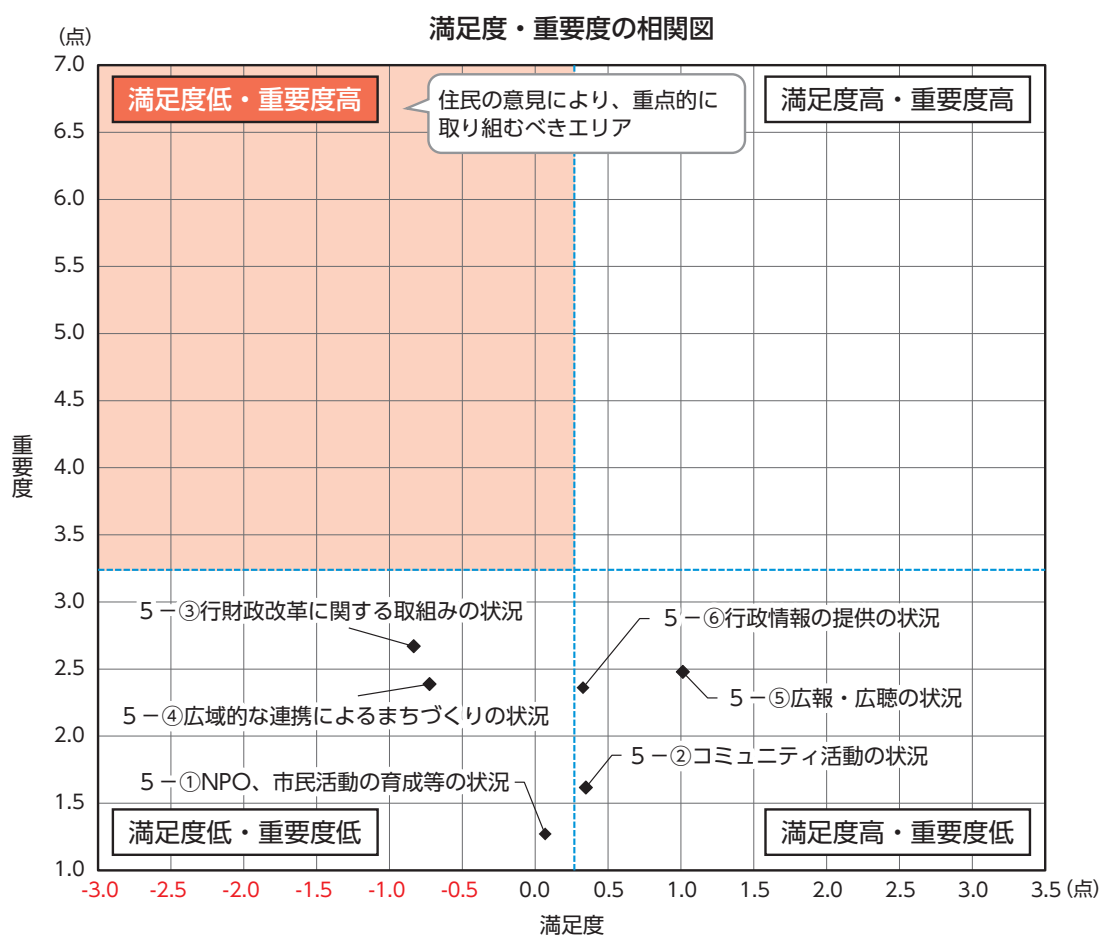
生活基盤・産業分野では、「4-②道路の整備状況」・「4-④公共交通機関の状況」・「4-⑤情報環境の状況」・「4-⑥雇用対策の状況」・「4-⑦農業振興の状況」・「4-⑩工業振興の状況」・「4-⑪商業振興の状況」・「4-⑫観光振興の状況」・「4-⑬国や県と連携した災害危険箇所への対策の状況」の項目について、満足度が低く重要度が高いところに位置しています。





5 市民参画・行財政分野

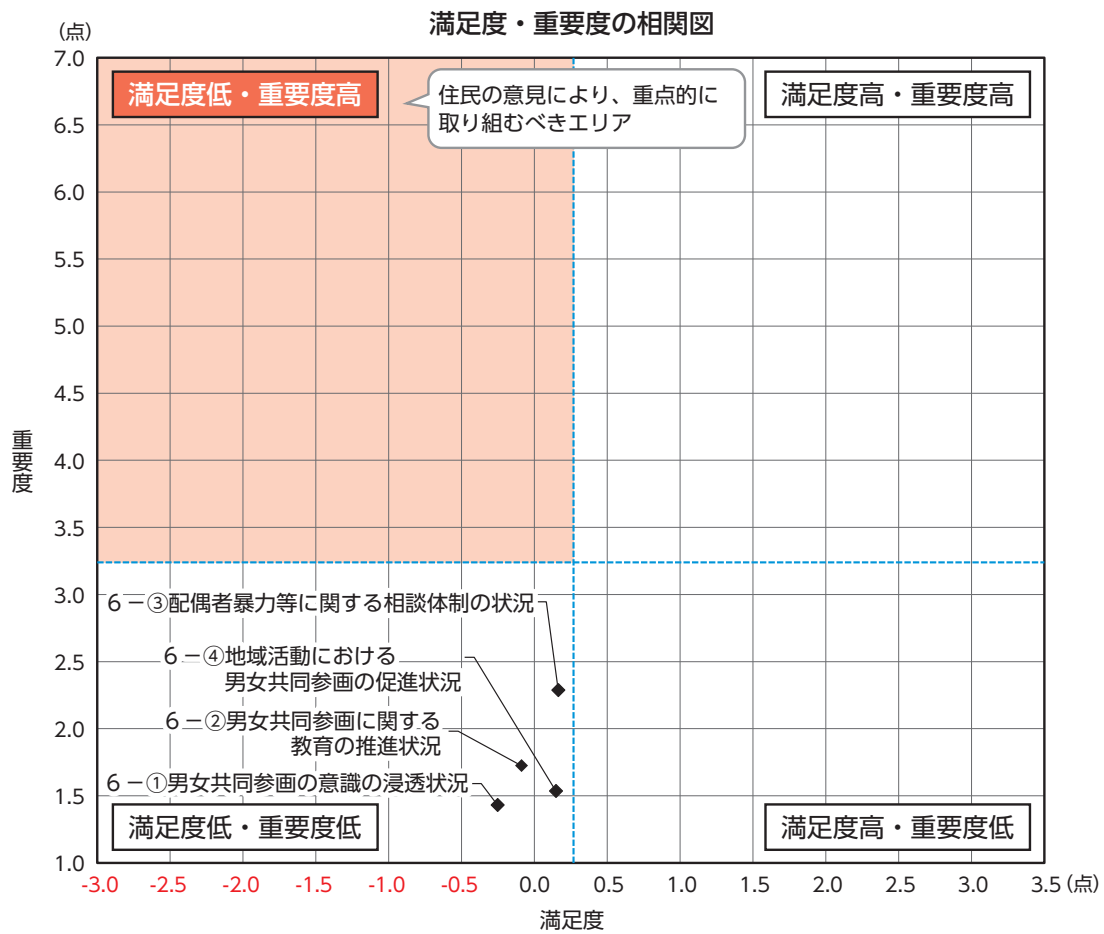
市民参画・行財政分野では、満足度が低く重要度が高いところに位置している項目はなく、すべて重要度が低いところに位置しています。





6 その他

その他では、満足度が低く重要度が高いところに位置している項目はなく、すべて満足度が低く重要度が低いところに位置しています。





3 用語の解説

ア行

- ICT (アイシーティー) P35
「Information and Communication Technology」の略称。情報通信技術。
- RPA (アールピーイー) P21
「Robotic Process Automation」の略称。ロボットによる定型業務を自動化する技術。
- インフラ P3
社会基盤のこと。港湾、水路、鉄道、自動車道路、空港、通信施設等の交通・通信施設から、発電所等の動力・エネルギー施設、上下水道・灌漑(かんがい)・排水施設、生活関連の学校、病院、公園、公営住宅、社会福祉施設等も含めることがある。
- AI (エーアイ) P3
「Artificial Intelligence」の略称。人工知能。
- SNS (エスエヌエス) P17
「Social Networking Service」の略称。インターネット上で人と人がつながり、情報をやり取りできるサービス。

カ行

- グローバル化 P3
資本や労働力の国境を越えた移動が活発化するとともに、貿易を通じた商品・サービスの取引や、海外への投資が増大することによって世界における経済的な結びつきが深まること。
- 広域リージョン連携 P3
複数の都道府県や市町村で、地方公共団体、企業、大学、研究機関等が協力して、地域の課題に取り組む新たな枠組み。広域リージョンに参画する各主体は、共同で広域リージョン連携宣言を行い、広域リージョン連携ビジョンを策定し、当該ビジョンに基づき、地域の成長やイノベーションの創出につながる複数のプロジェクトに連携して持続的に取り組む。
- 公共ファシリティマネジメント P5
公共施設の効率的かつ効果的な維持管理を通じて、質の高い公共サービスを提供するための戦略的な取組。



■ **合計特殊出生率** P10

女性が出産可能とされる15歳から49歳までに産む子どもの人数の平均（女性1人あたり）を示す数値。

サ行

■ **自給的農家** P90

経営耕地面積が30a未満かつ調査期日前1年間における農産物販売金額が50万円未満の農家のこと。

■ **性的マイノリティ** P19

性的少数者のこと。近年は、LGBTQ +（エルジービーティーキュープラス）とも言う。

Lesbian	レズビアン	こころの性が女性で、好きになる性も女性。
Gay	ゲイ	こころの性が男性で、好きになる性も男性。
Bisexual	バイセクシュアル	好きになる性が男性・女性の両方。
Transgender	トランスジェンダー	からだの性とこころの性が異なる。
Questioning	クエスチョニング	自分の性のあり方が自分でも分からない。自分の性のあり方を探している途中である。性別を決めたくない。
Queer	クィア	性的マイノリティの総称のひとつ。差別的に使われる意味だったが、最近は当事者が自称する表現として使われている。
+	プラス	ほかにも様々な性のあり方があることを示す。

タ行

■ **DX（ディーエックス）** P21

「Digital Transformation」の略称。デジタル技術を活用し、組織や業務等を変革すること。

■ **デジタルデバイド** P55

インターネットや情報技術へのアクセスの違いによって生じる社会的な格差。

■ **テレワーク** P3

tele（離れた）とwork（仕事）を合わせた造語。ICT（情報通信技術）を利用した時間や場所にとらわれない柔軟な働き方。

ナ行

■ **二地域居住** P3

主な生活拠点とは別の地域に生活拠点を設ける暮らし方。



■ ノーマライゼーション P28

障がいや年齢等に関係なく、誰もが社会で普通の生活を送れるようにする考え方。支援を必要とする人々を特別扱いせず、全ての人と同じ社会環境で暮らせることを目指す理念。

ハ行

■ パブリックコメント P17

行政機関が新しいルールや計画等を定める際に、住民から広く意見を募集すること。パブリックコメントにより提出された意見を尊重して行政運営に取り組むことが求められている。

■ 販売農家 P90

経営耕地面積が30 a 以上又は調査期日前1年間における農産物販売金額が50万円以上の農家のこと。

■ PHR（ピーエイチアール） P55

「Personal Health Record」の略称。生涯にわたる個人の健康・医療に関わる情報（個人の健康や身体の情報や記録した健康・医療・介護等のデータ）のこと。

■ 4R（フォーアール） P67

Refuse（リフューズ）、Reduce（リデュース）、Reuse（リユース）、Recycle（リサイクル）の頭文字を取っている。断る、減らす、再利用する、再資源化するという4つの行動のこと。

■ ベイズ推定値 P79

市町村等の標準化死亡比や合計特殊出生率の算出において、地域間比較や経年比較に耐えうる安定性の高い指標を求めるため、ベイズ統計学の手法を用いて偶然変動の影響を減少させた推定値。

■ ポストコロナ P3

世界的な新型コロナウイルス感染症拡大が起こった以降の期間。

ヤ行

■ 有収率 P68

供給した水（配水量）のうち、水道料金収入につながった水（有収水量）が占める割合。数値が高いほど施設が効率的に運営されていることを示す。

■ ユニバーサルデザイン化 P25

特定の者を想定せず、多様な人々が使いやすいようにデザインする考え方。



ラ行

■リサイクル率R P92

廃棄物の総排出量に対するリサイクル量の割合を示す指標であり、(直接資源化量+中間処理後再生利用量+集団回収量) / (ごみ処理量 + 集団回収量) × 100で計算される。

ワ行

■ワーク・ライフ・バランス P19

仕事と生活の調和。一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活、自己啓発等も充実させること。



4 串間市総合計画策定条例

令和元年9月30日串間市条例第9号

串間市総合計画策定条例

(趣旨)

第1条 この条例は、本市における総合的かつ計画的な市政の運営を図るため、総合計画の策定に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 総合計画 本市における最上位計画として、まちづくりの方向性を示す指針であり、基本構想及び基本計画からなるものをいう。
- (2) 基本構想 まちづくりの基本理念、目指すべき将来像及びそれらを実現するための施策の体系等を示すものをいう。
- (3) 基本計画 基本構想を実現するための主要な施策を体系的に示すものをいう。

(策定)

第3条 市長は、総合的かつ計画的な市政の運営を図るため、総合計画を策定するものとする。

(審議会への諮問)

第4条 市長は、総合計画を策定するに当たっては、あらかじめ串間市総合計画審議会に諮問するものとする。

(総合計画の公表)

第5条 市長は、総合計画の策定後、速やかにこれを公表するものとする。

2 前項の規定は、総合計画の変更について準用する。

(他の計画との整合)

第6条 個別行政分野における施策の基本的な事項を定める計画を策定し、又は変更するに当たっては、総合計画との整合を図るものとする。

(審議会の設置)

第7条 第4条の規定による市長の諮問に応じ、本市の総合計画に関して必要な事項を調査及び審議するため、串間市総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(審議会の組織)

第8条 審議会は、委員30人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 国及び宮崎県の機関の職員
- (2) 串間市議会議員



(3) 市内の公共的団体その他関係団体の役職員

(4) 学識経験を有する者

3 委員の任期は、委嘱された日から諮問に係る答申が終了した日までとする。

(役員)

第9条 審議会に会長を置き、委員のうちから互選する。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名した委員が、その職務を代理する。

(招集及び会議)

第10条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(小委員会の設置)

第11条 審議会は、必要に応じ小委員会を設けることができる。

(雑則)

第12条 審議会の庶務は、総合政策課において処理する。

(補則)

第13条 この条例に定めるもののほか、総合計画の策定に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(串間市総合計画審議会条例の廃止)

2 串間市総合計画審議会条例（昭和43年串間市条例第5号）は、廃止する。



5 串間市総合計画審議会委員名簿

No.	団体名	職名	氏名	小委員会
1	串間市議会	総務教育常任委員長	鈴木 博也	第1小委員会
2	串間市自治会連合会	副会長	阿萬 光弘	第1小委員会
3	宮崎県南那珂農林振興局	次長（総括）	沖米田 哲哉	第1小委員会
4	串間市ボランティア連絡協議会	副会長	財津 さわ子	第1小委員会
5	宮崎県防災士ネットワーク串間支部	副支部長（研修委員長）	獺越 智子	第1小委員会
6	環境ボランティアグループ環の会	代表	河野 幸子	第1小委員会
7	宮崎大学地域資源創成学部	教授	丹生 晃隆	第1小委員会
8	串間市校長会	串間市立大東小学校校長	武田 久樹	第1小委員会
9	串間市社会教育委員会議	会長	百野 達巳	第1小委員会
10	串間市文化協会	理事	吉田 礼子	第1小委員会
11	串間市議会	産業厚生常任委員長	野辺 俊郎	第2小委員会
12	串間市社会福祉協議会	会長	河野 宰	第2小委員会
13	串間市保育会	南さくら認定こども園園長	崎村 尚子	第2小委員会
14	宮崎県日南保健所	所長	古家 隆	第2小委員会
15	宮崎県農業協同組合串間市大東地区本部	地区本部長	渡邊 博康	第2小委員会
16	南那珂森林組合	参事	江藤 祐樹	第2小委員会
17	串間市漁業協同組合	代表理事組合長	吉野 志朗	第2小委員会
18	串間商工会議所	会頭	井手 徳康	第2小委員会
19	串間市観光物産協会	会長	松尾 定直	第2小委員会
20	宮崎県串間土木事務所	所長	今村 拓也	第2小委員会



6 第六次串間市長期総合計画後期基本計画策定経過

年月日	内容
令和6年9月～10月	まちづくり市民アンケート調査（回収率35.8%）
令和7年5月～6月	長期総合計画成果指標実績調査
令和7年5月12日	長期総合計画後期基本計画策定業務委託選定委員会
令和7年6月3日	委託業者の決定（株式会社ぎょうせい）
令和7年6月	市の現況把握及び構造の分析
令和7年6月～7月	市民アンケート調査結果集計・分析
令和7年7月	人口ビジョン案作成
令和7年7月～9月	現行計画の進捗状況の確認・課題整理
令和7年10月～12月	計画素案作成
令和7年11月26日	長期総合計画策定事務連絡会議 （経過報告、スケジュール確認、協力依頼等）
令和7年12月 ～令和8年1月	計画素案確認・修正
令和8年1月16日	計画原案取りまとめ
令和8年1月19日	第1回串間市総合計画審議会 諮問依頼・概要説明
令和8年1月19日 ～令和8年2月9日	パブリックコメント
令和8年1月23日	第2回串間市総合計画審議会 第1回小委員会
令和8年1月30日	第3回串間市総合計画審議会 第2回小委員会
令和8年2月5日	第4回串間市総合計画審議会 第3回小委員会
令和8年2月10日	第5回串間市総合計画審議会 答申内容まとめ
令和8年2月12日	串間市総合計画審議会答申
令和8年2月12日	調整会議・庁議（計画承認について）
令和8年2月24日	3月議会提案
令和8年3月18日	市議会において議決

串間市 人口ビジョン





第1章 計画策定の背景と趣旨

1. 国の動向

我が国の総人口は、平成20（2008）年の約1億2,808万人をピークに人口減少社会に入っており、令和6（2024）年12月1日現在で約1億2,374万人となっています。また、高齢者人口は約3,623万人で、総人口に占める割合は29.3%です。

超高齢社会では、高齢者、特に後期高齢者の増加によって、年金や医療費等の社会保障費の増加等、社会の様々な面での影響が懸念されており、令和7（2025）年には国民の6人に1人が後期高齢者になると予測されています。一方、出生数は平成27（2015）年まで100万人を維持してきましたが、以降は100万人割れの年が続いており、令和6（2024）年の出生数は約68万6千人と70万人を下回りました。

人口減少や少子高齢化は労働力や地域活力の低下を招くとともに、内需を縮小させる要因となるため、将来的な経済の低迷や国力の衰退につながることを懸念されます。また、地方の人口減少と少子高齢化は着実に進行する一方で、東京等の首都圏や一部の大都市圏では人口が増加する等、大都市と地方における経済格差に加え人口格差も問題となってきています。

国においては、このような状況に歯止めをかけるとともに地方創生を促すため、平成26（2014）年に「まち・ひと・しごと創生法」を制定しました。そして、人口の現状と将来の展望を提示する「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」及び「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を平成26（2014）年12月に策定しました。これ以降、国の動向を踏まえ、全国の自治体においても「地方版まち・ひと・しごと創生人口ビジョン」及び「地方版まち・ひと・しごと創生総合戦略」が策定されています。

2. 計画策定の趣旨

本市においては、これまで「第2期串間市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン（令和3（2021）年3月）」（以下「前期計画」という。）を策定してきました。

このたび、総合戦略の改訂にあわせて、前期計画を改訂して新たな「串間市人口ビジョン」（以下「本計画」という。）を策定しました。

なお、本計画は、「まち・ひと・しごと創生法」に基づき、今後予想される本市の人口の変化やその影響及び課題を分析し、本市の人口の展望と今後目指すべき将来の方向を示すものです。

3. 本計画の対象期間

国立社会保障・人口問題研究所（以下「社人研」という。）の推計期間（日本の地域別将来推計人口）である令和32年（2050）年までを対象期間とします。



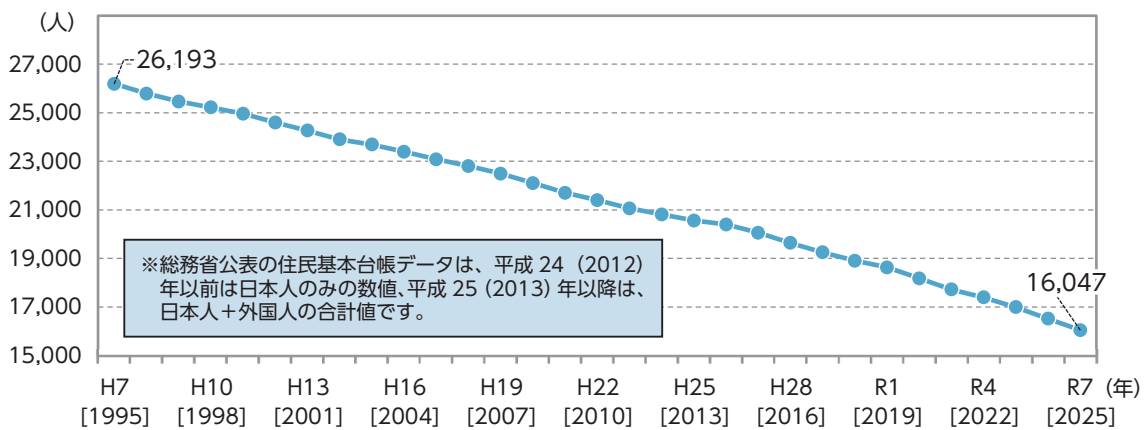
第2章 串間市の現状

1. 人口の動向

(1) 総人口の推移

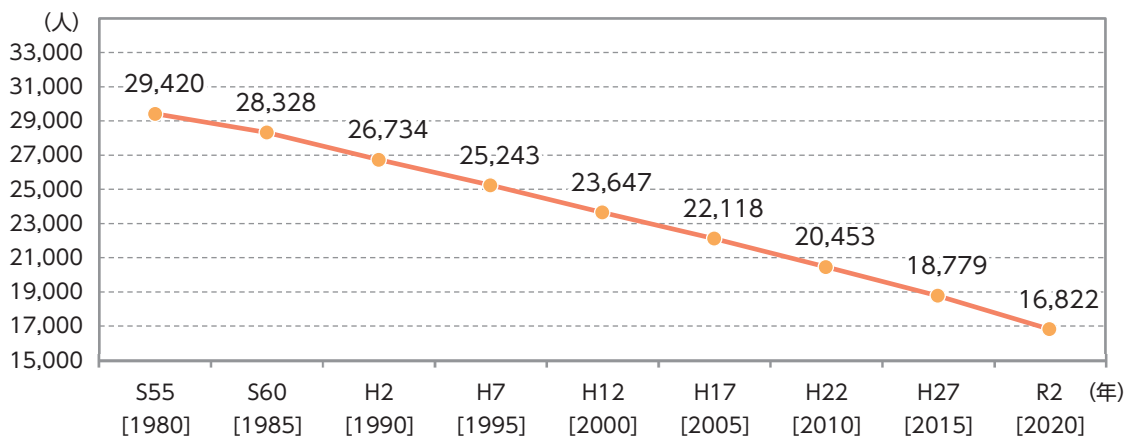
本市の総人口は、令和7（2025）年1月1日時点（住民基本台帳）で16,047人、令和2（2020）年10月1日時点（国勢調査）で16,822人となっています。

◆総人口の推移（住民基本台帳）◆



資料：住民基本台帳（総務省）※H7～H25は各年3月31日時点、H26以降は各年1月1日時点

◆総人口の推移（国勢調査）◆



資料：国勢調査（総務省）※いずれも調査時点（10月1日）

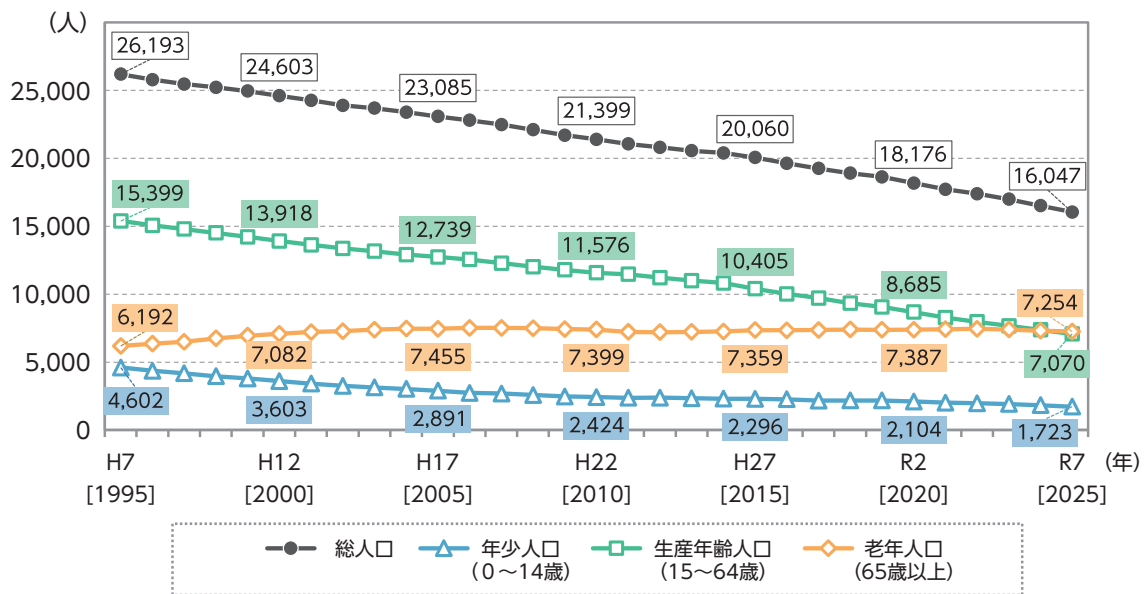


(2) 年齢3区分別人口の推移

年齢3区分別人口の推移を見ると、年少人口（0～14歳）及び生産年齢人口（15～64歳）は減少しています。また、老年人口（65歳以上）は令和4～5年ごろに増加のピークを迎え、それ以降は減少に転じています。

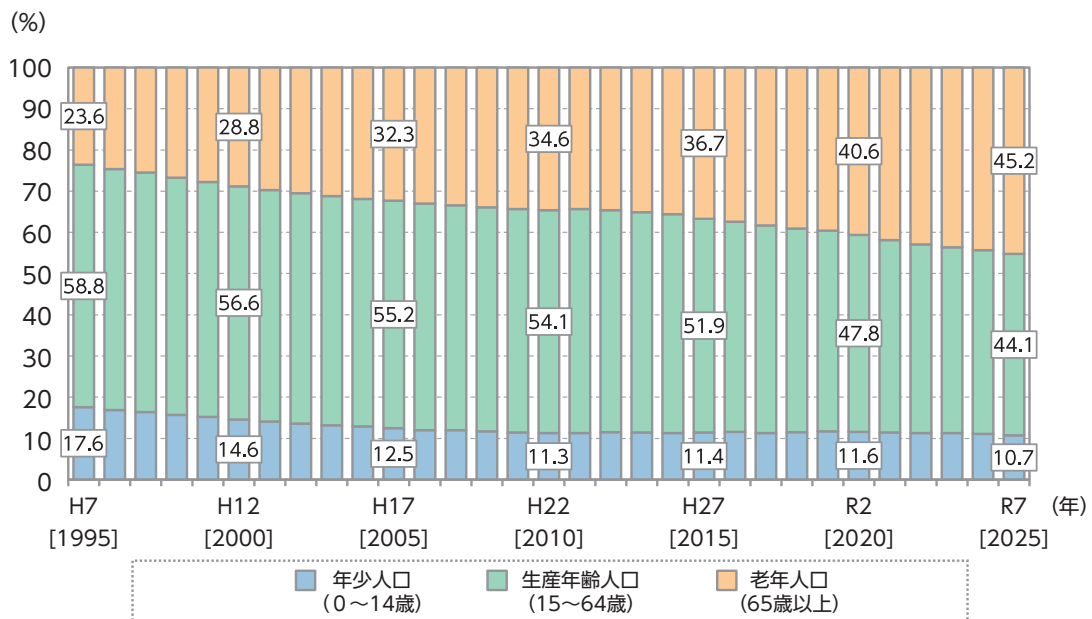
年齢3区分別人口割合の推移を見ると、年少人口（0～14歳）及び生産年齢人口（15～64歳）の割合は減少し、老年人口（65歳以上）の割合は増加しています。

◆年齢3区分別人口の推移◆



資料：住民基本台帳（総務省）※H7～H25は各年3月31日時点、H26以降は各年1月1日時点

◆年齢3区分別の人口割合の推移◆



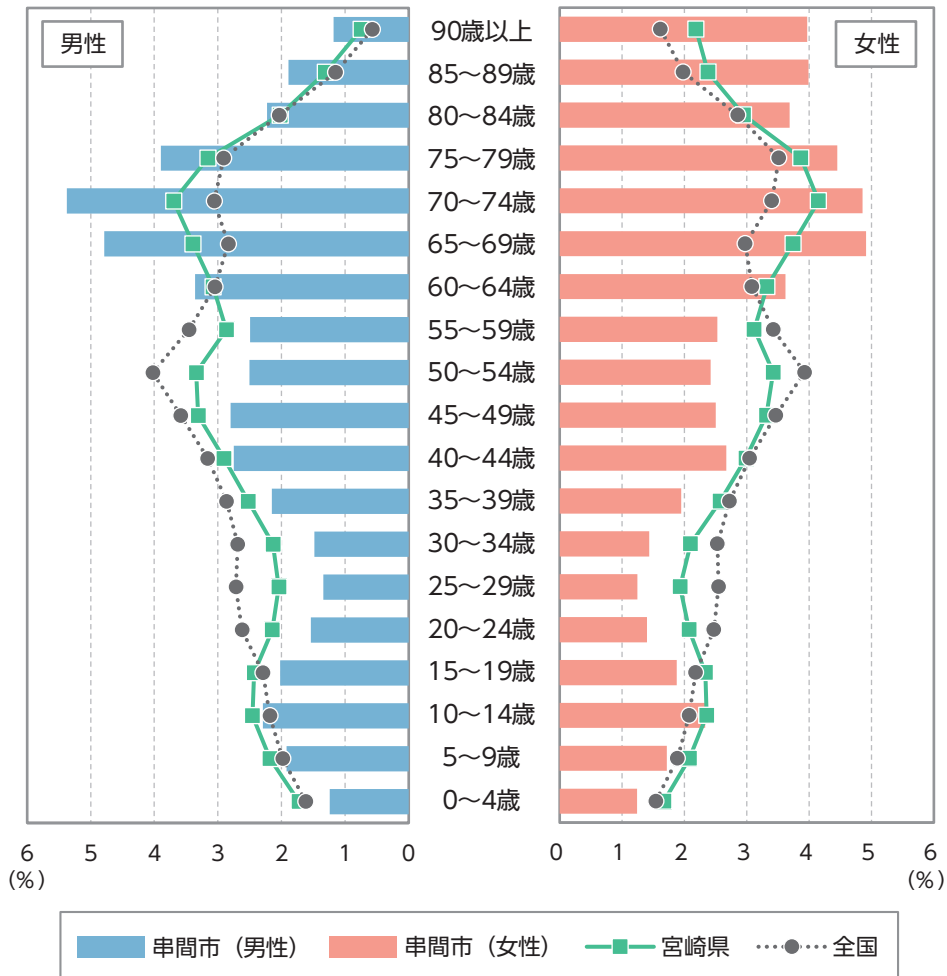
資料：住民基本台帳（総務省）※H7～H25は各年3月31日時点、H26以降は各年1月1日時点



(3) 5歳階級別人口比の構成

5歳階級別人口比の構成を見ると、宮崎県と比べて、男女ともに60歳以上の割合が高くなる一方、一部の年齢層を除いて年少人口（0～14歳）及び生産年齢人口（15～64歳）の割合は低くなっています。

◆ 5歳階級別人口比の構成 ◆



資料：住民基本台帳（総務省）※令和7（2025）年1月1日時点

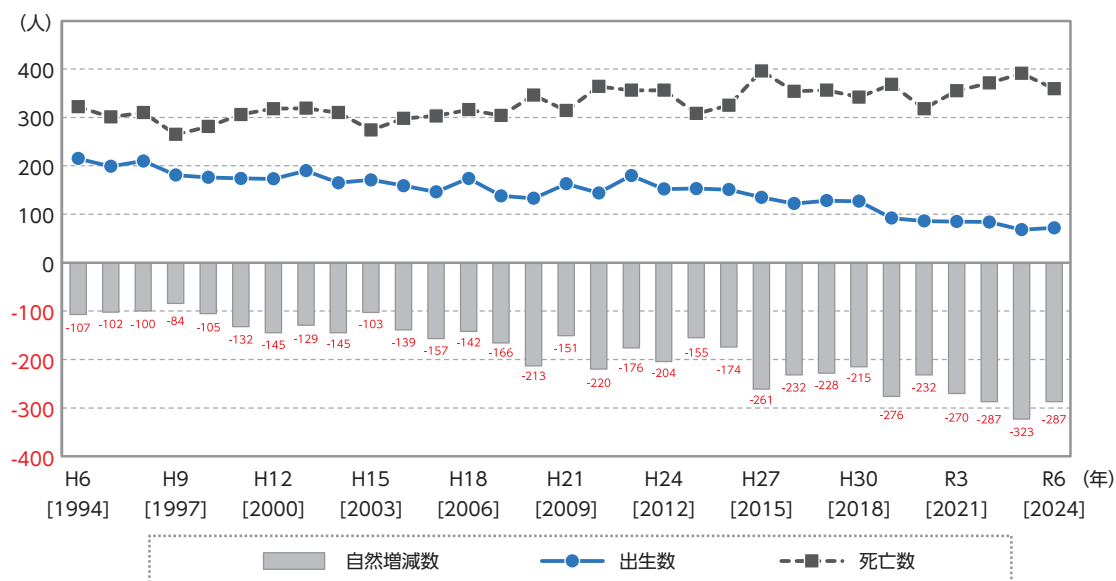


(4) 自然増減、社会増減の推移

自然増減（出生数と死亡数の差）を直近30年間で見ると、自然減で推移しており、近年は出生数と死亡数の差が拡大する傾向にあります。

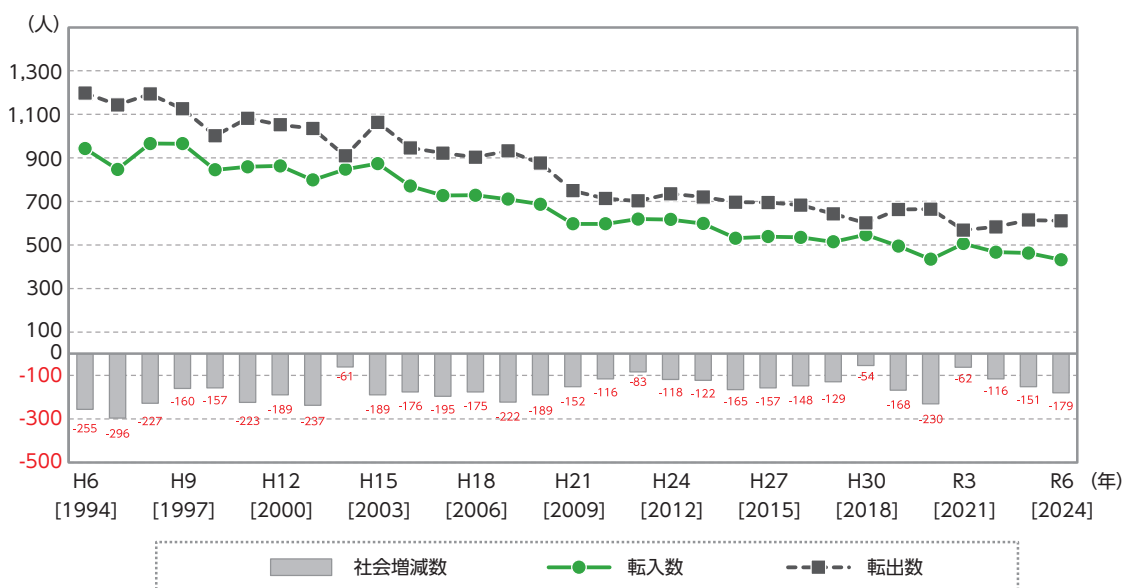
社会増減（転入数と転出数の差）を見ると、年毎に増減はあるものの、社会減で推移しています。

◆自然増減の推移◆



資料：住民基本台帳（総務省）※H6～H24は各年4月1日～翌年3月31日、H25以降は各年1月1日～12月31日

◆社会増減の推移◆



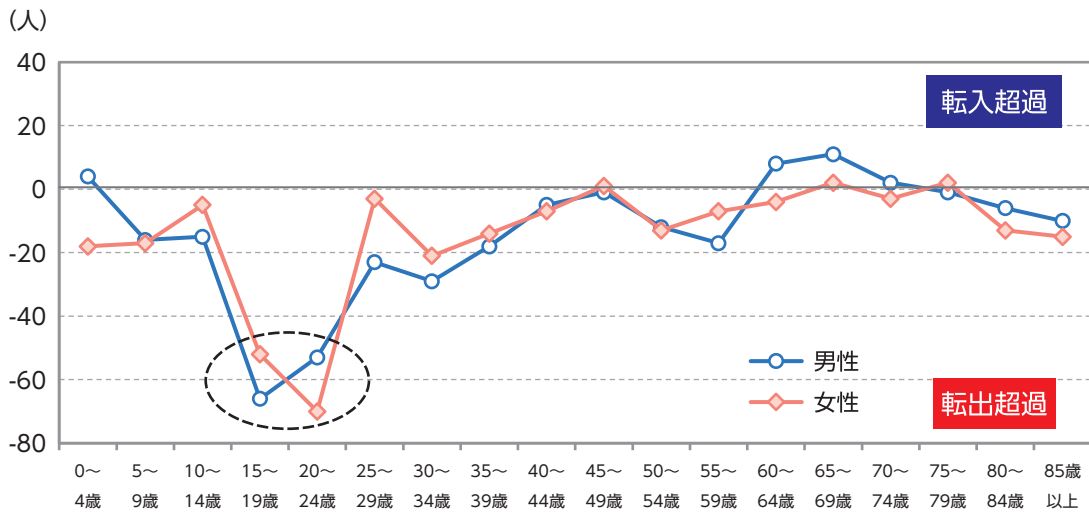
資料：住民基本台帳（総務省）※H6～H24は各年4月1日～翌年3月31日、H25以降は各年1月1日～12月31日



(5) 転入・転出超過数（男女別・5歳階級別）

転入・転出超過数（令和4（2022）年～令和6（2024）年の累計）を見ると、特に15～24歳で転出超過となっています。

◆転入・転出超過数（男女別・5歳階級別）【令和4（2022）年～令和6（2024）年の累計】◆



(単位：人)

年齢	転入			転出			転入超過数		
	男性	女性	合計	男性	女性	合計	男性	女性	合計
0～4歳	44	29	73	40	47	87	4	-18	-14
5～9歳	20	21	41	36	38	74	-16	-17	-33
10～14歳	11	14	25	26	19	45	-15	-5	-20
15～19歳	54	31	85	120	83	203	-66	-52	-118
20～24歳	111	108	219	164	178	342	-53	-70	-123
25～29歳	90	95	185	113	98	211	-23	-3	-26
30～34歳	60	64	124	89	85	174	-29	-21	-50
35～39歳	55	44	99	73	58	131	-18	-14	-32
40～44歳	40	33	73	45	40	85	-5	-7	-12
45～49歳	49	27	76	50	26	76	-1	1	0
50～54歳	35	16	51	47	29	76	-12	-13	-25
55～59歳	31	16	47	48	23	71	-17	-7	-24
60～64歳	28	18	46	20	22	42	8	-4	4
65～69歳	21	17	38	10	15	25	11	2	13
70～74歳	13	10	23	11	13	24	2	-3	-1
75～79歳	10	14	24	11	12	23	-1	2	1
80～84歳	4	9	13	10	22	32	-6	-13	-19
85歳以上	5	18	23	15	33	48	-10	-15	-25
計	681	584	1,265	928	841	1,769	-247	-257	-504

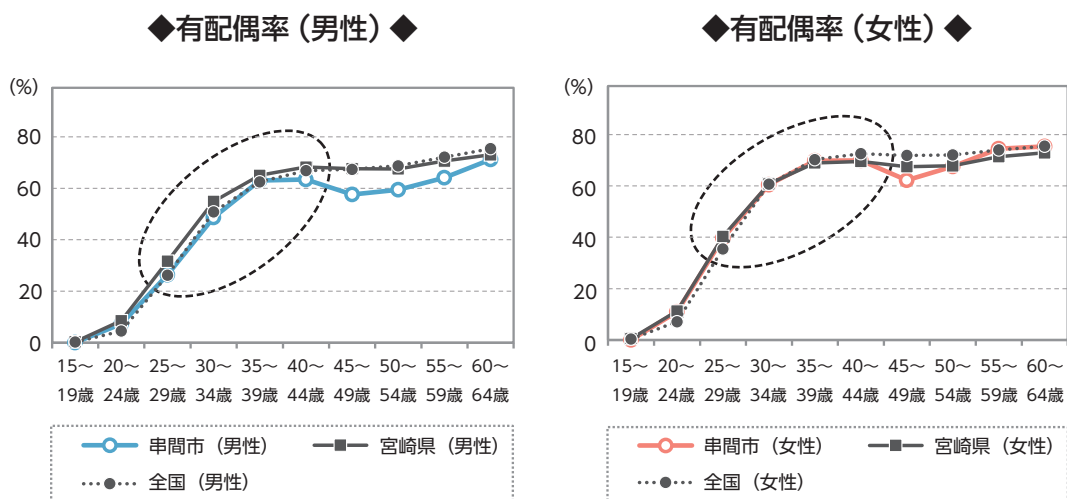
資料：住民基本台帳人口移動報告（総務省）※令和4（2021）年～令和6（2023）年の累計



(6) 有配偶率、合計特殊出生率

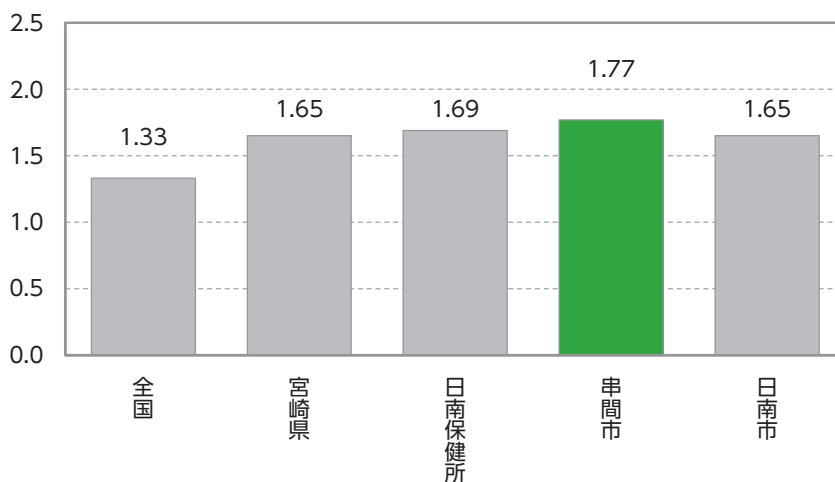
婚姻の状況を示す有配偶率について、子育ての中心世代と言える25～44歳を見ると、男性・女性ともに全国及び宮崎県と同程度となっています。

また、近年の合計特殊出生率^{*1}は1.77であり、全国及び宮崎県と比べて高くなっています。



資料：国勢調査(総務省) ※令和2(2020)年

◆合計特殊出生率(ベイズ推定値^{*2})◆



資料：人口動態統計特殊報告(総務省) ※平成30(2018)年～令和4(2022)年の値

*1 合計特殊出生率とは？

女性が出産可能とされる15歳から49歳までに産むこどもの人数の平均(女性1人あたり)を示す数値。

*2 ベイズ推定値とは？

市町村等の標準化死亡比や合計特殊出生率の算出において、地域間比較や経年比較に耐えうるより安定性の高い指標を求めため、ベイズ統計学的手法を用いることにより、出現数の少なさに起因する偶然変動の影響を減少させた推定値。

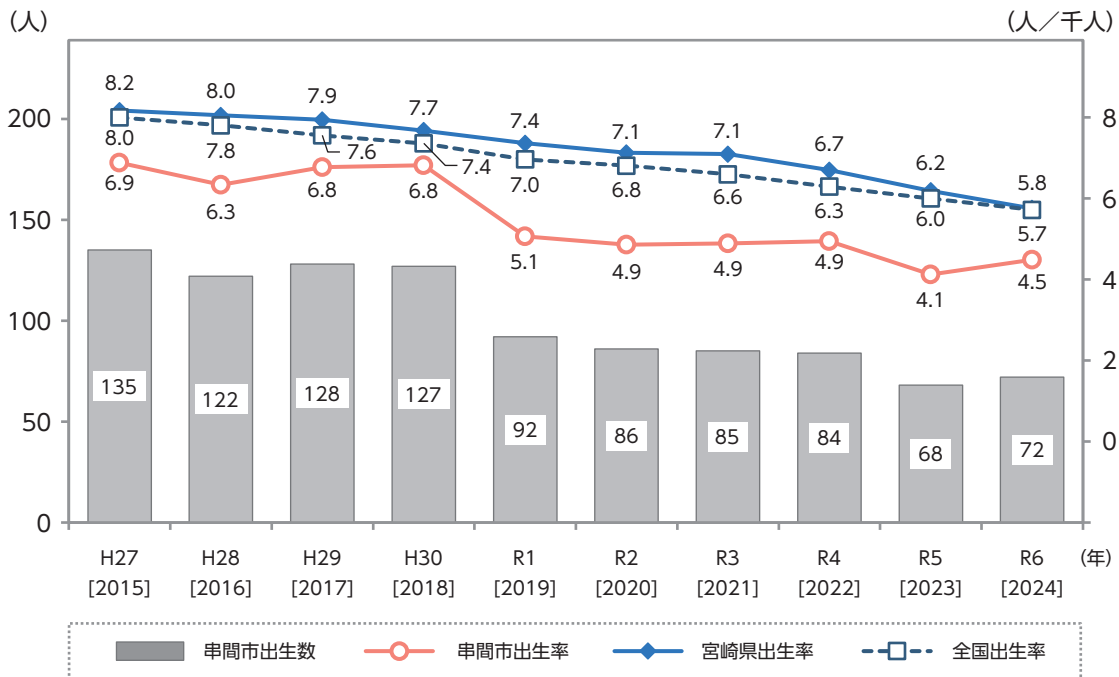


(7) 出生数、こどもの人口の推移

人口千人当たりの出生率は、全国及び宮崎県と比べて下回って推移しています。また、出生数は減少傾向で推移しており、令和6（2024）年は72人となっています。

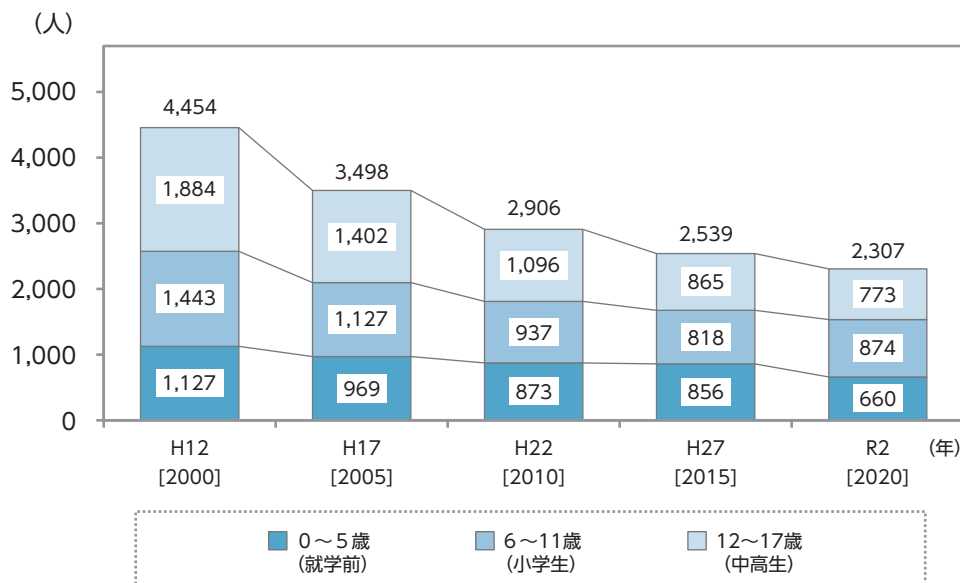
こどもの人口（18歳未満）は減少傾向にあり、令和2（2020）年は平成12（2000）年と比べて半数程度まで減少しています。

◆出生数及び出生率（千人当たり）の推移◆



資料：住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数

◆こどもの人口の推移◆



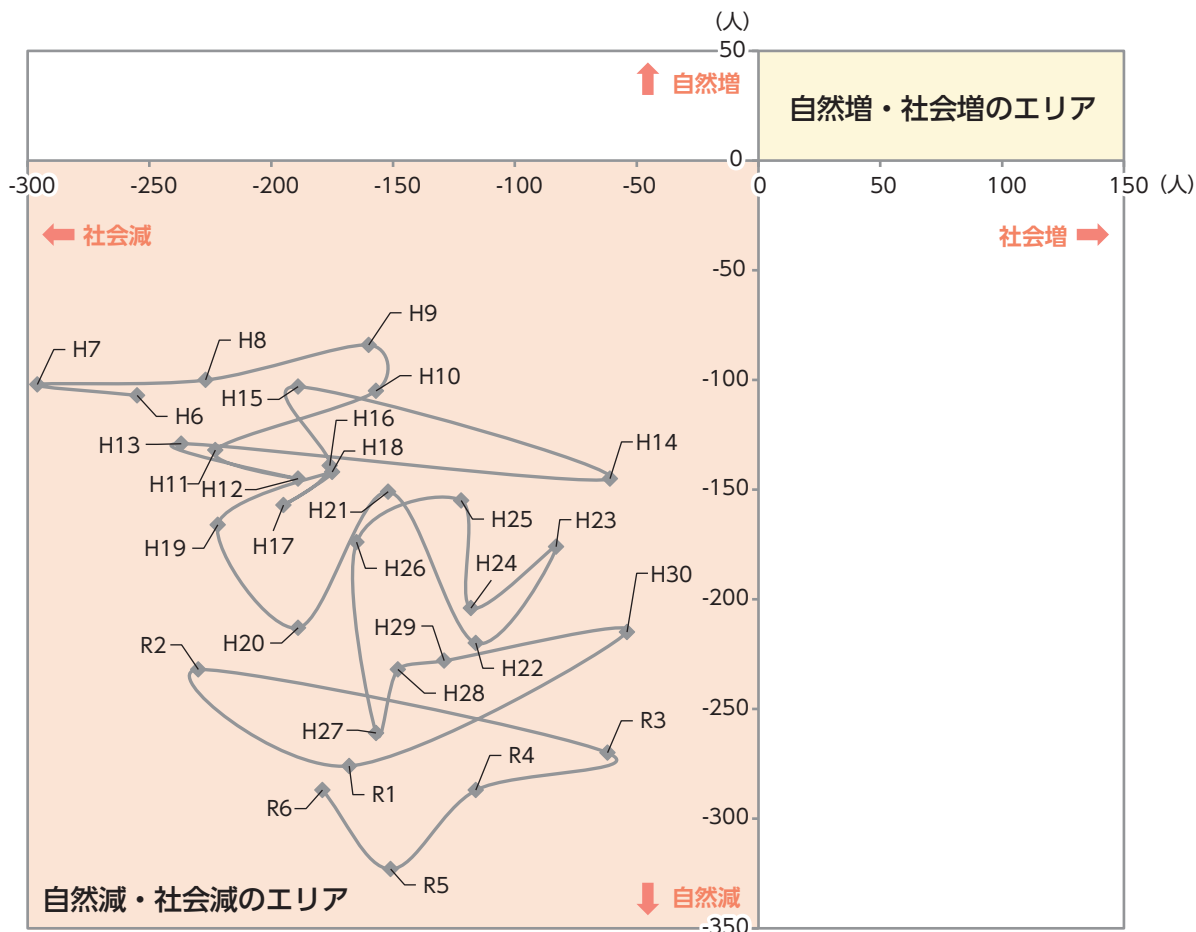
資料：総務省「国勢調査」



(8) 自然増減、社会増減による人口への影響

自然増減・社会増減による人口への影響を見ると、この30年間は自然減・社会減のエリアに位置するとともに、自然減の傾向が強くなっています。

◆自然増減・社会増減による人口への影響◆



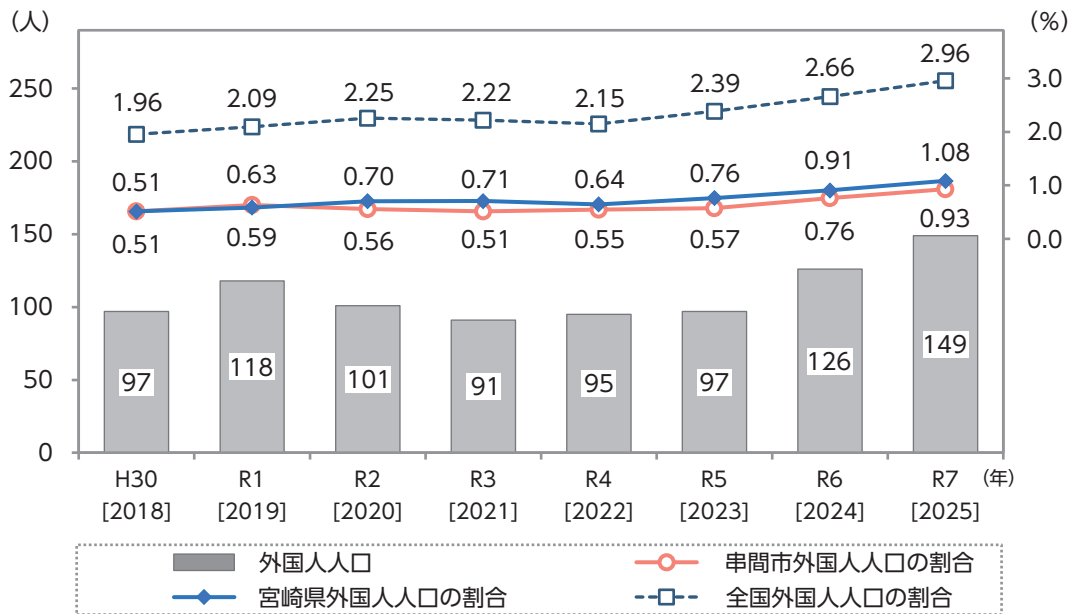
資料：住民基本台帳（総務省）※H6～H24は各年4月1日～翌年3月31日、H25～は各年1月1日～12月31日



(9) 外国人人口の推移

住民基本台帳（令和7（2025）年1月1日時点）によると、本市の総人口に占める外国人の割合は0.93%（149人）でとなっています。

◆外国人人口の推移◆



資料：総務省「住民基本台帳」※各年1月1日時点



(10) 通勤・通学の状況

令和2（2020）年における15歳以上の就業者・通学者の状況を見ると、流出・流入の合計人数が最も多いのは、県内では「日南市」、県外では「志布志市」であり、本市の地理的条件から両市とのつながりが強いことがうかがえます。

また、県外との流出入の差は-401人、県内各市町との流出入の差は-27人と、流出人口が多くなっています。ただし、過去の昼夜間人口の推移を見ると、昼夜間人口比は95.6%～97.3%の間にあることから、夜間と昼間の人口はあまり変わらないことが分かります。

◆15歳以上の就業者・通学者の状況◆

（単位：人）

		流出	流入	差
宮崎県		774	747	-27
(内訳)	宮崎市	61	61	0
	都城市	42	61	19
	日南市	658	597	-61
	その他	13	28	15
鹿児島県		602	228	-374
(内訳)	鹿屋市	19	11	-8
	志布志市	507	182	-325
	大崎町	29	12	-17
	その他	47	23	-24
その他県外		33	6	-27

資料：国勢調査（総務省）※令和2（2020）年

◆昼夜間人口の状況◆

		平成17 (2005)年	平成22 (2010)年	平成27 (2015)年	令和2 (2020)年
昼間人口（人）	A	21,134	19,682	18,019	16,362
夜間人口（人）	B	22,118	20,453	18,779	16,822
昼夜間人口差（人）	A-B	-984	-771	-760	-460
昼夜間人口比	A/B	95.6%	96.2%	96.0%	97.3%

資料：国勢調査（総務省）



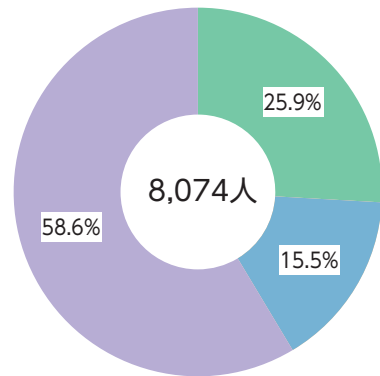
2. 産業について

産業別就業人口は第3次産業が最も多くなっていますが、第1次産業も4分の1程度を占めます。

男女別産業人口を見ると、男性では「農業・林業（うち農業）」が最も多く、次いで「建設業」、「公務」の順となっています。また、女性では「医療・福祉」が最も多く、次いで「農業・林業（うち農業）」、「卸売業・小売業」の順となっています。

なお、特化係数*は「農業・林業（うち農業）」と「漁業」が高くなっています。

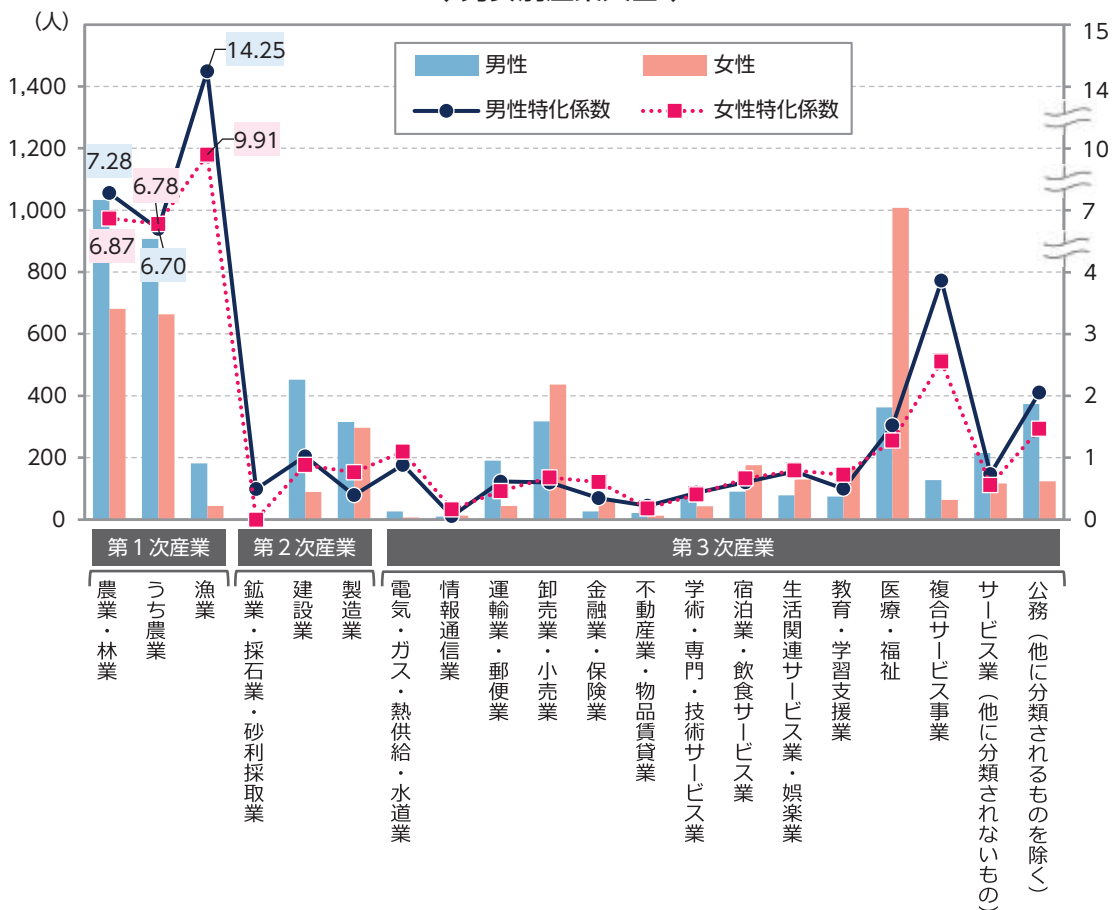
◆産業別就業人口◆



■ 第1次産業 ■ 第2次産業 ■ 第3次産業

資料：国勢調査（総務省）※令和2（2020）年

◆男女別産業人口◆



資料：国勢調査（総務省）※令和2（2020）年

***特化係数とは？**

「自治体のX産業の就業者比率／全国のX産業の就業者比率」であり、自治体の強み・弱みを見る際に用いる。特化係数が1を上回ると強く1を下回ると弱いと判定する。



3. 現状分析のまとめ

- 本市の総人口は減少で推移しており、少子高齢化もかなり進行しています。高齢福祉施策の充実に加え、本市の活気を維持するための少子化対策や人口増加対策として、こども・子育て支援施策や移住・定住施策を一層強化することが必要です。
- 自然増減（出生数と死亡数の差）について、近年は出生数が減少し死亡数が高止まりしていることから自然減少数が多くなっています。また、社会増減（転入と転出の差）は減少で推移しています。転入・転出超過数について年齢階層別で見ると、転入・転出超過数について年齢階層別で見ると、15～24歳で減少が見られます。進学や就職等のタイミングで本市を離れる人が多いことが推測されることから、このような年齢層をターゲットとした定住施策を行うことで生産年齢人口（15～64歳）の減少抑止につなげていく必要があります。
- 本市の合計特殊出生率（1.77）は、全国（1.33）及び宮崎県（1.65）より高く、有配偶率は子育て世代である25～44歳において全国及び宮崎県と同程度となっています。このような状況を踏まえて、若者の結婚や子育ての望みがかなう環境づくりのため、出会いの場づくりや子育てしやすい環境づくりを進める必要があります。
- 本市の外国人人口の比率は0.93%と、全国平均（2.96%）及び宮崎県平均（1.08%）より低くなっています。ただし、今後の社会のグローバル化の流れ等を勘案する中で、多文化への理解促進や国際教育を推進することで、外国人も受け入れられる行政サービスや地域づくりを進めていく必要があります。
- 通勤・通学の状況から、特に「日南市」、「志布志市」とのつながりの強さが伺えます。近隣市町とのアクセスを維持・向上することで、通勤・通学の便をはじめ買い物や移動の便を維持・改善し、誰もがいつまでも住み続けられるまちづくりを進めていく必要があります。
- 就業人口の割合は、第3次産業が58.6%、第2次産業が15.5%であり、本市の強み（特化係数が高い）である第1次産業は25.9%となっています。このような就業人口の特性や本市の特色を把握しながら、特産品のブランド化や販路拡大等、本市の産業の強みを生かせる取組を推進する必要があります。



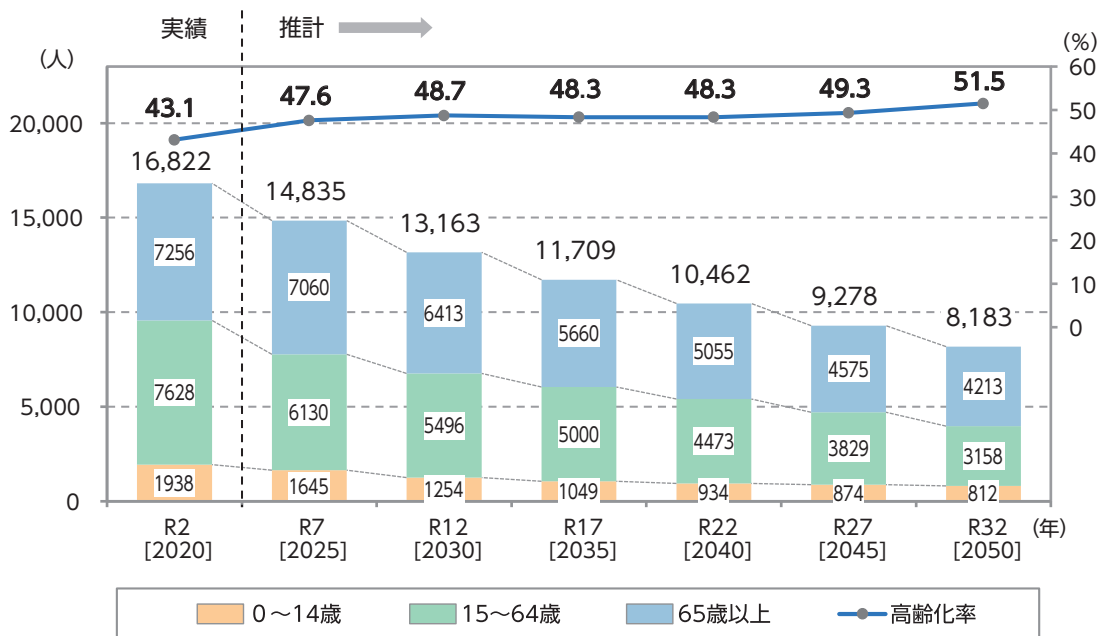
第3章人口の将来展望

1. 国立社会保障・人口問題研究所(社人研)による人口推計

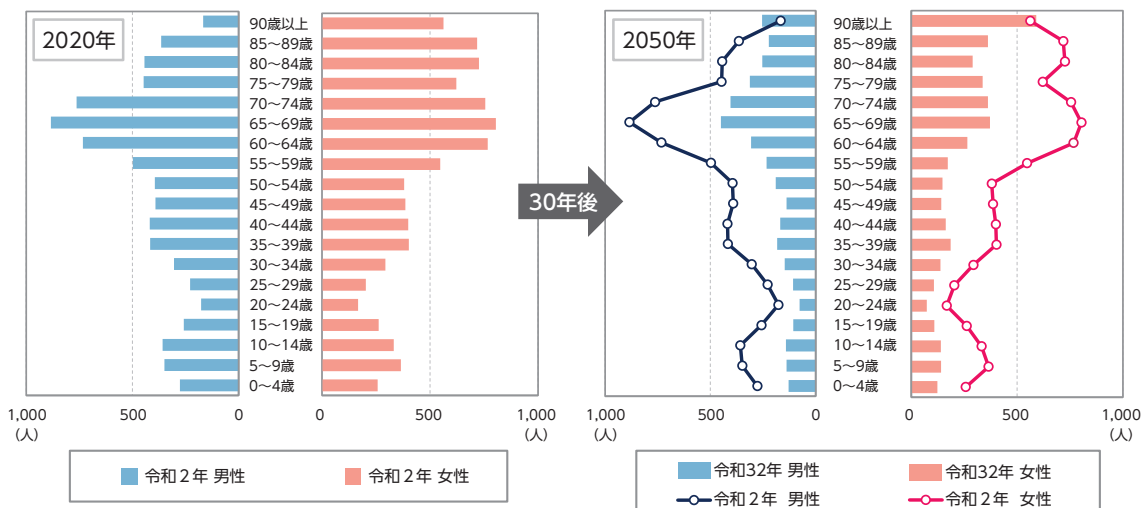
社人研が、令和2(2020)年の国勢調査を基に、令和32(2050)年までについて人口推計を実施した結果によると、本市の総人口はこれからも減少が続くとともに、少子高齢化が進んでいく予測となっています。

また、令和2(2020)年と令和32(2050)年の人口構造を比較すると、令和32(2050)年には全体として細長いつぼ型の人口構造へと変化する見込みです。

◆串間市の人口推計(社人研)◆



◆5歳階級別人口の構成(令和2(2020)年⇒令和32(2050)年)◆



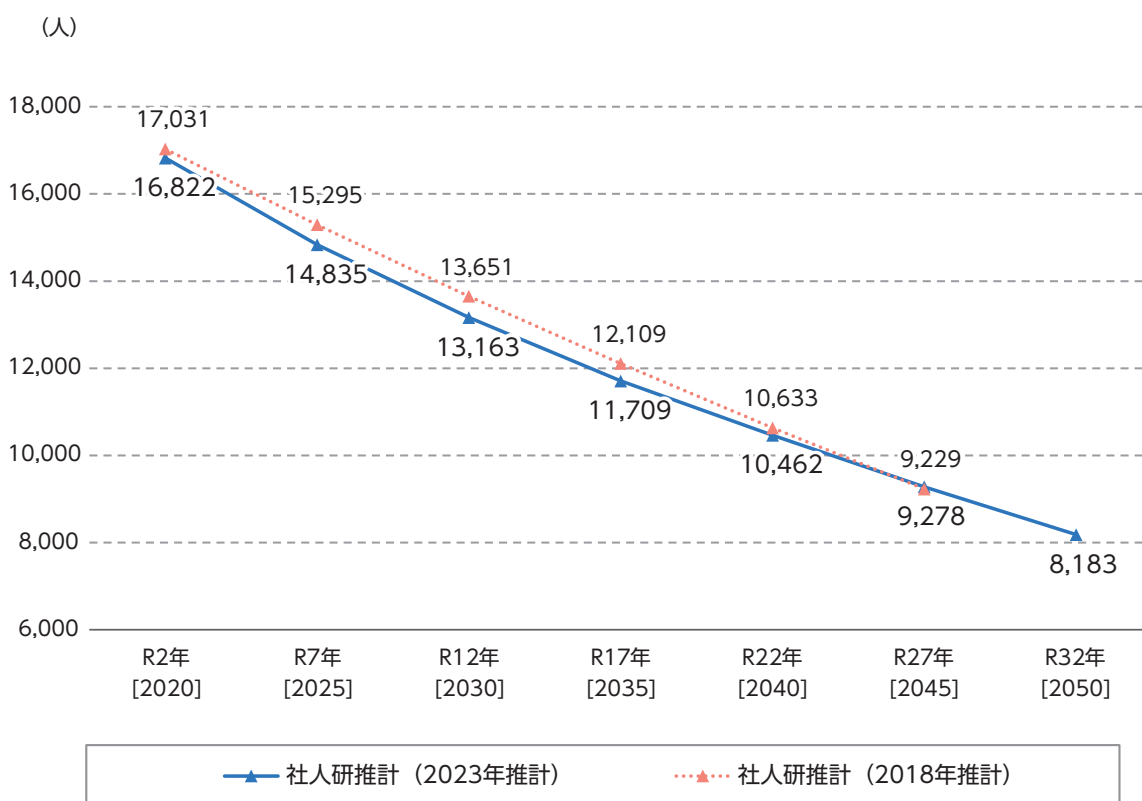
資料:総務省「国勢調査」及び社人研「日本の地域別将来推計人口(令和5(2023)年推計)」



前計画策定時の社人研推計（平成30（2018）年推計）と比べて、今回の社人研推計（令和5（2023）年推計）における令和27（2045）年時点の推計値は+49人とやや上方修正されました。ただし、社人研推計の結果は平成30（2018）年推計から令和5（2023）年推計にかけてほとんど変化が見られない状況です。

この結果を踏まえながら、本計画における将来人口シミュレーション及び人口の将来展望の設定を行う必要があります。

◆社人研推計の比較（2018年・2023年）◆



(単位：人)

	令和2年 (2020)	令和7年 (2025)	令和12年 (2030)	令和17年 (2035)	令和22年 (2040)	令和27年 (2045)	令和32年 (2050)
社人研推計（2018年）	17,031	15,295	13,651	12,109	10,633	9,229	-
社人研推計（2023年）	16,822	14,835	13,163	11,709	10,462	9,278	8,183
差（2023年-2018年）	-209	-460	-488	-400	-171	+49	-

(注) 社人研推計（平成30（2018）年推計）は、2020～2045年までの推計値を公表。また、社人研推計（令和5（2023）年推計）は、2025～2050年までの推計値を公表。



◆国立社会保障・人口問題研究所（社人研）とは？

昭和14（1939）年に設立された厚生省人口問題研究所と昭和40（1965）年に設置された社会保障研究所が、平成8（1996）年に統合して設立された機関です。人口・社会保障に関する根拠データを収集・把握し、その分析を通して、人々の生活を支える政策形成に資する基盤を提供することを目的としています。

（参考）社人研による人口推計の概要

令和2（2020）年の国勢調査（10月1日現在）を基準とし、コーホート要因法を用いて推計を実施した。コーホート要因法とは、ある年の男女・年齢別人口を基準として、ここに人口動態率等の仮定値を当てはめて将来人口を計算する方法である。このたびの推計に関するコーホート要因法では、以下に示す出生・死亡・移動に関する仮定値を市町村別に算出したうえで、将来人口を算出した。

■出生に関する仮定

平成17（2005）年、平成22（2010）年、平成27（2015）年、令和2（2020）年の4時点における市区町村別の子ども女性比（20歳～44歳の女性人口に対する0～4歳人口の比）の全国に対する相対的較差（比）を算出した。そのうえで、原則として平成17（2005）～令和2（2020）年の較差の傾向が令和7（2025）年まで続くと仮定して、直線的に延長することにより令和7（2025）年の市区町村別の較差を設定し、その後令和7（2025）～令和32（2050）年までは一定と仮定した。このように設定した市区町村別の子ども女性比の相対的較差を、「全国推計」による令和7（2025）～令和32（2050）年の男女・5歳階級別人口による将来の子ども女性比に乗じて得た市区町村別の子ども女性比を仮定値とした。

■死亡に関する仮定

原則として、55～59歳→60～64歳以下では、全国と都道府県の平成27（2015）年→令和2（2020）年の生残率の比から算出される生残率を、都道府県内の市町村に対して一律に適用した。

60～64歳→65～69歳以上では、各市町村の平成12（2000）年→令和2（2020）年の生残率を計算したうえで、これら算出された生残率の相対的較差を令和32（2050）年の期間まで一定と仮定し、上述の55-59歳→60-64歳以下と同じ方法で設定した都道府県別の将来の生残率を用いて、市区町村別の将来の生残率を設定した。

■移動に関する仮定

原則として、2005年→2010年、2010年→2015年、2015年→2020年の3期にわたる国勢調査に基づいて算出された地域別の平均的な人口移動傾向が、令和32（2050）年まで継続すると仮定した。また、男女・年齢別転出率については、上述の3期の平均的な値を令和32（2050）年まで一定として仮定値を設定した。



2. 本計画における将来人口シミュレーション

先に社人研による推計を見ましたが、本計画における本市の将来人口シミュレーションを実施する際、次の点を基本的な考え方としました。

社人研推計の結果を勘案しつつ、本市が取り組む施策の効果により、「出生に関する仮定値」及び「移動に関する仮定値」を社人研推計の設定値より上昇させる。

上記を考慮したうえで、社人研推計を基に国が提供するワークシートを用いて、次のとおりの設定で将来人口のシミュレーションを行いました。

◆出生に関する仮定値（合計特殊出生率）の設定

本市の合計特殊出生率について、平成30（2018）年～令和4（2022）年の実績値は1.77でした。一方、社人研推計（令和5（2023）年推計）の設定値は下表のとおり、令和7（2025）年で1.89から始まり、令和17（2035）年以降は2.00以上というかなり高い設定値になっています。

このような社人研の設定を前向きに捉え、本計画の人口シミュレーション（パターン①及びパターン②）では1.89を令和7（2025）年に設定するとともに、令和22（2040）年以降は2.07（人口置換水準*）を目指す設定としました。

*「人口置換水準（じんこうちかんすいじゅん）」とは、人口が増加も減少もしない均衡した状態となる合計特殊出生率の水準（2.07）のこと。「じんこうおきかえすいじゅん」とも言う。

◆合計特殊出生率の設定値◆

	令和7年 (2025)	令和12年 (2030)	令和17年 (2035)	令和22年 (2040)	令和27年 (2045)	令和32年 (2050)
社人研推計（2023年）	1.89	1.95	2.00	2.00	2.01	2.02
将来人口シミュレーション	1.89	1.90	2.00	2.07	2.07	2.07

◆移動に関する仮定値（純移動率）の設定

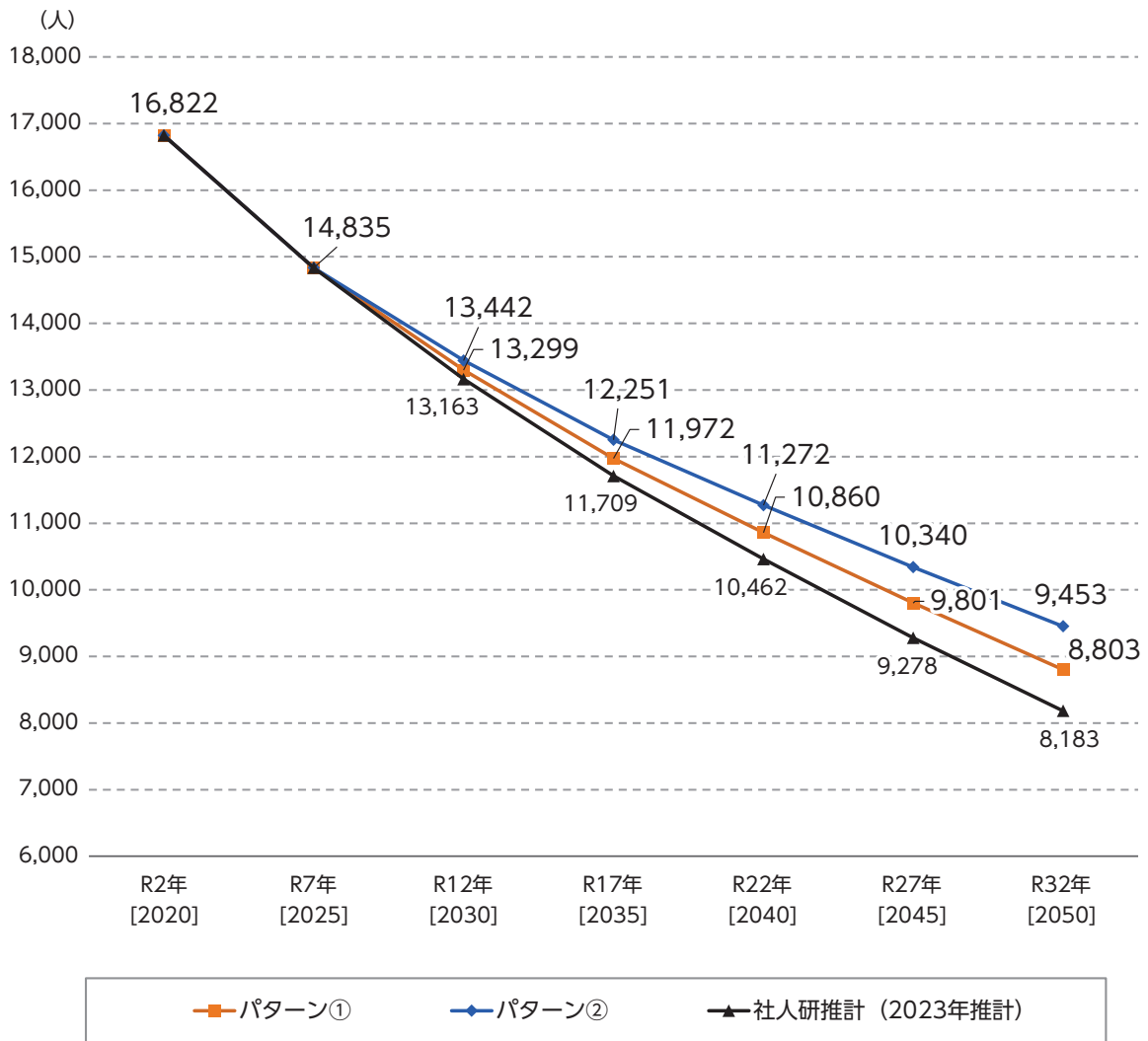
推計対象期間の純移動率（社会増減）について、0歳から64歳に対して社人研推計の設定よりプラス2%加味したシミュレーションを「パターン①」として実施しました。

また、推計対象期間の純移動率（社会増減）について、0歳から64歳に対して社人研推計の設定よりプラス4%加味したシミュレーションを「パターン②」として実施しました。

上記を踏まえた人口推計結果は次のページのとおりです。



◆串間市の将来人口シミュレーション◆



(単位：人)

	令和2年 (2020)	令和7年 (2025)	令和12年 (2030)	令和17年 (2035)	令和22年 (2040)	令和27年 (2045)	令和32年 (2050)
パターン①	16,822	14,835	13,299	11,972	10,860	9,801	8,803
パターン②	16,822	14,835	13,442	12,251	11,272	10,340	9,453
社人研推計 (2023年)	16,822	14,835	13,163	11,709	10,462	9,278	8,183



3. 人口の将来展望

(1) 人口の将来展望の前提条件

全国的に人口減少が進む中、少子高齢化による自然減を要因として本市の総人口は減少しており、令和6（2024）年1月1日時点（住民基本台帳）では16,517人となっています。

婚姻の状況を示す有配偶率について、子育ての中心世代と言える25～44歳を見ると、男性・女性ともに全国及び宮崎県と同程度となっています。また、本市の合計特殊出生率は全国及び宮崎県と比べて高い1.77となっています。このようなことを踏まえて、若者の結婚や子育ての望みがかなうまちづくりを進めるとともに、若者が働ける場づくり（地域産業の担い手や後継者の育成、起業・創業支援等）に力を入れ、市の魅力を高めていく必要があります。

急激な人口減少は地域経済や消費活動を縮小させ、人口減少を一層加速させる負のスパイラルを起こす可能性があります。一方、老年人口の高止まりは、医療・福祉分野の人材不足、社会保障費の増大等につながる懸念されます。

このような不安や懸念に対処し、特に若年層の人口維持・増加につながるよう、子育て環境の充実や生活環境の改善、住まいの確保等により転入者を増やす施策を積極的に推進するとともに、市民が住み続けたいと思えるまちづくりに取り組むことで、次の目標達成を目指します。

● 出生数の増加による合計特殊出生率の上昇

本市の近年の合計特殊出生率は1.77と全国及び宮崎県と比べて高いため、子育て施策の充実や就労環境の充実等、出生数が増加に向かう施策を展開することで、令和22（2040）年以降は2.07（人口置換水準）を目指します。

人口減少の要因の一つには、合計特殊出生率の低さ＝出生数の低下が挙げられます。出生数低下の背景には近年の晩婚化や出産可能な女性の人口減少に加えて、生活様式の変化や経済的負担等の様々な要因が考えられますが、本市では子育てしやすい市を目指し、これまでも出産・子育てに関する様々な取組を進めてきました。しかし、出生数の低下に対して歯止めがかかっておらず、令和5（2023）年の出生数は68人となっています。

本市の人口減少の要因として死亡数が出生数を上回る自然減が挙げられます。このまま出生数の減少が続いた場合には、一層の人口減少と少子高齢化の進行が予測されます。社人研推計（2023年）によれば、令和2（2020）年と比べて、令和32（2050）年の総人口は48.6%まで縮小する見込みですが、年少人口は41.9%まで縮小するのに対して老年人口は58.1%の縮小にとどまることから、高齢化率は一層高まる予測となっています。

以上のことから、今後のまちづくりに向けて、出生数の向上を最重要課題の一つとして認識し、これまで取り組んできた施策・事業の課題を検証するとともに、こどもを産み育てやすい環境のさらなる充実を図ることで、令和22（2040）年以降は合計特殊出生率2.07への上昇を目指します。



● 転出の抑制と転入の促進

純移動率（社会増減）について、0歳から64歳に対して社人研推計の設定よりプラス4%を目指します。

生産年齢人口（15～64歳）の割合（令和6（2024）年1月1日時点の住民基本台帳）を見ると、全国平均（59.7%）と比較して本市は44.6%と低くなっています。これは進学、就職、結婚等を主な理由とする15～24歳の転出が大きな要因と考えられることから、引き続き若者の定住促進とこども・子育て世代の転入促進を図っていく必要があります。

このため、近隣市町へのアクセスの維持及び整備促進を進め、通勤・通学の便や暮らしに利便性のある自然豊かな市の魅力をアピールすることで移住・定住の促進を図ります。また、本市の活気を保ち誰もが安心して住みたい・住み続けたいまちづくりを進めることで、純移動率の上昇（社会増）を目指します。



(2) 人口の将来展望の設定

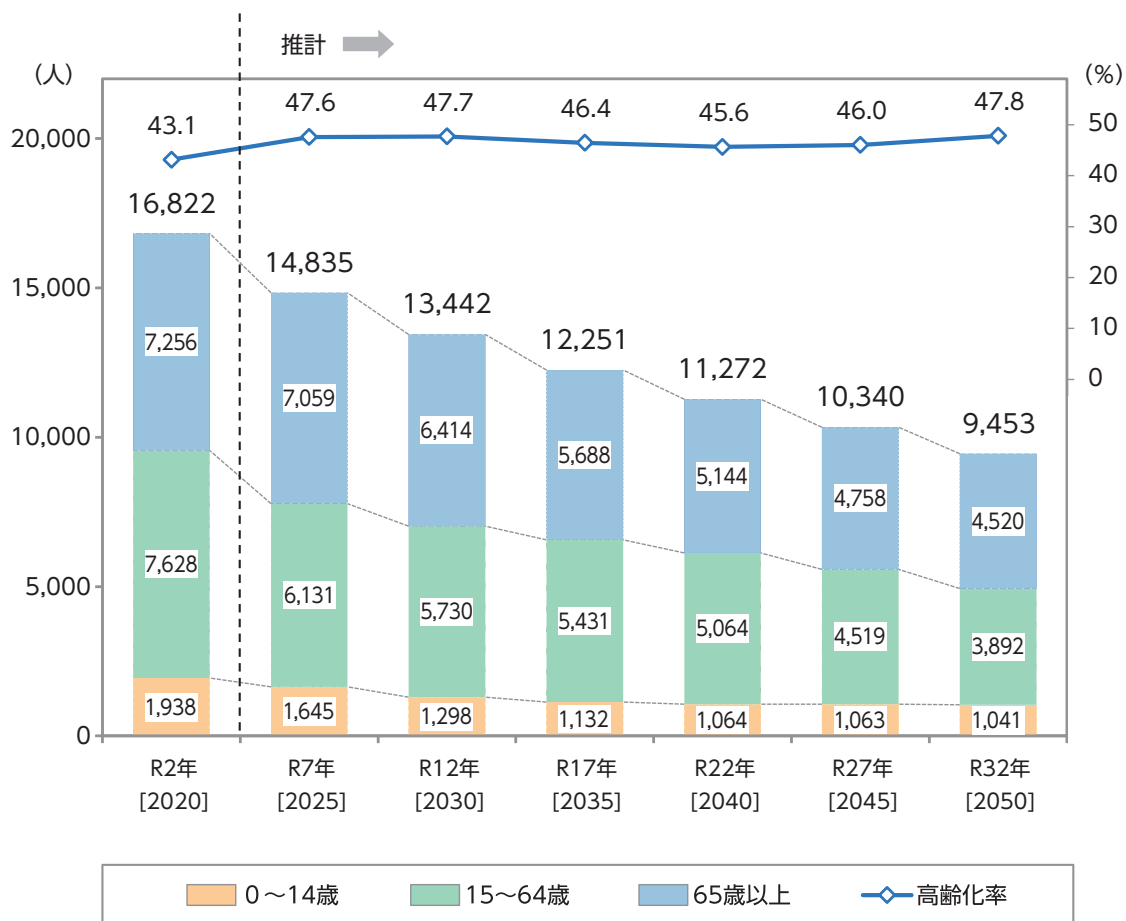
これまでに見た本市の現状や人口推計、前期計画との整合等を勘案した結果、前述の「2. 本計画における将来人口シミュレーション」における「パターン②」が本市の将来人口に適切と判断し、次のとおり、本計画における人口の将来展望を設定します。

人口の将来展望の設定

◆子育て支援及び生活環境の充実や移住・定住促進、地域産業の活性化等に寄与する施策を展開することで、**令和32(2050)年の人口を9,500人程度**と展望する。

人口の将来展望を反映した人口推計は以下のとおりです。

◆本計画における人口の将来展望◆



第六次串間市長期総合計画

— 総合戦略・後期基本計画 —

発行年月 令和8年3月

発行 宮崎県 串間市

編集 串間市総合政策課

〒888-8555 宮崎県串間市大字西方5550
TEL:0987-55-1152(直通) FAX:0987-72-6727

URL:<https://www.city.kushima.lg.jp/>